

平成19年太宰府市議会第3回（9月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
9月3日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明（質疑・討論・採決）
	本会議散会後	決算特別委員会	全員協議会室	
	決算特別委員会散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	決算審査	議 員 控 室	
9月4日(火)	午 前 1 0 時 (午後1時)	決算審査	議 員 控 室	(質疑・討論通告締切)
9月5日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑（討論・採決）・委員会付託
	本会議散会後 (午前10時)	議会運営委員会	第一委員会室	(一般質問通告締切)
9月6日(木)				
9月7日(金)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
9月8日(土)				
9月9日(日)				
9月10日(月)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
9月11日(火)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
9月12日(水)				
9月13日(木)	午前9時30分	議会運営委員会	全員協議会室	
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
9月14日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
9月15日(土)				
9月16日(日)				
9月17日(月)				敬老の日
9月18日(火)	午 前 1 0 時	決算審査	議 員 控 室	
9月19日(水)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月20日(木)	午 前 1 0 時	決算特別委員会	全員協議会室	
9月21日(金)				
9月22日(土)				
9月23日(日)				秋分の日
9月24日(月)				
9月25日(火)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
9月26日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決

平成19年第3回（9月）定例会目次

◎ 第1日（9月3日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	2
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	3
開 会	4
散 会	16

◎ 第2日（9月5日再開）

1. 議 事 日 程	17
2. 出 席 議 員	18
3. 欠 席 議 員	18
4. 出 席 説 明 員	18
5. 出席事務局職員	18
再 開	19
散 会	28

◎ 第3日（9月13日再開）

1. 議 事 日 程	29
2. 出 席 議 員	30
3. 欠 席 議 員	30
4. 出 席 説 明 員	30
5. 出席事務局職員	30
再 開	31
散 会	83

◎ 第4日（9月14日再開）

1. 議 事 日 程	85
2. 出 席 議 員	87
3. 欠 席 議 員	87
4. 出 席 説 明 員	87

5. 出席事務局職員	87
再開	88
散会	157

◎ 第5日（9月26日再開）

1. 議事日程	159
2. 出席議員	160
3. 欠席議員	161
4. 出席説明員	161
5. 出席事務局職員	161
再開	162
閉会	198

◎ 審議結果

1. 審議結果	201
2. 諸般の報告	204
3. 議員の派遣について	205

1 議 事 日 程（初日）

〔平成19年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成19年9月3日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 認定第1号 平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 認定第2号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 認定第3号 平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 認定第4号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 認定第5号 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 認定第6号 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 認定第7号 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 認定第8号 平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について |
| 日程第12 | 認定第9号 平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について |
| 日程第13 | 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第14 | 議案第62号 市道路線の廃止について |
| 日程第15 | 議案第63号 市道路線の認定について |
| 日程第16 | 議案第64号 福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第17 | 議案第65号 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第66号 太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第67号 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第68号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第69号 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第70号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第71号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第72号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について |

- 日程第25 議案第73号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第74号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第75号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第76号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第77号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第78号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第31 議案第79号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第32 議案第80号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第33 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	原 田 久美子 議員	2番	藤 井 雅 之 議員
3番	長谷川 公 成 議員	4番	渡 邊 美 穂 議員
5番	後 藤 邦 晴 議員	6番	力 丸 義 行 議員
7番	橋 本 健 議員	8番	中 林 宗 樹 議員
9番	門 田 直 樹 議員	10番	小 柳 道 枝 議員
11番	安 部 啓 治 議員	12番	大 田 勝 義 議員
13番	清 水 章 一 議員	14番	安 部 陽 議員
15番	佐 伯 修 議員	16番	村 山 弘 行 議員
17番	田 川 武 茂 議員	18番	福 廣 和 美 議員
19番	武 藤 哲 志 議員	20番	不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 会議録署名議員

7番	橋 本 健 議員	8番	中 林 宗 樹 議員
----	----------	----	------------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
教 育 長	關 敏 治	総 務 部 長	石 橋 正 直
地域振興部長	松 田 幸 夫	地域振興部地域コミュニティ推進担当部長	三 笠 哲 生
市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	永 田 克 人
健康福祉部子育て支援担当部長	村 尾 昭 子	建 設 部 長	富 田 讓
会計管理者併上下水道部長	古 川 泰 博	教 育 部 長	松 永 栄 人
監査委員事務局長	木 村 洋	総 務 課 長	松 島 健 二
地域振興課長	大 藪 勝 一	人権・同和政策課長兼人権センター所長	津 田 秀 司

福祉課長 新納 照文

上下水道課長 宮原 勝美

建設課長 大内田 博

教務課長 井上 和雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石 純一

書記 伊藤 剛

書記 花田 敏浩

議事課長 田中 利雄

書記 浅井 武

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成19年太宰府市議会第3回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

7番、橋本 健議員

8番、中林宗樹議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの24日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月26日までの24日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4から日程第12まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第12、認定第9号「平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第12までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成19年第3回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用中にご参集いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日、9月定例議会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年8月25日、福岡市東区の海の中道大橋で、一家5人の乗った車が飲酒した福岡市職員の車に追突されて海に転落し、1歳から4歳までの幼い子供3人が亡くなった事故から、早いもので1年がたちました。加害者が公務員であったということもさることながら、3人の幼い命が犠牲になったこの痛ましい事故は、社会的な問題ともなりました。

本市におきましても、昨年9月定例議会で一般質問にてご回答申し上げましたように、飲酒運転した職員については懲戒処分にする方針をとっておるところでございます。しかしながら、現在も飲酒運転による事故は減少しているものの後を絶たず、この痛ましい事故の風化が懸念をされます。私たちも、いま一度この事故の悲しみや怒りを思い出し、飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗る人には飲ませない、この3ない運動の徹底を図り、飲酒運転撲滅につなげていかなければならないと強く感じておるところでございます。

次に、毎年この時期、全国各地におきまして大雨や台風による自然災害が発生し、多くの方々が災害に見舞われているところでございます。本年も去る7月16日午前中に、新潟県中越沖地震が発生し、死傷者が出るとともに、住宅の全半壊などの被害も数多く確認をされております。被災地の皆様の災害からの早期の復興を心より願っております。

本市におきましては、8月30日から9月5日までの防災週間に合わせまして、防災の日であります9月1日に筑紫野市阿志岐小学校におきまして、筑紫野市と合同で総合防災訓練を実施いたしました。今後とも有事の際には、災害応急対策の迅速化等を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりに万全を期してまいる所存でございます。

また、地球温暖化が叫ばれる中、年々夏の暑さが厳しくなってきました。岐阜県多治見市や埼玉県熊谷市では、観測史上最高の40.9度Cの記録でございました。この暑さで各地で

熱中症によると思われる死者が多数出ております。議員各位並びに市民の皆様におかれましては、まだまだ残暑厳しい時期が続くと思われますので、体調管理には十分ご留意いただきたいと思っております。

このような中で、節水と気温を下げる環境効果を目的といたしまして、昨年に引き続きまして8月1日の水の日、西鉄五条駅前広場を中心といたしまして、市民、大学生及び留学生参加のもと、太宰府商工会主催の福岡打ち水大作戦2007が行われました。節水のための雨水や、あるいは2次利用水をまきましたけれども、ひとときの涼を体験することができました。私が市長に当選をいたしました最初の夏を迎えたわけでございますけれども、施政方針でも申し上げましたように、私自身は市民の皆様が暮らす現場に出向く機会を増やしていくとの考え方のもとに、この時期に多く開催されております地域の夏祭りに出席させていただきました。今年の厳しい暑さの中、様々な趣向を凝らした内容で、多くの市民の方々が集われ、盛大に催されておりました。改めて地域の力強さを実感した次第でございます。これからも市民との協働のまちづくりのためにご協力をいただきたいと思いますと思っております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、平成18年度分の一般会計、各特別会計及び公営企業会計の決算認定9件、人事案件1件、市道路線の廃止1件、市道路線の認定1件、一部事務組合の規約の協議1件、条例の制定1件、条例の一部改正12件、補正予算3件、合わせて29件について議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。私どもは議決いただきました予算の適正な執行について、遺漏のないように最善を図っているところでございますが、今回の決算審査を通じまして、議員皆様方のさらなるご指導を賜りたいとよろしくお願いを申し上げます。そして、議員の皆様方からいただいたご意見やご要望につきましては、すぐに執行できるものについては現年度予算から最大限に反映させるべく努力をしたいと、このように考えております。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号から認定第9号までを一括してご説明をさせていただきます。

最初に、認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成18年度一般会計決算額は、歳入が200億2,849万208円、歳出は193億9,414万3,039円となりました。これを前年度と比較いたしますと、歳入は18億1,377万2,046円、8.3%、歳出は14億7,272万6,489円、7.1%、それぞれ減少となりました。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、6億3,434万7,169円、繰越明許費及び事故繰越しによる翌年度に繰り越すべき財源1億7,184万6,169円を差し引いた実質収支は、4億6,250万1,000円の黒字決算とすることができました。

平成18年度は、予想以上の地方交付税の減額によりまして大幅な財源不足を生じ、極めて厳しい財政状況でございました。市税を初めあらゆる収入の財源確保に努めますとともに、経費の節減、事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策、事業の計画的推進に

努めたところでございます。その結果、一定の成果を上げることができたものと確信をいたしております。これもひとえに議員の皆様方を初め市民各位のご理解とご協力のたまものと、深く感謝を申し上げる次第でございます。今後とも行財政の効率化、財政体質の健全化をより一層進め、本市が抱える諸問題、課題に職員一丸となって取り組んでまいり所存でございます。どうか議員の皆様を初め市民各位のなおい層のご理解とご協力を賜りますように、心からお願いを申し上げます。

次に、認定第2号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成18年度は、歳入総額58億6,998万9,049円、歳出総額58億8,276万6,194円で、対前年度比では歳入8.2%、約4億4,500万円の増、歳出で8.5%、約4億6,192万円の増となっております。歳入歳出差し引きは1,277万7,145円の赤字決算となっております。本歳入不足額につきましては、平成19年度補正予算としまして、平成19年5月31日付で専決処分をさせていただき、去る6月議会におきましてご報告をさせていただいております。

保険税収入の伸びは鈍化する中で、被保険者の増加でありますとか高齢化等によりまして、医療給付費は年々増加をいたしまして、あわせて介護給付費の伸びに伴いまして介護納付金も増加いたしております。国民健康保険税の中で徴収しております介護保険料に歳入不足を生じていることが、赤字決算の主な要因となっております。

歳出の根幹をなします保険給付費は、対前年度比2.4%、約8,700万円増の37億4,651万8,385円となっております。

なお、財源不足に対応するための国民健康保険事業特別会計財政調整基金は、運用利息の12万1,027円の積み立てを行いましたけれども、基金残額のほぼ全額の8,448万6,000円の取り崩しを行いましたために、基金の残額といたしましては12万1,746円となっております。

平成20年4月に向け、大幅な医療保険制度の改正が行われますけれども、本市といたしましては適用の適正化、レセプト点検の実施によります医療費の適正化、保健師による生活習慣病対策等の保健事業の推進、保険税の収納率向上対策など、国民健康保険財政の安定化に向けまして一層の運営努力を行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、認定第3号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成18年度は、歳入総額56億6,656万4,754円、対前年度比では1.8%、約1億660万円の減に対し、歳出総額55億7,170万9,603円で、対前年度比では3.9%、約2億2,647万円の減となっております。年間1人当たりの医療費支給額は、約86万3,000円と前年度並みでございますが、受給者数の減少に伴い、医療費全体では件数、金額とも減少しておりますことから、歳入歳出差し引きは9,485万5,151円の黒字決算となっております。今後とも制度の周知徹底、適正な受診、健康意識の高揚に向けた啓発や保健事業の推進など、引き続き努力をしてまいります。

次に、認定第4号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」

ご説明を申し上げます。

平成18年度は、歳入総額32億4,338万2,099円、歳出総額31億6,648万8,564円で、前年度と比較いたしますと、歳入3.1%、歳出2.6%の増となりました。歳入歳出差し引き残額は7,689万3,535円となっております。

歳出の主な内容といたしましては、保険給付費28億9,066万736円で、歳出総額の91.3%を占めております。

本市では、高齢化率も19%を超え、介護給付の増加もしばらくは続くものと見込まれる中で、介護給付費の適正化を図り、健全な財政運営に今後とも努めてまいりたいと思っております。

次に、認定第5号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成18年度は、歳入総額6,002万6,284円、歳出総額6,002万6,284円で、前年度と比較いたしますと、歳入歳出ともに28.4%の減となっております。

歳出の主な内容といたしましては、介護認定システムに係る経費及び認定審査委員会委員の報酬等の経費が主なものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、筑紫地区4市1町の負担金でございます。

筑紫地区介護認定審査会につきましては、筑紫地区4市1町共同設置でございまして、平成17年度から平成18年度の2カ年間、本市が担当市となっております。

次に、認定第6号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成18年度の住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、歳入が1,285万62円、歳出が1,227万3,741円となっております。歳入歳出差し引き57万6,321円の繰り越しとなっております。

対前年度比では、歳入で64.8%、歳出では66.2%といずれも減額となっております。

決算額が減額になりましたのは、平成17年度に実施いたしました日本郵政公社への住宅新築資金等貸付金に係る簡易生命保険資金の一部繰上償還の対象が、平成18年度はなかったことが主な理由でございます。

次に、認定第7号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明を申し上げます。

決算額は、歳入歳出それぞれ7,982万7,930円で、内容は高雄公園用地購入費借入金の一部償還でございます。

財源といたしましては、7,982万7,930円の一般会計からの繰り入れを行いました。

次に、認定第8号「平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成18年度は、年間を通じて適量の降雨に恵まれ、安定供給に努めることができました。

年度末におけます給水人口は5万2,812人で、行政人口に対します普及率は78.1%、年間総給水量は488万4,605㎥で、前年度より2.9%、13万8,110㎥の増となっております。

建設改良工事は、配水管布設工事11件、下水道工事等に伴う配水管布設替工事9件、その他大左野浄水場流量計改良工事等2件を施工いたしました。

次に、経理面でございますが、収益的収支では総収益12億2,475万7,073円に対し、総費用11億3,426万2,201円で、差し引き9,049万4,872円の純利益を生じております。

資本的収支につきましては、収入総額1億2,919万2,269円に対し、支出総額10億2,700万5,053円で、差し引き8億9,781万2,784円が不足いたしましたけれども、この不足分につきましては、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上が平成18年度の水道事業会計の決算概要でございます。

最後でございますが、認定第9号「平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」ご説明を申し上げます。

平成18年度は、総額5億95万5,809円を投じ、管渠整備に努めました。

工事の概要といたしましては、汚水管渠899.7m、2.2ha、雨水管渠503.9mを整備いたしました。

なお、芝原雨水幹線第18の1工区築造工事等に係る予算1億9,788万8,000円を平成19年度への繰り越しといたしております。

水洗化人口は、前年度比0.9%の増、6万3,641人となり、行政人口に対する水洗化人口普及率は94.1%、年間有収水量は前年度比1.6%増の590万7,277㎥となっております。

次に、経理面でございますが、収益的収支では総収益16億1,943万8,004円に対し、総費用15億7,741万2,326円で、差し引き4,202万5,678円の純利益を生じております。

資本的収支につきましては、収入総額13億2,412万6,550円に対しまして、支出総額17億6,178万157円で、差し引き4億3,765万3,607円が不足いたしましたけれども、この不足分につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上が平成18年度の下水道事業会計の決算概要でございます。

以上、9案件につきましてよろしく認定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第4から日程第12までの平成18年度各会計決算認定につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4から日程第12までは、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設

置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

決算特別委員会の正・副委員長を慣例によって決定したいと思います。これに異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員長は総務文教常任委員長の清水章一議員、副委員長は各常任委員会副委員長の輪番制で、今回は建設経済常任委員会副委員長の力丸義行議員とすることに決定しました。

ここで決算特別委員会日程等について、委員長の説明を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

今回の決算特別委員会の委員長に私清水章一、副委員長に力丸義行議員が選任をされました。特別委員会が効率よく運営されるよう努めてまいりますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

では、日程について説明をさせていただきます。

本日の本会議散会后、1日目の決算特別委員会を開催し、まず総務部長及び各所管部長からそれぞれの決算状況の概要説明を受けたいと思います。2日目からの決算特別委員会の日程については、9月19日及び9月20日の午前10時から、決算書及び各資料をもとに具体的項目についての内容審査を行わせていただきます。

なお、予備日として9月21日を予定いたしておりますので、各議員及び説明者の出席をよろしくお願いいたします。

また、資料要求については配付されています資料要求書により、9月4日火曜日ですが、午後1時までには事務局の方に提出してください。資料の要求に当たりましては、関係資料等の内容を十分に精査されまして、必要最小限の要求としてください。また、決算考査日は本日の議員協議会終了後及び9月4日及び9月18日の午前10時からになっています。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第13、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員活動の充実を図るため、同委員の1名の増員を行うものでございます。

このため、古賀和子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるために提案を申し上げるものでございます。

古賀氏は、昭和48年から中学校の教員として34年間、長きにわたり学校教育にご尽力をされ、平成19年3月末で退職をされております。古賀氏は、教員として長年の経験を生かし、人権擁護委員活動を通して地域に根差していきたいというお考えを持っておられます。本市の人権擁護委員として、古賀氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14と日程第15を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第14、議案第62号「市道路線の廃止について」及び日程第15、議案第63号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14及び日程第15を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第62号及び議案第63号を一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第62号「市道路線の廃止について」ご説明を申し上げます。

今回廃止を提案いたしております大佐野・土場分線、国分・川原線、紺町3号線につきましては、道路改良によりまして起点、終点が変更になるため、路線を廃止するものでございます。

また、川原1号線、川久保1号線につきましては、太宰府市吉松東土地区画整理事業により路線が完成しましたことから、暫定的に供用をしておりました路線を廃止するものでございます。

なお、完成後に再認定の路線につきましては、次の議案第63号で認定を提案しております。

それぞれ道路法第10条第1項の規定に基づき、路線廃止を行うものでございます。

次に、議案第63号「市道路線の認定について」ご説明を申し上げます。

今回認定を提案しております迎田7号線のほか13路線につきましては、開発により帰属を受けた路線及び道路改良により路線の起点、終点が変更になるため、再認定をする路線でございます。また、吉松東区画整理1号線のほか6路線につきましては、土地区画整理法第106条第2項に基づき、管理を引き継いだ路線でございます。それぞれ道路法第8条第1項の規定に基づき、認定を行うものでございます。

以上、2案件につきましてよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第64号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（不老光幸議員） 日程第16、議案第64号「福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第64号「福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」ご説明を申し上げます。

今回の変更の内容といたしましては、規約第5条に規定しております議会の組織及び議員の選挙の方法について変更を行うものでございます。具体的には、選挙区の数につきまして、現行の9選挙区から5選挙区に改め、それぞれの選挙区ごとに市町村の長と議会の議長のうちから選挙すべく、議員の数を互選するというものでございます。

本市におきましては、選挙区は現行と変わらず、第1選挙区になりますけれども、構成団体が22団体から19団体となり、議員定数は市町村の長及び議会の議長からそれぞれ1人を互選することとしているものを、それぞれ2人に変更となります。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17から日程第29まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第17、議案第65号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」から日程第29、議案第77号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第17から日程第29までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第65号から議案第77号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第65号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

様々な行政課題に、今まで以上に迅速に対応できるよう、行政機構の改革につきましては簡素、効率化を基調として検討を行い、平成19年10月1日に実施することから、関係します条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第66号「太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

この案件は、太宰府市水道事業給水条例、太宰府市立学校設置条例、太宰府市立学童保育所設置条例、太宰府市立共同利用施設条例、太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の5件の案件をまとめてご提案するものでございます。

これは、11月27日付をもって施行いたします大佐野、向佐野区及び吉松区の各一部の住居表示に伴い、給水地区の変更及び公共施設の住所変更を行うものでございます。

次に、議案第67号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から議案第76号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」までの10議案につきましては、公共施設使用料の減免制度復活に伴う議案となりますので、一括してご説明を申し上げます。

公共施設使用料の減免廃止につきましては、受益者負担の原則から一般利用者との公平性を図るため、また指定管理者制度の導入等に伴いますことから、平成18年1月から実施をしてきたところでございます。しかしながら、多くの市民の皆様方から利用面での不満の意見をいただきましたことや、スポーツ活動への参加促進、文化活動を総合的に支援するという観点に立って再検討を行いました結果、本年10月1日から、基本的に平成18年1月以前の減免制度に復活するため、関係条例の改正を行うものでございます。

なお、議案第76号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例」につきましては、平成19年11月27日施行の住居表示の実施に伴いまして、位置の表示をあわせて改正するものでございます。

最後に、議案第77号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」ご説明を申し上げます。

本条例の今回の主な改正は、平成12年4月の民法の改正により「禁治産者の宣告」が「後見

開始の審判」に改められていますけれども、当時の条例改正から漏れていたことが判明したことが及び登録印鑑として適当でない漢字、平仮名または片仮名に変えられているものが登録できるようになりましたために、条文の整備を行うものでございます。

以上、13案件につきましてよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30から日程第32まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第30、議案第78号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」から日程第32、議案第80号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第30から日程第32までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第78号から議案第80号までを一括してご説明をさせていただきます。

最初に、議案第78号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2億3,851万7,000円を追加し、予算総額を189億9,345万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、老人保健特別会計から精算繰入金、児童手当関連の国県負担金、交付金額が確定した地方特例交付金などの予算を追加させていただいております。

歳出の主なものといたしましては、児童手当法の改正により、3歳未満の児童への支給金額が増額された児童手当、史跡水辺公園内プール用地の借地部分の購入費、10月1日予定の機構改革関連費用、公園・街路の維持管理費など、緊急やむを得ない事業について予算を追加させていただいております。また、あわせましてセキュリティ対策サーバーと教育情報ネットワークの保守委託料と賃借料の債務負担行為について補正をさせていただいております。

次に、議案第79号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ9,485万5,000円を追加をし、予算総額を59億7,218万6,000円にお願いするものでございます。

歳入といたしましては、平成18年度繰越金9,485万5,000円でございます。

歳出といたしましては、社会保険診療報酬支払基金への精算返還金並びに一般会計繰入金精算繰戻金及び医療費を計上いたしております。

最後に、議案第80号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,186万3,000円を追加いたしまして、予算総額を33億5,325万4,000円にお願いするものでございます。

歳出の主な内容といたしましては、平成18年度介護給付費が確定したことによる返還金、それから介護給付費支払準備基金への積み立て及び介護給付費の見込みに対します予算の組み替えによるものでございます。

歳入の主な内容といたしましては、平成18年度から繰越金と過年度分の介護給付交付金でございます。

以上、3案件につきましてよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第33、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番橋本健議員。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） 発議第3号の内容についてご説明いたします。

発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由のご説明を申し上げます。

提出者は、太宰府市議会議員、私橋本健。賛成者は、太宰府市議会議員原田久美子議員、長谷川公成議員、渡邊美穂議員、中林宗樹議員、大田勝義議員、村山弘行議員であります。

政務調査費は、条例によりまして市議会議員の政策調査研究のため必要な経費の一部として交付を受けております。しかしながら、国の三位一体改革、すなわち国庫補助負担金の廃止、縮減、国から地方への税源移譲、さらに地方交付税の大幅な削減により、財政を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。また、この政務調査費につきましては、テレビ、新聞報道にも取り上げられ、全国的な社会問題にもなっており、本市の市民の方々も大変関心を寄せている今日の状況でございます。

このような状況をかんがみ、市議会が自発的に経費節減を行い、本市の切実な財政逼迫に少しでも寄与し、ともに厳しい現状を乗り切っていこうという考えのもとに、今回の政務調査費

の減額を行うべく条例の改正を提案するものでございます。

この政務調査費減額分を他の事業予算に組み入れていただき、活用してはいかがでしょうか。議員各位におかれましては、どうか趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたしまして、提案の趣旨説明にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は9月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月5日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時53分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成19年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成19年9月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 諮問第3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第62号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第3 | 議案第63号 | 市道路線の認定について |
| 日程第4 | 議案第64号 | 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 日程第5 | 議案第65号 | 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第66号 | 太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第67号 | 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第68号 | 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第69号 | 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第70号 | 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第71号 | 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第72号 | 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第73号 | 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第74号 | 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第75号 | 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第76号 | 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第77号 | 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第78号 | 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について |
| 日程第19 | 議案第79号 | 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第20 | 議案第80号 | 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第21 | 発議第3号 | 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 請願第1号 | 生活道路安全確保に関する請願 |
| 日程第23 | 請願第2号 | 「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財政措置」に関する請願 |
| 日程第24 | 意見書第4号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書 |
| 日程第25 | 意見書第5号 | 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書 |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 原 田 久美子 議員 | 2 番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3 番 | 長谷川 公 成 議員 | 4 番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5 番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 6 番 | 力 丸 義 行 議員 |
| 7 番 | 橋 本 健 議員 | 8 番 | 中 林 宗 樹 議員 |
| 9 番 | 門 田 直 樹 議員 | 10 番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 11 番 | 安 部 啓 治 議員 | 12 番 | 大 田 勝 義 議員 |
| 13 番 | 清 水 章 一 議員 | 14 番 | 安 部 陽 議員 |
| 15 番 | 佐 伯 修 議員 | 16 番 | 村 山 弘 行 議員 |
| 17 番 | 田 川 武 茂 議員 | 18 番 | 福 廣 和 美 議員 |
| 19 番 | 武 藤 哲 志 議員 | 20 番 | 不 老 光 幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

| | | | |
|----------------|---------|---------------------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 石 橋 正 直 |
| 地域振興部長 | 松 田 幸 夫 | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 | 三 笠 哲 生 |
| 市民生活部長 | 関 岡 勉 | 健康福祉部長 | 永 田 克 人 |
| 健康福祉部子育て支援担当部長 | 村 尾 昭 子 | 建 設 部 長 | 富 田 讓 |
| 会計管理者併上下水道部長 | 古 川 泰 博 | 教 育 部 長 | 松 永 栄 人 |
| 監査委員事務局長 | 木 村 洋 | 総 務 課 長 | 松 島 健 二 |
| 地域振興課長 | 大 藪 勝 一 | 人権・同和政策課長兼人権センター所長 | 津 田 秀 司 |
| 福 祉 課 長 | 新 納 照 文 | 建 設 課 長 | 大内田 博 |
| 上下水道課長 | 宮 原 勝 美 | 教 務 課 長 | 井 上 和 雄 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 伊 藤 剛 | 書 記 | 浅 井 武 |
| 書 記 | 花 田 敏 浩 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第1、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。今のところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成19名、反対0名 午前10時01分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2と日程第3を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第62号「市道路線の廃止について」及び日程第3、議案第63号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第2及び日程第3を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第62号及び議案第63号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第64号 福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（不老光幸議員） 日程第4、議案第64号「福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第64号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第64号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第65号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」及び日程第6、議案第66号「太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第５及び日程第６を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第65号及び議案第66号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7から日程第14まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第67号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」から日程第14、議案第74号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7から日程第14までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第67号から議案第74号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第75号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第16、議案第76号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第75号及び議案第76号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第77号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第17、議案第77号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第77号は環境厚生常任委員会に付託します。



~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 18 議案第 78 号 平成 19 年度太宰府市一般会計補正予算（第 2 号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第18、議案第78号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告はありませんので、質疑なしと認めます。

議案第78号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 19 と日程第 20 を一括上程**

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第19、議案第79号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第20、議案第80号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第19及び日程第20を一括議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第79号及び議案第80号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 21 発議第 3 号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第21、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 基本的なことだけ質問させてもらいたいと思います。

（「ちょっとお待ちください。議事進行について、当然、そんな質問するなら提出者が登壇すべきじゃないですか」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 提案者の7番橋本健議員、登壇をお願いします。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） 基本的なことを質問させてもらいたいと思います。

今、提案理由の説明が先日ございましたが、我々は、社会的に今問題になっているこの政務調査費、政務調査費そのものが問題ではなく、使い道であり、その使い方、何に使ったか、領

収書の問題であると認識をいたしております。

今、市民は、我々が聞く範囲の中では、議員がこの政務調査費を使ってしっかり勉強して市政に役立てるよう期待をしているというふうに思っております。この点についてだけで結構ですので、どのように考えておられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ただいまの質問にお答えをいたします。

確かに、福廣議員のご指摘どおり、現在社会問題になっているのはその政務調査費の使い方と領収書の問題であります。その点、本市の場合は、年度末に1円以上の領収書を添付し、事務局のチェックのもと会計報告をしておりますので、全く問題はありません。しかし、テレビや新聞を見た市民からしますと、太宰府市の議員も本当に適切な使い方をしているのか疑わしい、どこの議員も一緒ではないかといった誤解や不信感を持たれるのも事実ですし、この機会にこのような疑いを払拭したいと思っております。

また、おっしゃるとおり、市民の方々から、政務調査費を生かして、市政に生かしてほしいという期待もあるでしょう。しかしながら、過去4年間の政務調査費の執行率の現状を見ますと、20%減額しても今までどおりの議員活動は十分可能であります。

ちなみに、ここに政務調査費執行状況という資料がございます。平成15年度は、7会派ございますが、43.4%、平成16年度は49.4%、それから平成17年度55.0%、平成18年度55.2%と、このような状況になっております。毎年45%から50%は返金をしているわけです。そのうちの20%を減額して、来年度の予算に計上し、例えばバリアフリーとか、あるいは体育館やトイレの補修費に活用していただければというのが今回の提案でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 橋本さんが言われることは間違いではないというふうに我々も思います。しかしながら、残るからそれを減額するというのは旧来の役所の考えではないでしょうか。予算を立てる、それを全部使い切らずに残すということが、今まで市役所並びに我々にも求められてきたことではないかなというふうに思います。

予算決められたら、必ずしも使い切るということの方がおかしいのであって、残しておく、それは何にもおかしくない。それは使い道の厳格さもあるでしょう。太宰府市の場合、まだこの政務調査費の未熟さもあるのかもわかりません。ただ、その枠を下げるということは、今後の新たな議員さんたち、新人の人たちが勉強したいと思ったときに、できない足かせになる可能性も十二分にある。そのときに、必要だから上げなさいと言っても、それはまた無理な話ではないかというふうに我々は認識しています。

このことについての回答は要りませんが、あくまでもこういった問題、もっと議会、議員間で論議をして、ある一定の路線を引く、またそれを議会に出すというのが我々の今までのやり方でありましたが、残念ながら今回はそう多くの議論もなしに提案されてしまいました。

また、これは委員会に付託されますでしょうから、そこで議論はありますでしょうけれど

も、我々は議会改革というもう少し大きな枠の中でもっとやるべきことがあるのではないかと
いうふうに思っておりますので、今後そういったものを提案しながら、頑張っていきたいと思
いますので、今の橋本議員の回答は理解はしますけども、そのあたりが我々とちょっと違う
ところがあるのかなというふうに思う次第でございます。

質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

橋本議員自席へどうぞ。

発議第3号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第22、請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」を議題とし  
ます。

紹介議員の説明を求めます。

4番渡邊美穂議員。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」について趣旨説明をいた  
します。

請願者は、五条区長斉藤浩平氏、五条西区長古賀五男氏、そのほか1,338名です。

紹介議員は、村山弘行議員、そして私渡邊美穂です。

平成3年、天神様の細道事業で、現在の宰府一丁目、以前大町と呼んでいた地域の道路が歩  
道を拡幅し一方通行になりました。これにより、ほとんどのバスは五条から進入し五条から出  
ていきます。また、平成17年には九州国立博物館が開館し、国博で観光客をおろしたバスも五  
条から進入し、議員皆様ご承知のように五条近辺は大変な交通量になっています。

昭和の後半ごろは、バス1台の総重量は10t程度でしたが、現在大型観光バスは15tから  
16t、2階建てバスに至っては総重量25tにもなります。私は実際に道路わきの住宅を何軒も  
拝見いたしましたが、振動によって柱とはりの間に大きなすき間ができていたり、玄関のたた  
きに何本も大きな割れ目ができているという状況です。

この道路は五条住民の生活道路であり、200名以上の子供たちが通う通学路にもなっていま  
す。もし大型バスだけでも一方通行になれば、バスの通過台数は半分になります。これによ  
り、振動に対する大きな対策になると同時に、バスの離合がなくなるため、歩行者が大きな危  
険にさらされる機会も激減します。生活道路として、また通学路としての安全確保が何より優  
先されるべきことと考えます。

この請願、先ほど申し上げましたように、署名捺印をいただいた請願者は1,338名ですが、  
純粋に署名人数だけを数えますと1,886名となり、五条の皆様の総意と考えていただい  
てよいと思います。ぜひ趣旨をご理解いただきまして、ご採択いただきますようお願い申し上げま

す。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

渡邊議員自席へどうぞ。

請願第1号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 請願第2号 「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係わる地方財政措置」に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第23、請願第2号「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係わる地方財政措置」に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

4番渡邊美穂議員。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） 「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要な経費に係わる地方財政措置」に関する請願」について趣旨説明をいたします。

請願者は、太宰府インクルーシブ教育を考える会代表辻丸由紀氏です。

紹介議員は、私渡邊美穂です。

まず、この請願者に関して簡単にご説明をいたしますと、太宰府インクルーシブ教育を考える会というのは、障害を持つ子供たちの保護者、そしてそれぞれの学校関係者が毎月1度集まり、それぞれの情報交換、そして研修などを行っている会であります。

では、請願内容の趣旨を説明させていただきます。

小・中学校において、特別支援学級は近年急増しております。昭和60年には、2万2,000学級だったものが平成18年には3万6,000学級になっています。さらに、平成18年度より、障害の種類にLDやADHDが加わり、今後さらに増加していくことがほぼ確実な状況になっています。

この状況を受けて、政府及び文部科学省は、学校教育法の改正の中で特別支援学級の強化を行い、適切な教育を行うことを明確に位置づけました。その裏づけとして、本年の交付税算定基礎の中に、公立小・中学校1校当たり84万円を組み入れ、各自治体へ交付しております。

太宰府市の場合は、11校ありますので、交付税の中の約1,000万円が文部科学省によるこのための地方財政措置ということになります。文部科学省では、特別に支援を要する児童・生徒を障害児と位置づけておりますが、この請願は、その概念をさらに拡大し、家庭環境に問題のある児童・生徒や不登校の子供たちもその中に位置づけ、文部科学省が財政措置したお金をそ

の子供たちのために使ってほしいという内容です。

各学校に平均的に分配するという方法だけではなく、例えばすべての学校、保護者の代表、青少年センターなどの意見を聞いた上で、今現場で一番支援を必要としている子供たちのための制度改正や人的配置及びその育成をこの税源を使って行っていただきたいということです。

ぜひ趣旨をご理解いただきまして、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

渡邊議員自席へどうぞ。

請願第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第24 意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第24、意見書第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」につきましてご提起を申し上げますが、本案につきましては、昨年平成18年9月議会におきまして、同趣旨の意見書を小柳議員提出、以下3名の方で提案していただき、ご同意をいただきました。これは同じく昨年の6月26日に、地方自治危機突破福岡県総決起大会がシーホークで行われました際に決議をされた部分と同趣旨でございます。

特に、地方財政が厳しくなる中で、さらなる税源移譲と国庫補助負担金の改革、さらには各自治体間の財政力の格差が大きい現状を、地方交付税の財源保障と財務調整の機能を堅持していこう、さらにまた地方自治体の意見を十分に踏まえて対処していただきたい、こういう趣旨の意見書でございます。

中身につきましては、お手元に配付しておと思いますので、ぜひともご同意賜り、意見書送付をお願いしたいと思っております。

送付先につきましては、衆・参議長並びに内閣総理大臣以下関係大臣でございますので、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げ、説明にかえたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

村山議員自席へどうぞ。

意見書第4号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 意見書第5号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第25、意見書第5号「中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 意見書、「中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書」について説明をさせていただきます。

提案理由は、中小企業の事業承継円滑化のために税制改正等必要な措置を講じるように国に求めるためでございます。

お手元にお配りをいたしております意見書について読まさせていただいて、説明にかえさせていただきますと思います。

「中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書」。

団塊の世代が引退時期に差しかかる状況下、特に小規模企業において事業承継がなかなか進んでいない。

2007年版中小企業白書によりますと、昨年2006年の企業全体の社長交代率は3.08%と過去最低を記録いたしました。従業員規模別では、規模が小さいほど社長交代率が低下する傾向にあり、小規模企業における事業承継の難しさを示しております。

また、年間廃業者29万社、2001年から2004年の平均ですが、このうち少なくとも4分の1の企業は後継者の不在が理由となっております。これに伴う雇用の喪失は、毎年20万人から35万人とも言われ、雇用情勢に与える影響も少なくありません。

こうした中小企業の廃業や事業承継をめぐる問題は、日本経済の発展を阻害する大きな要因となっております。中小企業の雇用や高度な技術を守り、事業承継を円滑に進めていくための総合的な対策を早急に講じる必要があります。

事業承継に係る諸課題について、従来から多様な問題提起や議論が行われ、実際に様々な制度改正も行われてきたところであります。しかしながら、残された課題のうち、とりわけ相続税を中心とする税制の問題は、承継当事者・関係者にとって最大関心事の一つであります。平成19年度の税制改正大綱においても、今後の検討課題として事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討する必要性が明記されたところでもあります。

以上のことから、中小企業の事業承継円滑化のために税制改正など必要な措置を講じるよう、政府に対し強く要望をいたします。

趣旨について、1つ、非上場株式等に係る相続税の減免措置について、抜本拡充を図ること。

2つ、非上場株式の相続税法上の評価制度について、事業承継円滑化の観点から、見直しも含め合理的な評価制度の構築を図ること。

3番目に、相続税納税の円滑化を図るために、事業承継円滑化の観点から必要な措置を講じること。

4、税制面のみならず、情報面、金融面、法制面など事業承継の円滑化を支援するための枠組みを検討し、総合的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

あて先は、内閣総理大臣初め衆議院、参議院議長あてでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ぜひご採択をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

清水議員自席へどうぞ。

意見書第5号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（3日目）

〔平成19年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成19年9月13日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|---|
| 1 | 福 廣 和 美
(18) | 1. 新卒採用について
2. 環境対策について |
| 2 | 清 水 章 一
(13) | 1. 地域の活性化について
三位一体改革によって地方交付税等が削減され、地方自治体は厳しい財政状況になっている。本市としても新たな財源確保が求められているが、その施策の一つとして地域の活性化を図る必要がある。市としての今後の戦略について、企業誘致や中小企業・商店街等の活性化等について伺う。 |
| 3 | 安 部 陽
(14) | 1. 創造のまちづくりについて
(1) ベッドタウンなのか観光都市なのか
(2) 観光拠点の考え方について
(3) 高齢者対策について
(4) 医療対策について
2. 公共施設使用料の減免について
(1) 休館、休園の考え方について
3. 機構改革について
(1) 重点施策について
(2) 人員配置について |
| 4 | 中 林 宗 樹
(8) | 1. 財政の硬直化とゼロ予算事業について
(1) 財政の硬直化はますます進んでいるが、平成19年度の経常収支比率は何パーセントくらいの見込みとなるか。
(2) 「ゼロ予算事業」とは職員自ら創意工夫し、知恵を出して事業費を計上せずに事業を実施することであるが、本市においても導入できないか。 |
| 5 | 藤 井 雅 之
(2) | 1. 点字ブロックの整備・修繕について
視覚障害者の方の安全な通行を保障する上で重要な役目の点字ブロックの損傷が激しい場合の対応策について、近隣の店舗などと連携した対応が必要と思うが市の所見を伺う。 |

| | | |
|---|-----------------|---|
| 6 | 田 川 武 茂
(17) | 1. 今後の環境行政の取り組みについて
各自治体でできる「地球環境への負荷軽減策」に具体的にどう取
り組もうと考えてあるのか伺う。 |
|---|-----------------|---|

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 原 田 久美子 議員 | 2 番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3 番 | 長谷川 公 成 議員 | 4 番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5 番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 6 番 | 力 丸 義 行 議員 |
| 7 番 | 橋 本 健 議員 | 8 番 | 中 林 宗 樹 議員 |
| 9 番 | 門 田 直 樹 議員 | 10 番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 11 番 | 安 部 啓 治 議員 | 12 番 | 大 田 勝 義 議員 |
| 13 番 | 清 水 章 一 議員 | 14 番 | 安 部 陽 議員 |
| 15 番 | 佐 伯 修 議員 | 16 番 | 村 山 弘 行 議員 |
| 17 番 | 田 川 武 茂 議員 | 18 番 | 福 廣 和 美 議員 |
| 19 番 | 武 藤 哲 志 議員 | 20 番 | 不 老 光 幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（30名）

| | | | |
|------------------------|---------|-------------------------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 石 橋 正 直 |
| 地域振興部長 | 松 田 幸 夫 | 地域振興部地域コミュニ
ティ推進担当部長 | 三 笠 哲 生 |
| 市民生活部長 | 関 岡 勉 | 健康福祉部長 | 永 田 克 人 |
| 健康福祉部子育て
支援担当部長 | 村 尾 昭 子 | 建 設 部 長 | 富 田 讓 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 古 川 泰 博 | 教 育 部 長 | 松 永 栄 人 |
| 監査委員事務局長 | 木 村 洋 | 総 務 課 長 | 松 島 健 二 |
| 政策推進課長 | 宮 原 仁 | 地域振興課長 | 大 藪 勝 一 |
| まちづくり企画課長 | 神 原 稔 | 産業・交通課長 | 山 田 純 裕 |
| 観 光 課 長 | 木 村 甚 治 | 環 境 課 長 | 蜷 川 二三雄 |
| 人権・同和政策課長
兼人権センター所長 | 津 田 秀 司 | 福 祉 課 長 | 新 納 照 文 |
| 国保年金課長 | 木 村 裕 子 | 保健センター所長 | 木 村 努 |
| 建 設 課 長 | 大内田 博 | まちづくり技術
開 発 課 長 | 大江田 洋 |
| 上下水道課長 | 宮 原 勝 美 | 施 設 課 長 | 轟 満 |
| 教 務 課 長 | 井 上 和 雄 | 社会教育課長 | 藤 幸二郎 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 伊 藤 剛 | 書 記 | 浅 井 武 |
| 書 記 | 花 田 敏 浩 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、13人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして、2日間で行うことに決定していますことから、本日13日6人、明日14日7人の割り振りで行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告どおり2項目について、総論的ではございますが質問をさせていただきます。

初めに、新卒者採用についてお尋ねします。

市としてここ数年採用はなく、20代は約20名ぐらいしかいないのが現状であります。また、職員の数は40代以降が大半で、7年から8年後には一挙に六十数名が一度に定年を迎える年代になっています。私は、組織としての活性化、新しい発想などを考えると、新卒者採用が必要と思いますが、市長の考えを示していただきたい。

次に、環境対策について尋ねますが、今回は環境対策の中で最も今我々が心配をする点、今からやっていかなければいけない問題として、地球の温暖化防止に対する対策がありますが、このことについて、今年は岐阜や埼玉では日本の最高気温を74年ぶりに塗りかえる記録的な猛暑になりました。我々も毎日、本当のこの猛暑に悩まされました。中国やイギリスでは大洪水、オーストラリアでは干ばつが深刻化で、まさに各国とも異常気象になっています。

オーストラリアの干ばつの影響で、その材料が入ってこないで、そば屋さんが大変に苦しんでいる。よその国のことではない、そう感じておりますし、日本におきましても大雨による被害、太宰府の類を見ないような被害が各地方で起きていますが、これもやはり温暖化が影響をしているのではないかと、そう言われております。

市として、今までも市民の協力を得ながら取り組みをしてきてはいますが、今の現状をどのようにとらえておられるか、また今後市としての対策についてお伺いをします。

再質問につきましては、自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問の新規採用の問題についてお答えを申し上げます。

職員の採用につきましては、第3次定員適正化計画に基づきまして行っておりまして、この計画を基本として考えております。

次年度以降の採用の件でございますけれども、職員の大量退職が見込まれるところでございますけれども、再任用制度との関係がございますので、全体的な配置定数の見直しと事務量の問題、そういった全体的な検証を加えまして、適切に判断してまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今、市長の方から再任用との関係、それから事務量との関係というふうなお話でしたが、私が思うに、組織として新たな血が入ってこないということは、途中の血管が詰まるのと一緒ではないかと、そのように考えます。

市長の言われることも十二分にわかりますし、赤字の部分を少なくしたい、そのために影響もあるだろうというふうに思われますが、しかしながら組織として考えた場合に、将来を見据えて考えたときに本当にそれでいいのか、今現状としてはいわゆる再任用、事務量のことを考えてとらえていいわけですが、私は新採用というものは常にやるべきではないかと、組織としては。その中からの人材ですから、人材が途中でとまるということは、今いる中で人材はいるかもわかりません。しかし、将来にわたって本当に太宰府をよくしていこうという人材が途絶えるのではないかとという心配を私はするわけであります。

そういう新たな血というのは、もうこの前もお話ししましたかもわかりませんが、これはもう全く別の世界の話になりますけれども、そういうのは当たりませんよと言われても仕方ありませんが、プロ野球でも毎年優勝したチームこそ新たな人材を求める。いい人材を求めてドラフト制度というものにかかるし、スカウトが動いている。大体、優勝すれば次も今のままでいいのじゃないかという考え方になるでしょうけれども、そうではない。やはり、新しい血が入ってこそ、今いらっしゃる職員の皆さんの活力にもなる。影響も受ける。そういうのがないと、もう40代後半、50代の人为主ですから、本当にそこで市をよくしていこうという打ち合いが、今現在あっているのかどうかと非常に疑問な点があります。

今さっき市長、次年度以降と答えられましたけど、次年度ということは平成20年度ということとを指してあるのかもわかりませんが、ぜひ私はこの点でもう一度考え直してもらえないものかというふうに思っておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 組織の中に活性化を図るために新しい職員、新しい考え方が入るのは、当然これはなくてはなりません。今私が申し上げました背景には、太宰府市が今置かれている現状、これを考慮する必要があるのではないかとこのように思っております。財政的にも厳しい状況があるということについては、私の選挙を通してもお話を申し上げてきました。一番は人

件費をどう抑えていくか。全体的には、人件費については31億円ほど、経常収支比率が言われますけれども、全体の30%を占めているわけでございます。私は、市民に対します福祉予算等については、削減はできないのではないかというふうに思っております。

高齢化率も上がってまいりますし、それだけでも予算は増えておるわけでございます。あとの分野に私どもが抑制を加えていくかといいますと、やはり職員が一人二役、三役を行い、生産性を高め、最小の人数で最大の行政サービスを上げるすべを考えるのが私は大事ではないかというふうに思っております。

私は、決して採用を否定しておるものではございません。責任ある立場として、その事務量が適切であるかどうか、やはり数字的な形の中で検証する必要があるというふうに思っております。年間を通して職員の働く日数、時間、それを想定いたしますと、1,800時間がその一つの事務量として積み重なっているかどうか、そういったミクロの積み上げも私は必要だというふうに思っております。

総合的な検証をしながら、そしてそのことが不足するというようなことがはっきり明確になった時点の中において、採用に踏み切るというふうなことを行ったとしても遅くはないと。手法的には、直採あるいは年齢の高い不足している職員構成から見て、不足している職員構造、構成を見ながら、年齢の制限、幅を持たせ採用する、あるいは専門職を採用していく、あるいはこの分野についてはむしろ職場で育てるよりもノウハウを持ってある方を雇用するというふうな多面的な、いろいろな考え方が出てくるというように私は思っております。

そういった全体的なものを検証しながら、職員採用については当たるべきであると。1人採用しますと、生涯賃金が2億円、3億円であります。したがって、きちっとしたバックデータのもとに私は次年度以降、全体的な検証を加えながら、適切に判断していきたいというふうに申し述べましたのは、そういった理由からでございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今、市長が言われることは、全部よくわかります。わかりますけども、しかしながら市長が市役所に入られた当時は、毎年毎年多分採用はあっておっただろうというふうに思います。

今現在、ここ数年間、自分よりも後に入ってこない。若い年代の人たちがどういう思いを持っておられるか。多分、多分ですよ、ここに座っておられる方々には経験がないと思います。後が入ってこない、新人が。そういったときに、最後に入った職員はどういう思いで仕事をしているか。そりゃ仕事の量も大事でしょう。そういうことも大事でしょうけど、どういう思いでどういう気持ちでやるかによって、その事務量というのが多くなったり少なくなったり、私はするのではないかというふうにも思うんです。それは、20人入ったら20人全部人材になっていくかどうかわかりませんよ。しかし、いい人材を見つけるには、採用しなければいけないわけです。先ほど再任用ということがありましたけど、私は再任用よりも新卒の方を重視すべきと、今からは。経験よりも新たな発想、新しい考えを私は重視した方が、今もうそれだけの人

材は市役所にいらっしゃるわけですから。そうでしょう。皆さん方、力がある人がそこにいらっしゃるんですから。もういっぱい人材はいるわけですから。それよりも将来のことを考えたとき、組織はずっと続くんですから。合併をしない限り太宰府市役所は残るんですから。そうしたときに、ここ何年間か採用がない。また、足りなくなったら大量に採用する。その際は大量に退職するわけです。そうすると、そこに間があくわけです、やっぱり。そういうことを財政的なことを考えたら、それは市長の言われるとおり。そうすべきと私も思います。それはわかるけども、それだけでいいのかなという思いが最近あるわけなんですね。そういった意味でお伺いをさせていただきました。

マニフェストの中に、市長が職員の意見を十分聞きながらやっていくんだということもありました。この新卒者の問題に関してですね、一遍職員の声も直接聞いてみようという気はございませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） お答え申し上げましたように、私も一介の職員を経験し、そして今日に至っております。したがって、新採の採用の必要性については、私は何度も言いますが痛感をしておるわけです。今、財政の建て直しをやろうと、やらなければならないというふうなことで、家の内でも何でもそうだと思いますけれども、まず全体的なひずみが出た場合については、詳細な見直し、そしてまずみずからにそういったひずみ、マイナス面をみずからに課するということは当然だろうというように思っております。

私は、その部分を市民サービスの低下につながるようなことはすべきでないと思っております。そのことについては、内なる自浄作用の中において、行政あるいは事務の内容の見直しでありますとか、手法の見直しでありますとか、いろんな検証を加えながら、私はやる必要があると。やはり、心を鬼にしてやらなければならないときに私はあるというように思っております。太宰府市においては、まさにそういった時期ではないかなというふうに思っております。決して職員の声を聞かないとか、そういったことではありません。

私は今、若い職員との中で昼食を一緒にしまして、68名ほど応募があっておりまして、今昼の中で昼食をともにしながら、意見を聞いております。その中におきましても、いろんな意見が出ます。私の考え方も伝えておるところでございます。

そういったことで、今の太宰府市の状況を職員全体に理解を求めていきたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） その会食の中で、こういった話は具体的には出ていませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） もちろん職員の意見の中に採用してほしいというふうなことは出ております。私も平成21年度以降どうするかについては、真剣に考えると。今も言っておりますように、採用しないんだというふうな考え方には立っておりません。全体的な見きわめをした中で

踏み切るというようなことを言っているわけでございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 市長の言われることは全部わかります。別に市長の考えを否定するつもりはもう全くありませんので、お願いしたいと思えますけどね。ただ、しかしという部分で、どうしてもその部分を何とかできないものかと。平成22年度でということは、合計何年間にわたってほとんど採用がないということになるんですかね。6年。5年ですかね。

（「来年1人採用する」と呼ぶ者あり）

○18番（福廣和美議員） 1人はね、採用したうちに入らんわね。

大体五、六年になるんですか、ほとんど採用がないというのは。5年ね。

今いらっしゃる若手の職員が、本当にはつらつと意気軒高で本市のためにね、仕事をしてもらえると、そういう状況になれば。今やってないということじゃありませんよ、今以上にという意味合いで言っていますので、そういう組織づくりというものをもう一度ですね、考えをいただいて、今後こういった意見もあるということを十二分に入れてほしい。私は、財政面も確かにその達成のために今努力してあるというのはわかりますが、やはり心といいますか、思い、どういう思いで仕事に取り組むのかというのは、一番大事だろうというふうに思いますので、十二分にやっぱり職員の意見も聞いていただいて、今聞いているというお話ですが、ぜひ反映をしてもらうようにお願いしたいと思えます。

今、職員について改革案を示すように話をされているというふうにお伺いをいたしました。が、それはそのとおりですかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 既に職員の意識の改革でありますとか、行政のあり方をどう持っていくかというようなことについては、日々の中で検証するのは当然であると、その考え方で絶えず執行をしております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 最後にお伺いしますが、市長はそう思っていないと思いますが、声はいろんなところにいろんな声があるという思いで聞いてもらえればいいと思いますが、改革案を出しても果たしてどうなのかという声もあると。せっかく出しても、本当にそれを真剣にとらえてくれるかどうかというのが疑問であるというですね、そういう声もあるように聞いていますし、その点、そういうことはなかろうと私は信じておりますが、こういった意見もあるということですので、よく市長も聞かれているかもわかりませんが、選挙中からいろいろありましたので、とらえてあると思いますが、ニュー井上としてですね、市長を今されているわけですから、その点もそういう声もあるということを経験にでも置いていただいて、今後頑張りたいなと。よろしくお願いします。

1 項目めはそれで終わります。

2 項目めについて回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 地球温暖化対策についてお答えを申し上げます。

地球温暖化問題につきましては、温室効果ガスの濃度が産業革命以前の1750年と比較をいたしまして、現在は約30%ほど増加し、しかも増加し続けていることによりまして、地球の平均気温が上昇、あるいは生態系への影響や海面の上昇、異常気象の発生など深刻な問題となっており、このように言われております。

温室効果ガスの6割を占めます二酸化炭素は、人間が便利で快適な生活を送る中で、化石燃料を適用し、使用し、大量のエネルギーを消費することによるものでありますから、本市でも市民一人一人が日々の生活の中や事業活動の中で意識的に省エネルギーの取り組みが重要であると思っております。

省エネルギーの取り組みにつきましては、何か一つのことを行えば解決をするというものではございませんので、いろいろな省エネルギー行動のヒントを市民へ提供し、できることから日々取り組んでいただくため、情報の提供あるいは広報、啓発活動に力を注いでまいりたいと考えております。また、福岡都市圏環境行政推進協議会や福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会の中でも、ノーマイカーデーやマイバッグの推進など共同実施あるいは拡大を図っていくことといたしております。

なお、本市では環境保全実行計画に沿いまして、電気、ガス、ガソリンなどのエネルギー消費の抑制などに今後努力してまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） この環境対策は、過去今までもいろいろ本市においてもやってきた部分はたくさん、市民の協力を得ながら。しかしながら、やってもやっても何か一つもいい方向に行かないという、そういう思いも市民の中にはあるのではないかと。これ以上まだどういうことをやれば少しはそういったことにつながるのか。幸い太宰府は緑が多くて、これだけの車の台数が来るけども、まだまだ環境は大丈夫というのはですね、やはりこの本市が持っている文化財とこういった緑があるから私はもっているんだろうというふうに考えますが、これがなかったらもうぞっとしますね。ということは、これ以上余り開発はできないと、開発するということは自分たちの首を絞めると、逆に言えるのではないかと。そういった部分もありますけれども、しかしながら、どういったことを市としてやるか。また、市民をリードしながら協力をしてもらえるか、いろんなことが今言われたように、各論からいえばあると思うし、総論は賛成だけど各論は反対という、一番顕著にあらわれる、だれも地球温暖化防止に反対する人なんかはいないと思うんですね、世界各国。しかし、自国においてこのCO₂の削減目標を決められたりどうこうすると、首をかしげてしまう。各論に入るとなかなか協力は世界じゅうでできない。地球の温暖化ですからね。

よく言われます。借金を孫、子の時代に残したくないと。それはそうでしょう。しかしながら、地球温暖化という方が重いと思いますよ。私は今借金してもこっちをとめる方が僕は先だ

と思いますね。地球の温暖化が進んで住めなくなったら、借金どころの話じゃないんですから、極論を言えばですよ。島がなくなる。自分の住んでるところがなくなるんですから。そういうこともあるんですから。それぐらいの思いでこの地球温暖化の問題には対処したいなというふうに私は思っていますけども、1つだけ私が思うに、先ほども話がありましたが、組織の中で別に今回の組織改革に私は反対するものではありませんが、どうしても環境課を環境部に上げる必要があるんじゃないかと。そこで専門的に、すべての分野にわたってそこで精査する。何をするにしても、環境部、そこを通す。で環境に悪いことは絶対させない。それぐらいの頑固な、強固な思いの環境部をつくっていく必要が私はあると思う。

環境課を環境部に上げて、すべての政策、すべてそこでチェックする、環境に悪いことはさせない、道路にしても建物にしても何にしても、工事をするにしても環境ということをまず考えて、そこからスタートをさせる、そういう施策が私は必要だと思っています。

この問題に関しましては、今すぐ回答を求めても、私の意図する回答は得られないというふうに思いますので、今後一般質問のたびにこの環境問題は、各論に入りながらいろいろと市長のお考えもお伺いしたいと。私はそのことだけ強く、環境課を環境部に上げて、そこに権限を持たせる、このことが今太宰府市において、地球温暖化に対して環境対策に対して一番やるべきことであるし、まずやれることではないかというふうに思いますので、今後よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

三位一体改革によって地方交付税が大幅に削減をされ、地方自治体は厳しい財政状況にあります。こうした中で、市民サービスを維持向上させていくためにも、新たな財源確保が求められています。市長もさきの6月議会での施政方針で、歳入面について、

1つ、新市街地の未利用地等の定住化促進。

2つ目に、滞在型観光に誘導し産業と観光の振興を図り、観光交流人口の増加を図り税収増につながる環境を整えていく。

3つ目に、太宰府にふさわしい企業や産業の誘致を図る。

4つ目に、広告収入等の強化に努める。

5つ目に、市民参加型のもっと元気に・がんばる太宰府委員会の設置等で歳入面増加の方向性を示されました。ぜひ成功させていただきたいと考えております。

私は、その中で、今回は地域の活性化をどのようにして図っていくのか。そして、税収増加に結びつけようとしているのか、このことを中心に質問をさせていただきます。

本年の４月に行われた統一地方選挙で、私は活力ある市政をスローガンに掲げ、市民に訴えてまいりました。元気のあるまちづくりのためには、何といっても産業の振興が欠かせません。このことは、雇用の創出にもつながり、町の活性化に貢献をいたします。

そういった観点から、まずは企業誘致についてお尋ねをいたします。

市長は、本市にふさわしい企業や産業の誘致を図ると施政方針で述べられました。私も新たな財源確保を図るためには、企業や産業の誘致は欠かせないと考えています。平成17年には九州国立博物館がオープンをいたしました。天満宮との相乗効果が大きくあらわれ、観光客の増加につながっております。まさに太宰府にふさわしい国、県の施設の誘致であります。

そこで、お尋ねしますが、市長ご自身が今回施政方針で述べられた、本市にふさわしい企業や産業の誘致を図るとは、どのようなイメージを持っておられるのかお聞かせください。また、今後の具体的な施策展開についてお聞かせいただきたいと思います。

また、国は本年の２月、地域のやる気、知恵、工夫を引き出す地域再生プログラムを策定いたしました。その中に様々な支援メニューがございますが、企業誘致等にも触れています。政府は、地域活性化のために各省庁の垣根を越えて、横断的、一体的に強化する観点から、施策の推進を図ろうといたしております。

その中の一つに、地域の強みを生かした企業立地促進等への支援もあります。市としてこのような支援メニューを活用することも視野に入れる必要があると思いますが、市長の所見をお聞かせください。

次に、中小企業、商店街等の育成、活性化等についてお尋ねをいたします。

佐野地区の区画整理によって、大佐野地区は大きなにぎわいを示しております。さらなる期待をいたしているところでございます。しかし、これに甘んじていては発展は望めません。さらなる活性化が求められています。

そこでお尋ねをいたしますが、2007年度版の中小企業白書に、地域資源の活用により地域内外の需要を取り込むことで中小企業の持続的成長と地域全体の活性化が図られるとして、地域資源を積極的に活用すべきと結論をつけております。

本市も特産品の開発に頑張っておられますが、歴史遺産を生かした地域資源をどのように活用し、地域の活性化に結びつけようとしているのかお聞かせください。

また、昨年施行されました改正中心市街地活性化法に基づきまちづくりを進めると、国が補助金などで重点的に応援をするようになりました。本市として活用は可能なのか、また取り組む考えがあるのかお尋ねをいたします。

いずれにしても、地域の活性化なかんずく中小企業、商店街の活性化は、極めて重要な施策であります。私は、市の活性化を進めるためには、企業の誘致や宿泊施設の誘致、そして産業の振興、中小企業の育成と商店街の活性化、さらには少子・高齢社会を目指したコンパクトなまちづくり等、総合的にしてトータルな地域活性化プランのようなものを策定する必要があると考えておりますが、市長の所見を求めます。後は自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 地域の活性化についてご回答申し上げます。

新たな財源も含めた地域活性化に向けた戦略といたしましては、それぞれの町が持つ特性を生かしたまちづくりを展開していくことが肝要ではないかと思っております。

本市におきましては、第四次の総合計画後期基本計画の中におきまして、まるごと博物館推進プロジェクトの柱の一つでございますけれども、産業、観光の振興を掲げまして様々な事業の展開をいたしておるところでございます。

まず、1点目でございますけれども、企業や産業の誘致につきましては、九州国立博物館を機軸といたしまして、歴史、文化を生かした新たな観光産業でありますとか、あるいは滞在型観光を目指した宿泊施設の誘致、さらには九州北部学研都市整備構想におきまして、本市はアジア文明交流拠点都市として位置づけられておりますことから、学術研究機関等も視野に入れまして、関連企業の誘致を図ってまいりたいと考えております。また、こうした施策には当然国や関係機関の各種交付金でありますとか補助金をフルに活用しながら展開をしてまいりたいと思っております。

次に、地域資源の活用についてでございますが、本市のみならず商工会でありますとか、あるいは観光協会、関係団体等も一体となりまして、様々なまちづくりを展開いたしております。

商工業の振興策といたしましては、毎年商工会と行政懇談会を開催いたしております、町じゅうのにぎわいの雰囲気づくりや、あるいは空き店舗対策などをテーマといたしまして議論を交わしております、その実践活動の事例といたしましては、花いっぱい運動でありますとか、あるいは打ち水大作戦、さらには生活情報誌などの発行など毎年市内全商店会で実施をされておまして、その支援をいたしておるところでございます。

また、観光産業の振興に向けましても、献上願塩でありますとか、あるいは梅酒を初め、今年の6月には紅白そうめん「飛梅の里」を発売するなど、本市と提携をいたしまして新たな特産品の開発でありますとか、あるいは販売を積極的に展開いたしておるところでございます。

さらには、滞在型あるいは回遊性観光を目指した事業として、市と共催しながらスタンプラリーでありますとか、あるいは清掃ウオークラリーなどのイベントにもかかわっていただいております。

なお、中心市街地整備改善活性化法に基づきます補助金事業でございますけれども、現時点におきましては、活用するまでには至っておりません。

最後でございますけれども、地域活性化プランにつきましては、平成14年3月に策定いたしました。地域の産業、観光活性化プランも5カ年を経過いたしておりますので、新たな視点に立った総体的なプランを検討してまいりたいと、このように考えております。

今後とも地域商工業者の経営の安定と、あるいは地域経済の発展あるいは観光産業の活性化に向けまして、商工会あるいは観光協会などを初めとする関係団体と密に連携をしながら、そ

の実現に努力してまいりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長に確認をしておきたいんですが、平成17年の3月議会で、公明党の方で代表質問をさせていただきました。その中で、今後の財政の見通しという形の中で、福廣議員ですが、企業誘致についての考えはあるのかという質問をさせていただいた中で、市長の、当時は助役さんですが、その答弁要旨を見る限りにおいては企業立地をするという、議事録を読ませていただくと、本市においては企業を立地しながら図っていくというふうなことで決していないだろうと、このように答弁されているわけですね。この文章を読むと、企業誘致は太宰府にはふさわしくないというような言い方をされておられるわけです。

そこで、今回の施政方針を、このときに言われていることは、市長は住宅地ということで住民税を中心にやっていこうと、人口増加を図っていこうという形で答弁をされているんだろうと思うんですが、私は太宰府市にふさわしい企業ということでございますが、この企業誘致の考え方について、市長は様々な新しいものとしては学術研究機関等のようなものを誘致していったらどうかという話もされておりますけれども、一つは市長が今回の施政方針で述べられたこの企業誘致の背景には、税収増加を図っていききたいと、その一つとして企業誘致を考えている、あるいは産業の誘致を図っていくというお考えを、私たちの方に示されたと。ですので、どのぐらいのこれからまちづくりを行っていくに当たって、太宰府市にふさわしい企業誘致をやることによってどの程度の税収増加、あるいは町の活性化につながっていくのか、その辺のところにやっぱり視点を置いた形で企業誘致をしていこうというようなお考えがあるのかですね。私も今学術研究機関と聞いただけで、これはまた公的な機関になると、学校ができるようになってくると、なかなか太宰府の場合は、これは固定資産税とかという面において本当に税収増加につながるのかなという感じがしているわけですが、それがプラスになればいいことでもありますけれども、私はあくまでも、これ今非常に三位一体改革という形の中で、確かに国もいろんな形で地方との格差をなくそうということで、いろんな形で選挙の結果を受けてですね、やっぱり地域の声を聞いていかなきゃいけないという形で、かなりこれが今後どうなるのか私もわかりませんが、いずれにしても様々な形の中で、今そういうところに関して積極的に支援をしていこうという考えはあるわけですね。

まず、私が確認したいのは、平成17年の3月議会では企業誘致は、この議事録を読む限りでは考えていない。けれども、施政方針では、歳入面でやっぱり税収増加を図っていくためには企業誘致とか産業の誘致は必要だと、そういう施政方針を述べられたんですが、今後、太宰府市市長として積極的に税収面あるいは歳入面、当然何でもいいというもんじゃありませんので、太宰府市にふさわしいそれなりの企業なり産業を誘致していくと、こういうお考えを持っていच्छやるということで確認をまずしておきたいんですが。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 平成17年の当時の助役として回答いたしました一つの考え方でございますけ

れども、そのときの底流にありますのは、太宰府市の全体的なコンセプト、まちづくりのコンセプトがどこにあるのかというふうなところから発想しての回答をしたと思います。

やはり、歴史と文化の町、あるいは1,300年の悠久の歴史の中で、今の自然体系がございす。歴史遺産がございす。そして、太宰府市についてはやはり住宅都市であるというふうな、そのときの背景がございました。他市と比較し、トヨタあるいは日産、ホンダそういったところが工場を建てるような地域でもない。あるとすれば零細企業。太宰府市に合った形は必要であろうというふうな考え方のもとでございす。

今回につきましては、やはり入りを図っていくというようなことがやはり大事でございす。それには、太宰府市の今の立地条件あるいは今日までの歴史、文化、基本を崩さないような形の中でのやはり企業誘致、利潤を上げる、収入を上げるすべはあるだろう。このことについては、私は今後においても多くの市民の皆さん方との連携のもとに、そういった委員会を立ち上げて、どういった産業が太宰府市としてふさわしいのかと、今例示的に私は学術文化的あるいは観光産業に根差したところの例示を上げました。多くの市民の皆さん方の意見も聞きながら、私は入りを図っていくすべを模索していきたいと、このように思っております。このことが、私の公約、マニフェストの中あるいは施政方針の中におきましても明示、提言、私の考え方を示しておるところでございす。実行してまいりたいというように思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 要するに、市長のお考えとしては、太宰府にふさわしい企業誘致を図っていくと。それも、大手じゃないけどもそこそこで税収増加につなげる、今後委員会等を立ち上げて検討していくということで、私はそういう形で受けとめさせていただきたいと思っています。

私、市長のお考え、本当にどこまでこの企業誘致がいいのか悪いのかという問題もあるわけですが、いずれにしても、地方交付税がこういう状況であると。今までのこの国絡みの政治から、そういうやり方から地方独自がやはりいろんな意味において歳入面をどうしていくか、それも市民の満足度をきちっと答えられるような形で企業誘致を考えていかなくちゃいけないという思いで、本当に税収増加を図るというのは、もうそこしかないのかなという思いをいたしておるわけです。太宰府市にふさわしいということで、宿泊施設の誘致等もその中の一つに入るかと思いますが、ぜひやっていただきたいという思いをいたしております。

先ほども国の支援をいろんな形でやっていきたいということで言われていますが、今年の2月に地域の、先ほど申しましたように、活性化につなげていくために地域活性化体系とかという、そういうものも発表いたしました。それに基づいた形で地域に支援をしていく、そういった法律をたくさんつくっております。私もいろんな形の中でやっていたんですけども、正直言ってたくさんあり過ぎてですね、どこに焦点を絞っていいのかわからないという形がありますので、今回は企業誘致という形に絞らせていただいております。地域の特性、強みを生かした企業立地促進等を通じ、地域産業活性化の実現を目指すということで法律が今もう現

在建設的に施策展開が行われておるわけでございます。

太宰府にふさわしい企業誘致を図っていくということで、これからの問題だと思いますが、この今地域の特性、強みを生かした企業立地促進等を通じ地域産業活性化の実現を目指す中で、いろいろ支援措置がたくさんありまして、その中に頑張る地方自治体を支援しますと。名前が頑張る地方自治体と書いてあるんですね。だから、どれだけアイデアを出し、どれだけ熱意に燃えているかと、知恵を出しているか、工夫を出しているかと。国も今までどおりの一分的な配分じゃなくて、本当に知恵と工夫を出しているところに関しては支援しますよという名前で、頑張る地方自治体の支援という形で支援をします。

この中に、企業立地促進に係る地方交付税の措置というものがあります。これは、地方税減免の一部を交付税で補てんするとか、企業誘致に伴う地方税増収分への措置とか、それからインフラ整備だとか、国土交通省ですが、やっているわけですね。これはもう既に第1次の募集がありまして、それぞれの自治体が、頑張るこの地方応援プログラムというプロジェクトを立ち上げて、国の方に応募をいたしております。太宰府市のこの頑張る地方応援プログラムをどういう形で出されたのかなということで見てみました。これ、私がたまたまホームページからとったので、これ以外にもあるのかどうかわかりませんが、私が確認した部分においては3点ですかね、太宰府発見塾、それから太宰府ブランド創造協議会、そしてコミュニティバスのまほろば号と、この3点です。これは、この第1次募集に当たってはこの3点だけと。それ以外にもあるのかどうかですね、ちょっとわかりませんので、これは部長でも結構でございますので、お答えいただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、清水議員がご提言されました、提起されました頑張る自治体に対しまして国の方が支援するというような制度がございます。太宰府市におきましても、6月議会の中でお話を申し上げました。まちぐるみ歴史公園、地域再生整備の交付金、特区の道州市の分でございますが、採択、認証を受けました。5年間で13億円。従来のまちづくりに対します支援を受けるようになっております。平成19年度、平成20年度以降5カ年を13億円の事業といたしましてまちづくりを整備していきたいというふうに思っております。

それから、今後ともそういったソフト面も含めた形での頑張る自治体に対しましてそういった交付金、支援があります事業内容、太宰府市の特性等については、今後とも積極的に手を挙げてまいりたいというふうに思っております。詳細等につきましては、地域振興部長の方から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） お尋ねの頑張る地方応援プログラムの件でございますけども、先ほど議員さんがおっしゃいました、今回の申請につきましては、この3つの事業を申請いたしまして、向こう3年間国の方から交付をしていただくということで、今後3年過ぎ、4年後にはまた別のメニューで新たな内容についても検討を加えていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） この3点だけということでございます。それで、福岡県の各自治体がこの頑張る地方応援プログラムに応募をしている一覧表がございます。私も全部見切れなかったんですが、その中で企業誘致等にこの申請をしている地方自治体があります。その中で、大牟田市もこの企業誘致活動の推進という形の中で会社、企業立地が5年間で20社。雇用を5年間で1,000人をとると。それから、新しい企業、それから新規事業の促進もやっていきますよと。新技術開発等による新分野の進出、新規事業展開、5年間で5件やりますと。様々、市街地整備だとかそれ以外にたくさんあるわけですが、大牟田市は非常にやっぱり炭鉱がああいう形になりまして、財政的に極めて厳しいという中で、本当にたくさんありましてですね、たまたま1つだけしか出してないんですが、むさぼり取るように一生懸命アイデアを出しているなというような思いをいたしました。

やっぱり3件だけということじゃなくてですね、この前原市なんかも見ますと、太宰府市と同じような自治体でございますが、ここも読み切れないほどたくさん国に申請をいたしております。プロジェクトの目的、それがありまして、ここも産業団地の構想図の作成とか企業誘致のパンフレットの作成とか、企業情報の企業の訪問、そういった様々なことをやっていきたいということで申請をいたしております。

太宰府に今やれるところはこういった申請であろうかと思っているんですが、これ市長、やっぱりこういう頑張る地方応援、3年後と今部長おっしゃっていましたが、やっぱり真剣にこれを考えていくと非常に、先ほど市長が地域再生ですか、5年間の十数億円の、言うならば国からの支援メニューを本当にいただいて、いろんな形で厳しい中で工夫されていると。本当に拍手を送りたいという思いでいっぱいでございます。そういった面で、この頑張る地方応援プログラムは3年間ですよ、平成19年度が、先ほど部長の話だと3年後という話になるわけですが、やはりこういうことに関してはもうチャンスがないんですね。そのときにそのチャンスにどうやって市が乗っていけるかどうかということが大事だと思うんですが、やっぱりこれはどこの所管でどういう形でこういった支援があるのかと。おまへのところの所管にはないのかあるのかといったようなことの指示とかですね、そういう取りまとめみたいなのはされていらっしゃるんですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今のご指摘の面等については、行政機構でいきますと政策統括のところになるかと思いますが。原課もありますけれども、絶えず、全体的な政策を統括する部署が、そういった国のメニュー化等々、あるいは情報等も含めて詳細に気配り、目配りをしながら、そして今存在しておりますいろんな基本計画があるわけですから、その施策実現に向けてこのメニュー化を活用して、できるなというふうな、絶えずそういった発想に基づいて、気概でもってやはり行うというようなことが大事だと思いますし、今も本市の場合にあっては原課もさることながら庁議あるいは部長会等々ございますけれども、政策統括の部署の中でそのことについて

ては絶えず考えておるところでございます。

今後においても、3年後といわず、今からでも今までの政策、ぬくめておるものがございすから、そういった情報と合うか合わないかは別として手を挙げていきたいというふうに思っておるところです。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長、いろんな形で政策統括の部署がまとめているということで、いろんなアイデアが出てきたんだろうと思うんですね。その中の集約としてこの3つの申請になったんだろうと思うんですが、一番聞きたいのはですね、どのくらいそれぞれの所管の方からこういうプロジェクトを立ち上げたいということが、職員の中からわき上がってきたのかどうか。要するにこういう頑張る地方応援プログラムを我が課としてこういうものを使いたい、そういった中で、例えば10上がってきたのか、20上がってきたのかわかりませんが、その中で精査して3つなのかね。それとも、だれかが考えてもう3つでいこうという形になったのか、私が一番知りたいのはそこのところですね。どの程度、それぞれの所管からこういった自分の所管においてはこういったことで使いたい、ぜひお願いしたいといったのがあったのかなかったのか。あるとすればどの程度あったのかということは一番知りたいわけですけど。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） このプログラムにつきましては、国が新しくつくったプログラムでございまして、当初は財政課で受け付けをしたり、まちづくり企画課で受け付けをしておりました。それが政策統括の方に合議で回ってきまして、一本化する必要があるということで、担当を地域振興部のまちづくり企画課にいたしまして、まちづくり企画課の方から部長会議に周知をしたところでございます。その結果、現在申請をした3つですか、3つが提案されて、そして申請に至ったということでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） そこなんですね。私が言いたいのは、代表質問でもさせていただきましたけども、やっぱりこれからの地域づくりをやっていくということに関しては、本当に職員の知恵と工夫を出すしかない。一方では、お金がないと。しかし、国は、今言ったように知恵と工夫を出す、そういったところに関しては、アイデアを出したところに関しては応援をしますよと、やりますよというがあるので、私はもっと出しておいてほしかったなど。正直言ってそんな思いがあります。

ただ、今回は選挙戦もあっていたということで、市長もそちらの方で忙しくて、なかなかこういうところまで目が回らなかったと思うんですが、今後ぜひですね、競争をするような思いでですね、職員の人たちに頑張っていただきたいなという思いをいたしております。

先ほど3年後というお話がありましたが、これは1次募集でございまして、2次募集はもう終わったんですか、2次募集もたしかやっていたような感じがしたんですが、この2次募集に関しては、市の方としてまたこれ以外に申請をしているのかどうかですね、その辺2次募集、

あってないのかどうかちょっとわかりませんが、ちょっと見た限りにおいてはあったような感じがしたんですけども、その辺はどうなんですかね。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） この頑張る地方応援プログラムそのものの事業の内容につきましては、まず1市、市の方で3,000万円を限度に3年間交付税として措置をしますというルールがございます。つまり、今回本市が3本の事業、発見塾でありますとかブランド創造の事業あるいはコミュニティバスの事業費あたり3本を申請いたしましたけども、もう既にまほろば号の運行費だけでも3,000万円をオーバーいたしております。全体の事業で1市3,000万円を3年間交付税措置を行うというルールのもとに申請をいたしましたので、3年間は毎年3,000万円の交付税が来ると、向こう3年間ですね、そういうことで、またそういう時期が来れば追加の事業、あるいはいろんな申請の公募があれば、当然のことながら手を挙げて、いろんな事業には申請をしていきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） これは、申請すれば自動的におりてくるという形になっているんですか。それとも、やっぱりそこそこでいろんなこういう国がアイデアとか何かいろいろあるので、そういう形で市が出したのがもう認められたということによろしいんですかね。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現在申請はいたしておりますけども、県あるいは国の方から正式に認定をしたという報告は、まだ現在あっておりません。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市長、これから機構改革をやり、要するにこれからどういう太宰府にふさわしい企業誘致が必要かということで、これから施策を展開されていくわけですが、国がいろんな形の中で企業誘致に一生懸命取り組んでおられる方の紹介があったんですね。それで、私ちょっと紹介したいなと思うんですが、この人は島根県の斐川町の職員さんで、仕事の担当は企業誘致を担当していたという方ですね。

この方は、天才営業マンと言われているそうです。企業誘致の世界では大変に有名な人だと。そういうことで、減反の政策で農業が衰退し、人口も著しく減少したと。危機感を持った町が行ったのが企業誘致だったと。80年代から活動が始まり、村田製作所の工場立地に成功。出雲の小さな町ということで、その後も富士通、スター精機、島津製作所、そういった形の中で、かなりの製造品の出荷額も町ですけど島根県で一番多いと。

いろいろ私読んでまして、調べてみました。最終的にはやっぱり人だと、人。やっぱり燃えるような人、やっぱりそういう企業誘致をやるとなれば、ただ単にするんじゃないくて、そういう人をつくっていかなくちゃいけないんじゃないかと、これから人材育成と。やっぱりこういう人が企業誘致をしている背景、いろんな地域の振興だとか、これから観光、宿泊施設の誘致だとかあるんですが、もちろん太宰府も優秀な方はたくさんおられますけども、この方はです

ね、小泉総理のときにやっぱりそういう人をピックアップしようと、ピックアップしようということで、燃える人の会というのを何かつくっているんですね。その一人に選ばれておられるわけです。

私はこれからまちづくりをやるに当たって、地域の活性化をやるに当たって、企業誘致でも市長が考えていらっしゃる企業誘致も単なるスローガンじゃいかん。具体的にそれに燃える人、そういう人をやっぱり、これはなぜかという、これからは本当にさっき申しましたように、歳入増加につなげていかないといかんわけですね。そういう意味において、なかなか難しいと思います。その土地の問題だとか構成の問題だとか、その難しい中でどうやってこの企業誘致をやっていくかということが、私は大事じゃないかなと思うんです。首相官邸の中に、地域産業おこしに燃える人という形の中で、これは決して職員だけじゃなくてベンチャー企業の人だとか、そういう町おこしの人だとか、様々な人の名前が載っています。まだ10人程度ですけどね。そういう形がありますけども、私はそういう観点に立つべきではないかなと考えておりますが、市長どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 全く同感でありまして、太宰府市を愛し、ふるさとを愛し、そして私どもは何ができるかというようなことを絶えず考えて、そして何をしなければならないかというようなことを絶えず頭に置いておく必要があるだろうというふうに思います。評論家ではなく実践者であれというように私は常に言っております。まちづくりの輪、ご指摘のように、私も職員、私どものやる気あるいは気概で決まるというふうに思っております。

みずから考え、そして太宰府市にとって何が大事かと、その観点から燃えたぎるような情熱でもって行く、このことが基盤であろうと、私も同感でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 企業誘致の部分に関しましてですね、国がやっている中で、県が要するに地域の基本計画を出しなさいと、そういう形の中で申請、県を通じて申請をするという仕組みがありまして、これは企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画の第1号同意に係る基本計画の発表というのが7月30日にあっております。

それで、企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画で、これは県が基本計画というものを発表して、ホームページに載っているんですが、県のこの集積業種ということで、自動車関連産業、半導体関連産業、バイオテクノロジー関連産業、ロボット関連産業、ナノテクノロジー関連産業、コンテンツ関連産業ということで、地域地域に5つぐらいに分けてあるわけですが、この中に、この集積区域ということで、23市18町、18の町が地域で選ばれているわけですね。

この中に太宰府市が入っていないんですが、この23市18の町の中で、福岡県のこういった基本計画の概要、こういった集積業種に太宰府としては、これは県が認めたのか、このやりとりのところはわからないんですが、福岡県では県下23市18の町が一体となって、地理的条件や既

存の産業の集積状況、インフラの整備状況等のポテンシャルを最大限に生かしながら、自動車、半導体、バイオテクノロジー、ロボット、ナノテクノロジー、コンテンツなどの次世代成長産業の育成を図り、新しい雇用の創出と所得の向上を図るという形で発表があつて、そっちが30日に国から、これには太宰府は載っていないんですが、何かその辺のところをちょっとお聞かせいただければと思っているんですが、一つのいいチャンスじゃなかったかなという感じがしているんですけどね。

○議長（不老光幸議員） ここで11時25分まで休憩します。

休憩 午前11時10分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほどご質問いただきました企業誘致、立地関連のご回答を申し上げますと思いますが、そもそもこの企業誘致、立地に関する内容につきましては、6月の中旬ごろ県の方からの申請相談がございました。

結果的には、先ほど清水議員さんがおっしゃいましたように、23の市、18の町が手を挙げて参加をしますというようになっているようです。本市の場合は不参加という結論で現在至っておりますけれども、そもそも、ご承知のとおり、本市のまちづくりの中にはそういう大々的な企業誘致をしますという総合計画にも明記しておりません。

しかも、先ほど市長が申しましたように、大企業ではなくて、太宰府市に合った、例えば中小企業、零細企業等も含めた観光産業関連あるいは学術研究の企業というふうな部分でございますので、県が今回国を通して申請をしているのは、いわゆる大規模なまちづくりそのものの中に大規模な企業の誘致をするような工業団地をつくったり、基本計画を持っているような町に対する援助をするというふうな内容でございますので、本市の場合には、この事業については申請をしなかったという経過がございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） そういう意味において、一つの、そうなってくると大きな企業は誘致はしないんだと。太宰府市にふさわしい中小企業等をああい調子でいくと。観光に合わせた形でやっていきたいと。その中の一つへ宿泊施設等もあるかと思います。

そこで、太宰府市の唯一の地域ブランドという形でいきますと、やはり歴史と文化の遺産ということで、もう一つは700万人を超した観光客だと、こういうぐあいに思っております。

国もそういった意味において地域資源、企業誘致じゃなくてですね、中小企業の育成という形の観点から質問させていただきますが、地域資源の活用、新たな事業展開を支援しますということで、この地域の資源を活用するプログラム、そういうものをまたやろうとしています。

その中で、大きく分けて地域資源とは何かという形の中で、3種類に分けてありまして、一

つが産地の技術、2つ目が農林水産物、3つ目が観光資源という形であります。当然、太宰府も申請をされまして、この太宰府市の歴史と文化遺産ですか、ということで国の方に申請をされているみたいでございしますが、今こういった形の中で地域資源を活用していくということで、いろいろこのまちづくりをやっている地域はたくさんございます。その中で言えることは、やっぱり差別化ですね。要するに特色を持たせると。太宰府市のそういう特色を持たせていくということで、今回、この地域ブランドというのは、私は太宰府にとって、もうこれである意味においては生き抜いていくしかないのかなという、先ほどのご答弁でいきますと。

この太宰府ブランドということに関しては、今回の市長選挙でもこのことが一つの大きな選挙の争点にもなったわけで、非常に大きいこの地域ブランド。本当にこの太宰府ブランドというものが生かされているのかどうか。先ほど塩の話、そうめんの話、それからお酒の話、一生懸命開発されておりますが、ご努力はわかるんですが、どう差別化を図るかということが大事だと思っているんですね。

その中で、私はいろんな形で先進地等を視察させていただく中で、一番成功させていくというのは、一つはやっぱりどう情報を発信していくかということだと思いうんですね、地域ブランド。その中で、情報発信の仕方というのは様々あります。ホームページだとかいろいろあるわけですが、やはりどうやってこのマスメディア、マスメディアをどのように活用するかということが、私はこれからの一つの大きな重要な施策じゃないかと思っています。そのあらわれがですね、宮崎県の東国原知事、人ですよ、知事さん。テレビに出る回数だけですごい経済効果があったと言われております。このマスメディアをどう活用していくかというのが、これからの大きな課題だと思いうんですね。

太宰府はいろんな形の中で、九州国立博物館もありますし、そこそこでメディアも扱いやすいところだと思いうんですね。旭山動物園という動物園がありまして、これは有名になりました、視察もあれも多いんですが、この旭山動物園になぜこんなにお見えになるんですかと、田舎の町にということでお聞きしますと、私たちが何にもしなくてもテレビが勝手に報道してくれると。そのテレビで報道したのが、またよそのテレビが報道すると。最終的には、観光客が多いので、NHKのクローズアップまでも紹介されましたと。非常にマスメディアのマスコミの影響が大きいです、こういうお話がありました。テレビの番組も見ますとですね、RKBとかTNCとか見ますとですね、お昼のご婦人たちが見られる番組見ますと、やはりご当地というのが非常に多いんですね。今日も夜の7時から探検！九州というのがありますけども、そういう意味において、地域の非常にアピールをして、そうすることによってやっぱりまたお客さんが入ってくると。そういう意味においてのこのマスメディアの活用を、やっぱりこれだけの歴史文化があるんですから、本当に活用していただきたいという、そういう戦略を持っていたきたいと思っているんですが、これは産業観光活性化プランの中にそういうのが入っていたかどうかわかりませんが、そういった意味においてのこれからのマスコミの使い方。

もう一つは、映画のロケーションの場所ですね。ロケーション、富良野というところ行きま

したら、あそこは北国の何とかというテレビでやっぱりあったということで、一つの観光ルートになってしまったんです。あれが非常にテレビの番組を。

それで、太宰府も、全国のロケーションの候補地というのがありまして、その中に太宰府の天満宮と九州国立博物館があります。そういう情報誌の、あるいはまた人伝いとか、そういった活用。だからテレビで太宰府が出ると、ビデオに入れているんです、いつも、なかなか見る時間がないから。どういうことを太宰府のことで発信しているのかなという形でやっぱり見ると、時々太宰府は出てきますけども、あそこの何だったのですかね、五条の周辺ですね、6つの、あれはめんか何かだったと思うんです、旭川ラーメンだとか、私食べに行きました、判こもらいに。やっぱりそういう人が、好きな人がおるんです、好きな人が。やっぱりそういう形の中で、私もだからあのテレビが放映されなかったら、まだ行ってないかもわかりませんが、こういった太宰府の、そういった、どういう方法がいいのかわかりませんが、やっぱり地域資源をどう生かしていくかということが大事だと思うんですが、総合計画だとか地域産業活性化プランの方にはその辺がないような感じがするんですけども、その辺はどうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府市を活性化していきますためには、ただいまもご指摘いただいておりますように、地域資源を活用していくということ、あるいはそのためには情報発信をしていく必要があるだろうと、あるいはマスメディアの問題、ロケーションの問題等々も、手法としていろいろな取り組みがあるというふうに思っております。

私も歳入増の問題等につきましては、これは必要なことでありまして、絶えず毎日念頭に置きながら仕事をする必要があるというふうに思っております。私は、施政方針の中でも申し上げましたように、1つには新市街地の未利用の土地の定住化の促進を図ること、それから地域の特性でございます観光あるいは文化資源を活用した、そういった産業の振興を図っていく必要があるだろうというふうに思っております。そういったところを通して、観光交流の人口等を増やす、あるいは企業を誘致していくというふうなこと等によって、税収環境を整えてまいりたいというふうに思っております。

そのためには、本市職員だけではなくもっと広く間口を広めて意見を聞いて、太宰府市にふさわしい企業あるいは産業の誘致はどんなものがあるかというようなことを、シンクタンク的な市民の意見を聞いていくというふうなことを表明いたしております。多くの民間団体でありますとか、あるいは意欲ある市民を結集いたしまして、もっと元気に・がんばる太宰府委員会、仮称でございますけれども、これを早期に創設をいたしまして、あらゆる角度から検証してまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 最後になります。

やっぱり、この税収面をどうするのかという形の中で、今後企業を、あるいは地域を活性化

させていくことによって税収面を図っていくべきじゃないかという考えを持っております。そういった観点で質問したわけですが、私はそういう意味においては、この市がつくっています地域の産業・観光活性化プラン、これが見直しということでございます。今後計画をされていくと思いますが、これは少なくとも地域の産業・観光活性化プランというよりも、太宰府館をどう活用するかということが、できたばかりでございましたので、それが中心に書かれておりますが、やはりこれからの面において、非常に税収をどう確保していくかという観点からですね、一つは私前から言ってますけども、観光客が700万人来ていると。この人たちがどれだけ消費をしているのか。この人たちが本当に太宰府市にどれだけ経済効果の波及を上げているのかと。梅ヶ枝餅の1,000円だけで終わっていないかと。やっぱり、それをいかに2,000円や3,000円にすることによって、雇用につながり、経済の活性化につながっていくかと。だから、きちっとやっぱり観光客がこれだけお見えになっているのは、太宰府にどれだけ経済の波及効果があるかという視点で見ても、やっぱりいくべきだと。そういったいろんな意味を込めてですね、やっぱり活性化させるために中小企業だとか観光だとか、あるいは宿泊地の誘致だとか、そういった形の中で、私はこの地域の産業・観光活性化プランというのは、そういった意味において、みんなが元気になって、生き生きと動いて、そしてそれがプラスになっていくという形の計画を私はぜひつくっていきたい。その中には、当然私は人というものが要だと思っていますので、その辺もあわせた形でお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 通告に従いまして質問をいたします。

最初は、創造性のまちづくりについてでございます。

本市のこの十数年間のまちづくり、あるいは元気な都市としての歩み、あるいは市民の皆さんがまちづくりについてどのように変わってきたかを、今回の公共施設使用料の減免措置に際し、私は一段と関心を持った次第であります。

昨年、公共施設使用料の減免制度が廃止された以後、市民の皆さんは元気を失いました。私は、元気のある、楽しみがあるまちづくりを期待するものであります。福岡市は、例えば市民病院や子供病院は建設から二、三十年とされますが、時代に即応した病院建設が検討されたりして、絶えず市民の視線を考え、また元気な都市として発展をいたしております。

本市の場合はどうでありましょうか。歴史、文化、緑の町として恵まれておりますが、これらが総合的に生かされておりましたら。

私は健全財政について、平成9年3月の代表質問の際、ベッドタウンなのか、それとも観光都市としてのまちづくりを行うのか、町の歩むべき方向づけを質問した際に、前市長は、観光

客の動向は、本市の経済面、町の活性化に大きな影響を与えると答弁されております。それから10年、本市の観光に対する認識はどのように変化を見たでしょうか。一応、国立博物館開館に伴い散策路の整備が、天満宮付近にされましたが、まるごと博物館構想としてはほど遠い進みぐあいではないでしょうか。と申し上げるのは、点と点、また必ず行きたいと言われる施設と交通体系が、私の見た目ではちぐはくではないかと危惧している次第であります。したがって、再度太宰府市はベッドタウンで進むのか、観光都市として進展していくのか伺います。

本市のあり方で、観光都市としての進展を目指すのであれば、その対策としてどのような考えがあるのか。また、別の都市構想があるのであれば、その構想について伺います。

今後のまちづくりと財政問題では、高齢者対策と医療費対策が大きなウエートを占めてくるものと推察いたします。本市におきましても、高齢者人口は19.3%となっておりますが、この高齢者が元気に社会貢献の場、または人生でエンジョイができ、元気で過ごせるまちづくりが必要ではないかと思量いたします。現在、高齢者対策としていろいろと頑張っておられますが、まず健康づくり、また今回文化、体育面での利用減免措置における利用拡大などを図り、より一層の利用者が利用できるシステムを図り、職員体制も机上から外への働きを期待するものであります。現在、国あるいは各自治体において、真剣に考えられ始められているのが医療対策であります。私はこの医療費が、財政問題に大きく左右する問題だと、ノーベル科学賞を2度も表彰されましたポーリング博士が勧められましたビタミンCを例題にしながら、その効用について言い続けてまいりました。厚生労働省は、2005年度に支払われた医療費の総額が33兆1,289億円となり、3年連続で過去最高を更新したと発表しました。国民1人当たりの医療費を年齢別に見ると、65歳未満の平均は15万9,200円に対し、65歳以上は65万5,700円で、傷病別では脳梗塞や心筋梗塞など、循環器系の疾患が21.5%を占めております。

本市の場合は、平成18年度の決算を参考に見てみますと、一般会計193億9,400万円に対し、特別会計の国民健康保険、老人保健、介護保険の医療費は146億1,900万円で、今にもこの医療費が、教育費、土木費、民生費など、日常生活に欠かせない費用を脅かす勢いがあります。本市の高齢化率は19.3%、65歳以上1万3,096人、うち75歳以上5,807人、要介護者数は、65歳以上2,013人、うち75歳以上1,745人となっております。これは7月末現在でございます。また、傷病別では、入院ベスト5では、1位が脳出血、脳血管、2位が精神・行動の障害、3位が新生物、4位が損傷、中毒、5位が呼吸器系疾患と、高額な費用が支払われております。また、高額医療について、平成18年7月から平成19年6月受診分のうち、1カ月200万円以上の高額医療費の該当者は延べ111人で、このうち7人が複数月該当していますが、最大で4カ月該当でした。また、介護給付費で50万円を超える方が3人おられます。このように、医療に関する費用はとどまるところを知らない状態であります。したがって、地方分権の社会となった以上、何らかの手を打たなければ、市民負担は免れないものと思います。

健康福祉部では、福祉でまちづくりのもと、いろいろな角度で頑張っておられますが、もう

一步踏み込んだ健康づくりに対する考え方、また実施段階での工夫が要るのではないかと思量いたします。

他都市でも、マシンを取り入れたり、大学と提携をし、高齢者の健康づくりに取り組んでおります。このことは、医療費削減対策と元気な高齢者対策に積極的に取り組まれている証拠でもあります。本市でも、積極的にこの2つの問題に取り組まない限り、本市の財政も好転しないのではないかと危惧する者の一人ではありますが、今後の高齢者対策と医療費削減対策についての見解を伺います。

公共施設使用料の減免について伺います。

今回市長公約により、10月から公共施設使用料の減免措置がなされようとしておりますことは、私たち市民にとりまして大きな前進であり、喜びにたえないところであります。しかしながら、この公共施設の利用のあり方をあと一步進めていただき、以前のように月曜休館日をなくし、年末年始のみの休館、休園にさせていただきたいと思っております。このことにより、グループの皆さんとの会話の機会も多くなり、またリズムカルな体調がとれる体制がとれ、体調がリズムカルになれば体の調子がよくなり、認知症や病人、寝たきりが減少し、医療費節減となり、財政健全化に必ずや寄与するものと確信いたします。したがって、各施設の休館、休園日が年末年始のみにできないか伺います。

機構改革について伺います。

今回、機構改革が行われ、部長、課長職等がスリム化されました。単なるスリム化ではなく、重点施策に基づいての改革と思われませんが、今回の改革の重点施策がどの部、どの課にあるのか伺います。

今回の機構改革は、社会の変遷、無理、むだの反省のもとに行われたものと思量いたします。したがって、人員配置も適材適所、重点配置のもとに職員数が考えられますが、どのような傾向であるのか伺います。

あとは自席にて再質問いたします。

なお、回答につきましては、各項目別にお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 創造のまちづくりについて、1点目と2点目についてご回答申し上げます。

本市の新たなまちづくりの指針といたしましては、平成13年度からスタートいたしました第四次総合計画の基本構想を明記いたしておりますように、本市は豊かな自然と特別史跡大宰府跡を初めとする歴史的、文化的資産に恵まれました。かつ、福岡都市圏におけます住宅、文教都市として、並びに観光、レクリエーション地域として位置づけられております。

これらのことから、自然と歴史を抱かれたよりよい環境のもとで、市民が文化を享受し、生き生きと交流する町を目指しまして、「歴史とみどり豊かな文化のまち」を将来像に描きました。まちぐるみ歴史公園、まるごと博物館構想をまちづくりの理念といたしまして推進をしておるところでございます。また、平成18年3月に策定をいたしました後期基本計画におきまし

ては、この基本構想の早期実現を図りますために、前期基本計画に引き続き、重点的に取り組む主要課題として、3つの戦略プロジェクトを掲げました。総合的なまちづくりを積極的に推進をしておるところでございます。

ご質問の趣旨につきましては、当然のことながら本市を訪れる730万人の観光客に対する主要施策といたしまして、まるごと博物館推進プロジェクト、すなわちまちぐるみ歴史公園の柱にも掲げておりますように、産業、観光の振興を図るために、様々な事業や環境整備を推進し、今後も推進していくつもりでございます。

次に、高齢者対策と医療対策についてお答えを申し上げます。

これからの高齢社会におきましては、生活の充実はもとより、余暇活動や社会貢献活動等に積極的に取り組む意欲ある高齢者の増加は大変望ましいことであり、そのことを実現していきますためには、健康は大きな要件の一つでもございます。高齢者の健康づくりに対します事業の充実、また医療費の抑制という観点からも、積極的な事業展開を図っていく所存でございます。

なお、高齢者対策と医療対策の詳細につきましては、担当部長から回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 高齢者の健康づくり対策についてお答え申し上げます。

高齢者の健康づくりには、まず引きこもりがちな生活を見直し、前向きに取り組もうとする意欲を高めていくための環境と事業を展開していくことが必要というふうに考えております。そのためには、高齢者が利用しやすい身近な公民館等で、顔見知り同士で支え合いながら、気楽に取り組めるものを計画、実施いたしております。現在、平成18年度に65歳以上の方を対象に、地域の健康推進員の企画、呼びかけによりまして、区ごとに実施しました「地域はつつつ貯筋教室」を発展、充実させた「いきいき元気教室」を現在実施しております。

この事業につきましては、太宰府市長寿クラブ連合会のご理解をいただきながら、保健センターで作成しましたメニューに基づきまして、各地域の長寿クラブの自主的な計画によりまして、保健センターが地域に出向き、事業を実施するものでございます。

事業内容といたしましては、家庭でできる運動に加えまして、栄養指導、口腔ケアのメニューを実施し、高齢者の健康に対する不安の解消、運動指導に努めております。また、介護予防事業といたしまして、プラチナパソコン教室やシルバーいきいきサロンで、水彩画とかちぎり絵、小太鼓等を学びながら、語り合い、触れ合う場を設けまして、元気な高齢者が多いまちづくりを目指しておるところでございます。

次に、医療費削減対策についてでございますが、健康づくりによって住民が健康になることが、結果といたしまして医療費の削減につながるものと思っております。現在進められている医療制度改革の中で、今後は治療重点の医療から疾病の予防を重視した保健医療体系への転換が図られております。平成20年度からは特定健診、保健指導が各医療保険者に義務づけられ、



確実に成果を上げていくことが求められておるわけでございます。本市といたしましても、特定健診の結果を踏まえ、生活習慣病該当者や予備軍を減少させるための取り組みを積極的に進め、市民の健康増進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 先ほど市長から回答を得たわけですが、私が聞いておるのは、本当に観光都市でいくのかということですよね。もう少しはっきりとした道筋をつけた方がいいんじゃないかなと思います。今まではもう、全体的な流れのまちづくりという感じしか私は受け取ってないんです。やはり、せっかく先ほど730万人ですか、その観光客をどうやって市民の負担がないような、お客さんに負担していただいた、そういう観光産業というか、そういうことまで含めてですね、私はそちらの方にいかないと本市の財政は潤ってこないんじゃないかなかと。先ほど、清水議員が話してました、そういう企業誘致、これは私余り土地がないと思うんですよ。本当に15%の史跡地でございますので、そういうものを考えたときに、やはりもう少し絞っていただきたいと思いますが、ベッドタウンは10年前がそういうような動きだったと思いますけど、それから10年経過して変わってきたんじゃないかなと思いますので、もう少し一歩進んだ回答をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご回答申し上げましたように、太宰府市のコンセプトと言いましょか、将来像につきましては、みどり豊かな文化の町でございます。1,300年が織りなしました大自然、歴史的な文化遺産が背後にあるわけでございます。そしてもう一つは、歴史的な文化遺産等々がございます。そういったことを前提に考えますと、やはり一つは文化都市あるいは住宅都市、あるいはおのずから優先順位、ソフトの部分といたしましては、歴史文化に軸足を置いた、あるいは地域資源と言いましょか、観光資源をもとといたしました、そういった観光都市と言いましょか、の側面もあるというふうなことでございます。どちらかと言いますと、そちらの方向に、今後等については、まちづくりの基軸を置いてやっていくことが大事ではないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 市長がそういうふうで、観光都市という方向づけで持っていきたいというような感じの回答を得ましたので、これはやはり進めていただいて、市民の負担にならないような経済政策と言いますか、観光産業等含めて頑張っていかなくては、本市の財政はますます緊縮財政になっていくんじゃないかなと思っておりますが、その点いいですか、観光都

市として一応80%ぐらい位置づけられて。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今言いましたように、太宰府市の歴史的なコンセプトについては、言いました歴史文化遺産がある、そしてまた後世にそのことについてつないでいく必要がある。今の状況、新しい都市といいましょうか、土地区画整理事業でありますとか、そういった形で、新しく都市が生まれているところも、市街地が生まれておるところもございます。私が申し上げておりますように、住宅都市あるいは学園都市でもある意味ではあろうかと思えます。あるいは、今そういった背景におきますと、観光都市と、観光の側面というふうなもの、非常に太宰府の特質としては大きいと。そういった観点から、地域の資源等々を生かしながらまちづくりを行っていく、あるいは企業誘致も、そういった面からの企業誘致、元気な太宰府をつくっていくというようなことに私はなるといふふうに、方向軸としてはそういうふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 市長の言われることはわからんでもないんですが、なぜ創造のまちづくりということをうたい出したかという、やはり今後は市民の方の知恵をおかりして、ただ行政だけでなく、やはり市民はまた別の考えもお持ちだと思うんですね。そういうことで、創造都市会議、そういうものを今後つくっていただいて、いろんな今協議会ができ過ぎている感もありますけれども、今後は大きなまちづくりというものを視点に置いてやっていただきたいと思いますが、そういう考えを持ってあるのか。今直接すぐに答えにくいかわかりませんが、そういう創造のまちづくりというか、今後太宰府市はこうやっていきたいというような、市民の声を聞いたものにしていかないと活気が出てこないんじゃないかならうかと思いますが、その点の考え方を。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は施政方針の中でも申し上げております。市街地の未利用地の定住化を促進するということ。あるいは、今言いました歴史文化遺産等々持っておりますので、そういった背景によりますところの滞在型の産業、あるいは観光を主軸としたまちづくりを行っていくということ、そういった背景がございまして、私は職員、私どもだけの視点だけではなくて、広く知恵を拝借していくというふうなことが今からは大事だと。協働のまちづくりを目指しておりますので、私は民間団体や意欲ある市民の方々参加していただいて、そしてもっと元気に・がんばる太宰府委員会をつくるんだと。その中で、いろんな活発な議論をするんだと。そして、市民の意見を謙虚に聞いていくと、そしてまとめ上げていこうというふうな姿勢で私は臨みたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 市長のマニフェストも、協働のまちづくりというようなこともうたい込んでありますので、ひとつこれを一步進めていただいて、本当の活気あるまちづくりに進ん

でいっていただきたいと思っております。

それから、観光拠点のあり方について、私申し述べておるわけですが、なぜこれを述べておるかということは、今太宰府駅、太宰府天満宮それから国立博物館、そこだけでの750万人とというような感じしか持ってないんですよ。これをやはり、こちらの方にもせめて政庁跡あるいは都府楼駅、そちらの方に回すために、例えば観世音寺それから戒壇院あるいは政庁跡、こういうものを博物館、天満宮、それを一つずつとまとめていただいて、それが元気な人は散策路、そういうものを利用していただく。それから、ちょっと年をとられて歩きにくいという方は、まほろば号を使っていただく、そういうシステムをつくることによって、まほろば号の赤字対策にも寄与するんじゃないかなと思うわけですね。そういうふうで、私はそういうものを結んだ点、それを指摘しているわけです。

その点を結ぶためには、私はどうしても政庁跡にこの観光客の皆さんを連れていきたい。そのためには、あそこが今見る人によっては今の草ぼうぼうがいいという方もありますけれども、奈良の平城京、あれはですね、約10億円かけてあその南門をつくられたわけですが、平城京の。そういうふうで、先ほどいろんな総務省あるいは国土交通省でも、いろんな補助金といったらおかしいですけど、そういうものがあるんですよ。積極的にそういうところに職員の皆さん行かれまして、私は大宰府政庁跡にそういう南門をぜひともつくっていただきたい。

それから、それに付随して、文化の町太宰府ですから、文化の施設、例えば100人ぐらいでもいいですから、あそこで源氏物語あるいは万葉集あるいは詩吟もされてもいいし、書道をされてもいいし、そういうようなのどかな文化、そういうものをあそこで味わっていただいたら、いろんなところからそういう施設を利用したいという観光客も増えるんじゃないかなと思いますが、その南門について、私はぜひともこういう国土交通省あたりの資金をお借りしてでもつくるべきじゃないかと思いますが、これは私は5年、10年先を見越して、太宰府の財政が緊縮しないために申し上げておるわけですが、その点の考え方について。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、まちづくりにつきまして、まちぐるみ歴史公園、まるごと博物館構想、これは今安部議員がご指摘のように、国博を中心とした形の中での核としたまちづくり、宝満山、四王寺山あるいは市民の森、そして大宰府政庁跡、観世音寺、戒壇院、そして水城跡と、こういった歴史資産がございます。そこを有効に、遊歩道から水城跡まで、歴史の散歩道として線でつないでいくというようなこと。今、平成19年、平成20年の事業で計画をいたしておりますけれども、水城東門跡の周辺整備を行うようにいたしております。これは、国土交通省の補助、交付金を90%もらいながら、4,000万円かけて太宰府市の玄関口としてふさわしい水城門の、東門の周辺整備を行っていきたいというふうに考えております。あずまや展望台、あるいはここが660年代の水城跡であると、そういった説明板、あるいは観光客がバスで高速道路から水城に入ったときにわかるように、あるいはそこに駐車をして、自分の足で目で見れるように、市民の方が日ごろから散策して、そして健康な市民を多く増やしていくといいまし

ょうか、多くなっていた。とにかく、高齢者の皆さん方も外に出ていただくというふうな仕掛けの一石二鳥、三鳥考えた中での取り組みを考えておるところでございます。

いろんな、まちづくりについては、今ご提言されたような状況等がございます。私どもは、今言いましたように、歴史と文化を背景とした、そういったまちづくりを行っていきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 今、私が提案しました政庁跡の南門については。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 何か私は忘れてるなというふうに思っておったんですが、今の南門のところが抜け落ちておりました。

この考え方はいろいろあります。来訪者も市民の方にも、いろんな考え方がございます。南門を設置し、復元し、そして見えるような形にやった方がいい、あるいは1,300年の礎石がございまして、そこに立って懐古をし、ありし日の、やはり栄えた、そういった都市を想像しながら自分で頭の中で描く、そして背後には四王寺山がある、そういった自然風景といいたしましうか、修景、景観をやはりきちっと今はあるわけですから、何もない方がいいというふうな人もおられます。

昨日でございますけれども、東京の方からお客様がお見えになって、文化財保存の40周年のこの時期に、国の方で太宰府市が歴史と文化遺産、これだけ抱えておりますので、全国の百選にノミネートされておりますので、その基礎調査にお見えになりました。そういった方向で、太宰府市はいろんな角度から歴史、こういったコンセプトについて評価がございます。そこを私ども、今までは都市基盤整備でありますとか、ハード面に主力を置いて行ってくる必要がありました。今からについては、今あるストックといいたしましうか、そういった資源、歴史資源、地域資源というようなものを活用して、そこに光を当てて、そしてまちづくりを行っていくというようなことが、市民にとっても外に出向き、そして大いに健康な市民を多く増やしていくといいたしましうか、そういった手だて、施策を同時にとっていきたいなと、一石二鳥、三鳥、そのことが来訪者等についても喜ばれるというふうなことをやっていきたいと。

御笠川等については桜を植えておりますけれども、今、通古賀地域の区画整理事業も完了しつつございます。水城堤防まで、水城跡まで、御笠川沿いにやはり桜並木を連続して歩いて楽しんでいけるよう、そういったまちづくり等々をコンセプトに、今それぞれの組合施行でございまして、お願いしながら、まちづくりを行っていきたいというふうに思っておるところです。

○議長（不老光幸議員） ここで暫時休憩します。

休憩 午後1時16分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時17分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 先ほど市長が水城堤防跡、これの整備に4,000万円かかると、そういうことで、国土交通省との問題もあると思いますので、今から先政庁跡の利用の仕方について、市民の方初めいろんな意見を聞いていただいて、こういう観光客をできるだけこちらに連れていくというような、そして太宰府の本当のいい資源をいろいろな角度で見えていただく、あるいは楽しんでいただくという、客の流れをこちらに変えるという気持ちで、これはトップの判断によるものですからね、そのトップの考え方によってこういう南門ができるできないという問題も出てきますので、その点十分市民、各関係者の意見を聞いて、南門の復元についてはご検討願いたいと思います。

これで一応観光と別段の、観光都市との絡みを終わります。

それから次の、高齢者対策と医療費の問題、これは切っても切れない関係にありますので、両方にまたがって答弁もお願いしたいと思いますが、私なぜこの高齢者対策と医療費の問題を常に取り上げるかという、やはり財政圧迫、毎年、現在国民健康保険に法定分として一般会計から3億4,000万円ほど国民健康保険については出ているわけですけど、それ以上に毎年の伸びが年平均国民健康保険が1,200万円、それから老人保健が年平均5,000万円というようなことで増えていっているわけですね。これをやはり、一般会計から余り支出しない対策として、今後考えていかなくちゃならない。本当に福祉の職員の方には、一生懸命やってあるので申しわけないと思いますけれども、やはり変わった角度からこういう健康づくりもやるべきじゃなかろうか。

それで、健康推進員やら食生活改善の方たちにもお世話になっておると思いますが、それ以上に、やはり44の行政区がありますが、そこに週に1回は必ず行ける、そういう体制を福祉の方で専門的につくっていただいて、食あるいは軽運動、レクリエーション、そういうことで絶えずそういう公民館なら公民館にその地区の人が集まっていただければ、そういうことによって認知症に、結局家に閉じこもるから認知症になったりしてあるわけで、やはり外に出ていただいて会話を交わすあるいはお茶を飲んでいただくと、そういうことによって認知症の方も変わってくると思います。

そういうことで、健康づくりと食との、それから軽運動ですか、そういうことを組み合わせた専門の職員が担当部の方に聞くとおってないと、そういうことも聞くわけですが、そういう職員が2名なら2名でもつくっていただいて専門にずっと回っていただくと。そうすることによって、週に1回はずっと回れるようなふうに考えていただければ、かなり医療費が減ってくるんじゃないかなと思うんですが、その点の考え方ですね。

やはり、東京都連の老人クラブといいますか、老人総合研究センター、あそこでもいろいろなマシン使ったりして、データはどんどんどんどん変わってきているわけですね。それから、新潟県の見附市あたりも、そういう軽運動だとかマシンを使って、それによって何千万

円か毎年そういう費用が要らなくなったということでございますので、その点新しい考え方  
で、思い切ってマシン等を買って、若い人あるいは年とった人に、年齢に合わせたそういうも  
のができないかということですね。今までのやはり予防的な診断だとか、そういうことはもう  
重々わかっておりますけど、そのプラスアルファをつくるためにそういう職員が、後でも人  
員の配置問題で聞きますけれど、そういう福祉に今度は私は重点を置くべきじゃなかろうかと  
思いますが、その点あわせて。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 今の国保の財政の繰り入れの関係を話されたと思います。

まだ当市につきましては、一応義務的な経費の繰り入れで終わっているというのをまずお知  
らせしておきます。

それから、保健センターには、食育の関係で栄養士を配置しております。これはあらゆる、  
乳幼児から老人までの健診について、健診結果の方から食育という問題で食生活推進協議会  
の力をかりながら、そういった栄養指導もしているというのが現状でございます。

なお、地域に出向いてという話がございますけど、これは保健センターの年間行事の中で、  
あるときは保健センターを核として保健センターでやる健診だとか、先ほど申しましたはつら  
つ貯筋教室に至っては、行政区に出向いてそういった指導も現在行っているところでござい  
ます。

それから、マシンという話がありました。これ私過去に経験したことがあるんですけど、  
福岡大学と提携して、そういったことも取り入れられたことがあるんですけど、なかなか人の  
集まりが悪かったというようなちょっと記憶がございます。それで、現在いきいき情報センタ  
ーの2階にはそういったものも用意しておりますので、聞くところによると福岡市外に勤務さ  
れてある方は、近くのそういったトレーニングセンターの方に行って帰宅してある方というの  
も私知ってますし、なかなか市の方が指導しても難しい面もあるかと思います。

それと、やはりこういったものを制度化するためには、多額の費用が要りますし、また大学  
等の委託料等もございますので、今後の検討課題ということで一応お願いしたと思います。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） この問題はですね、いつも検討課題でずっときとるわけですよ。それ  
で、しかしながら福祉の職員の方は、やはりいろいろ研究していただいて、たしかペットボト  
ルでの運動だとか、そういうことも取り入れてある、私はそういうことはわかっているんです  
けど、まだまだ地域に行って職員の人と市民の人とが合体するような、親しみのある、そうい  
うようなことをやることによってですね、この健康推進の方も働きやすいし、食生活の方も、  
そういう職員をここに専門的に置いていただきたい。これ後でまた申し上げますから、ここ  
ではそれぐらいにします。

要するに、健康福祉部では一生懸命やってあるけれども、そういう予算がないだとか、職員  
がおらないという声を聞いておりますので、そういうものを含めて、今後は今度の機構整備の

中でも考えていただきたいということをここで申し上げて、後でまたこれ再度質問させていただきます。

一応、それでそういうものを、ダンスでもいいし、そういうレクリエーション協会もありますから、そういうボランティアで来ていただく方なんかも含めて、今後検討していただきたいと思います。

以上で第1問目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 公共施設の使用料の減免につきましてご回答申し上げます。

公共施設の減免問題につきましては、私の公約でもございました。10月1日付をもちましてもとの状態に戻すというふうなことを基本に、今ご提案を申し上げているところでございます。

今お尋ねの公共施設の休館あるいは休園の考え方についてのご質問でございますけれども、現状は利用者の少ない月曜日を休館、休園といたしておるのが現状でございます。しかしながら、スポーツを行いますことによります健康の増進という面からの効果を考えますと、実態を把握いたしまして、今後ご指摘の件につきましては検討に値するというふうに思っておりますので、その辺のところを含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

具体的な内容等につきましては、担当部長の方から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 公共の体育施設であります北谷運動公園、体育センター、歴史スポーツ公園、梅林アスレチックスポーツ公園、史跡水辺公園の市内各体育施設につきましては、人件費及び諸経費を削減し、財政効果を上げるために規則を改正しまして、平成17年7月1日から、利用者の少ない月曜日を休館、休園日としております。また、体育センターを除きまして、12月から翌年2月までの冬の季節を、冬時間として利用時間の短縮を行っております。

月曜日開館要望の声もありますので、費用対効果も含め、調査研究したいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 前向きな回答を得ておりますので、私もうれしく思うわけですが、結局月曜日というのは年に48回ぐらいしか来ないんですよね。48日分です、早く言えば。その費用というのは、五、六十万円かそこそこかも知れません。1人の寝たきりあるいは認知症の方を入院させたら、年に300万円ぐらい要るわけですよ。そういう医療効果等を考えた場合に、やはりこれは開園に踏み切る。やはり、以前してあったときは、本当みんな月水金なら月水金使うというようなふうで喜んであったんですよね。それがもうしょぼんとなってあったからですね、そういう問題もありますので、今検討します。ただ検討しますじゃいかんからですね、12月議会には、こういう月曜日もあけますという回答を得たいと思っております。そうい

うふうで、これは要望しておきます。

それで、結局医療費を減らすために私はこういうことを言っておるんですから、その点を念頭に置いてご検討をよろしくお願いしておきます。

以上で第2番目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 3点目の機構改革についてご回答申し上げます。

社会経済の大きな変化によりまして、地方公共団体への市民のニーズも多様化をいたしております。このように、進展いたします市民ニーズに対応するためには、職員意識の改革あるいは継続的な取り組みを行いますとともに、活力ある組織への転換を図る必要があると考えております。

また、近年では、市町村合併の促進でありますとか、あるいは公務員制度改革によりまして、行政組織体、職員そのものに対します改革が求められておりまして、また本市におきましても、職員の大量退職への対応は、今後の組織運営上重要な課題になっております。

このような状況を踏まえまして、私が掲げております選挙公約の一つでございすけれども、現場主義あるいはスピード化を図り、様々な行政課題に今まで以上に迅速に対応できるよう、部、課、係を大きくくりにし、市民にわかりやすい、簡素で機動的な組織へとの見直しを行うものでございます。

今後につきましても、選挙公約の推進を重点といたしまして、全庁的に取り組んでまいり所存でございます。

なお、人員配置につきましては、適材適所を基本といたしまして進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 機構整備、それに伴いまして重点施策、市長はたしか福祉、教育等には特に力こぶを入れたいというようなマニフェストだったと思うんですね。で、今の回答では、ちょっと重点施策、部はどここの部であるのか、そういうのをちょっと具体的にお願いしたいと思いますし、人員配置についても、やはりそれに伴ってそこを厚くしていただきたいと思うんですが、ちょっとその点、再度お願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 力点はどこに置かれたかというご質問ですので、私の方から市長にかわりまして回答させていただきます。

まず、地域振興部を廃部しまして、所属の課と係について分散を行い縮小したということが1点目です。

次に、総務部に市長公室的な役割まで持たせようということで、それからマニフェストの推進ということも含めまして、総務部の経営企画課で進行管理をさせる。それから、行政評価制



度の推進という観点からも、経営企画課の中に企画係、政策推進係、財政係と、広聴広報係を設置したところでございます。

それから、総務部に管財課を置きまして、公営企業で行っております入札それから契約、検査等を一元化して、管財課で行っていくということにしております。

それから、景観づくりに力点を置いて、太宰府の市民遺産を守っていこうという観点から、建設経済部に都市計画課を置きまして、景観づくりを積極的に進めようということにいたしております。

また、建設経済部におきましては、現在建設部の方でまちづくり技術開発課という課で技術者をすべて集めまして、それぞれの建設から土木等に対応しておりましたけども、平成15年の災害では、非常にこの組織を集めた、技術者を集めたということで非常に効果を上げて、早い災害復旧ができたということは評価いたしておりましたが、これを技術者を分散して、それぞれの技術者が必要であるところの部署に配属するというふうに考えております。

概要的にはそういうことで、市長の指示を受けながら機構の見直しをしたところでございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私の見た目では、市長の言われるようなことを考えた場合に、福祉と教育と観光というような、3つの点が重点施策的なものではなかろうかと私は推測しておるわけですけど、ちょっとそのずれもあるようでございますが、私は今後の本市の財政問題を考えた場合には、やはり健康福祉部の充実、これは医療費をなくすという考え方、それから教育、これは生涯教育が問題でございます。やはり、ここもレクリエーションだとかいろいろ、これはもう健康福祉部と横の連携とっていただいてやるべきではなかろうかというようなふうに、私自体考えるわけです。

それから、観光については、観光・産業課に今度は格下げになつとるんですね、早く言えば。一人の課長が、今までの産業交通ですか、それまで担当するようになるわけですが、そういうふうで、私は観光問題は特に専門的にやらなくてはいけない部署ではなかろうかと私は思います。それは見解の相違ですからどう言われてもいいんですが、そういうふうで、今後そういう人員配置について、それから積極性のある、先ほど清水議員も言われますように、私も積極性のある、それからやはり常に何ですか、やる気のある人、そういう人をそういう部署に持っていっていただいて、改革をしてもらいたいと、こういうことを要望しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、8番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました項目について質問いたします。

国の三位一体の改革により、補助金等の中央への配分は減らされ、それに見合う分の税源移譲は少なく、地方自治体の財政へ大変大きな影響を与えております。本市においてもその影響は大きく、平成18年度決算書によりますと、本市の経常収支比率は100.9%と、危機的な状態になっています。これは、歳入で国からの地方交付税、国庫支出金繰入金等の減少、また歳出においては、物件費、人件費、扶助費、公債費、補助費等、それぞれ上昇してとのこと。収支においては黒字となっていますが、経常収支比率が100を超えると義務的経費でいっぱいということで、財政の余裕はなく、硬直化ここにきわまりということでもあります。

こうなると、また第二の夕張市になるのではないかと危惧されかねません。第二の夕張市にならないためにも、財政の建て直しは待ったなしです。ここまで来れば、聖域なき財政の抜本の見直しを断行すべきと考えます。財政再建団体になったつもりで、徹底した歳費の削減を行う。例えば、各種団体への補助金は、交付基準を策定し、ゼロから見直す。事業計画やプランの作成においても、何でも外部委託されていますが、自分たちで汗をかいてつくる。そうすると、その事業に対する思い入れが違ってきます。その事業や計画の進行が全く違ってきます。より中身の濃い、そして実態に合った生きたものとなるのです。業者に委託したものは一見立派に見えますが、中身はありません。いざ実行となると、現実とかけ離れたものとなります。

また、今回機構改革を提案されておられますが、このことにより事務の効率化等を見込まれてのことと思いますが、この効果はどのくらい見込まれておられるのでしょうか。この中で、文化スポーツ振興財団への市職員の派遣はどのようにされるのか、市の職域ではない財団へ市の職員を配置し、市費で給与を払っている、このような異常な状態をいつまで続けるのか。スケジュールを策定し、3年後には回収するとか、めどをつけるべきだと思います。

今後、扶助費はますます増加していくものと思われますが、この抑制も当然考えていかなければならないでしょう。だからといって、扶助費を削減するのは難しいでしょう。介護予防、高齢者の健康管理等に力を入れ、介護費を医療費の抑制につなげていくなど、歳出の削減が考えられます。これまでも、歳出の削減にはいろいろと取り組んでこられたことはわかっておりますが、経常収支比率が100%を超えたこの現実をしっかりとらえ、財政の建て直しのスピードを上げて取り組むべきではないでしょうか。このように厳しい財政状況の中、行政サービスを保ち、住民ニーズに的確に対処していくため、行政の守備範囲の見直し、市民との協働をどうするかといった課題も出てきます。

市民との協働では、平成17年1月に行政視察で志木市に行きました。志木市では、小さな自治体を目指すとして、市民が市を運営することを原則とし、市の業務を市民、行政パートナー及び市民ボランティア、NPOを育成し、市役所内の仕事もそちらに委託され、市民との協働で経費の削減に取り組んでおられます。

また、友好都市協定を結んでいる多賀城市では、体育施設の指定管理者にその施設の利用者でつくるボランティア団体を指定していると聞いています。これらは、市長も言われます市民との協働が形として行われている実例であります。職員の意識の改革も必要です。予算がなけ

れば事業ができないという固定観念を捨て、職員の皆さん、もちろん議員も一緒になって汗をかき、知恵を出して、市民の求めるサービスにこたえていく取り組みが必要です。2003年に長野県が、職員の人件費は最大の事業費と位置づけ、ゼロ予算事業を開始しました。これは職員からの提案をもとに、事業費を計上せずに職員の知恵と労力で事業を実施していくものです。長野県では、初年度に157の事業に取り組みました。その後このゼロ予算事業は、都道府県や市町村まで広がりを見せています。自治体職員みずから自治の担い手として、創意工夫による多様な手法を用いた施策を展開し、危機的な局面を打開していく取り組みが求められています。ゼロ予算事業として取り組み、職員の創意工夫で人件費が最大の事業効果を上げたと言われる取り組みが期待されます。本市でも積極的に取り組んでいくべきだと思います。

現在、本市の職員の皆さんは、毎日仕事をしながら疑問を持ち、課題を見つけておられると思いますが、平成18年度決算書の施策評価書によりますと、業務改善事業提案制度があるが、平成15年度からは一件の提案もないと書いてあります。本当に職員の皆さんが日々の仕事の中で、疑問も感じず、課題もなく、自分の係の仕事だけしていればいい、これでいいと思って仕事をされておられるのでしょうか。そうではないと思います。提案制度が機能しないのはなぜか。機能しないような理由があると思います。その原因を見つけ、改善して、どんどん意見や提案が行われ、ゼロ予算事業が一件でも多く提案され、財政健全化が一日も早く達成できるよう取り組んでもらいたいと思います。

以上のようなことから、以下について伺います。

財政の硬直化はますます進み、経常収支比率が100.9%となりました。このことについて、市長はどのように思われているのか、また今後の予算執行の上でどのような影響があると考えておられるのでしょうか。そして、平成19年度の経常収支比率はどのくらいになる見込みでしょうか。

2番目、ゼロ予算事業についてはどのように考えておられるのでしょうか。

以上、伺います。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 中林議員の財政の硬直化とゼロ予算事業についてご質問がございました。

最初のご質問でございますけれども、平成18年度の経常収支比率は予想を上回りました。前年度の98.6%から100.9%となっております。

悪化いたしました主な原因でございますけれども、地方交付税が4億7,927万8,000円、率にいたしまして15.6%と大幅に減少をいたしております。これは、普通交付税算定に際しまして、基準財政需要額の下水道費算定基準が下がったことが大きく影響をいたしてございまして、本市だけではなくて、他の市町村にも大きく影響がございました。平成19年度の経常収支比率は98%に下げること为目标といたしまして、引き続き人件費の削減、公債費の削減など、内部経費の削減を中心に行いまして、健全な財政運営を目指して今努力しておりますのでござい

す。

次に、ゼロ予算事業のご質問でございますけれども、職員の創意工夫によります各種事務事業の仕組み、流れを見直し、既存の資産、機能を有効に活用をいたしまして、特段の予算措置を伴うことのないゼロ予算的事業に、近年取り組んである自治体があることは認識をいたしております。事業の内容を見てみますと、既に太宰府市におきましても取り組んでおる事業もございますけれども、他の自治体の事例等も参考にしながら、人材の有効活用、施設の有効活用、NPOや住民との協働の視点に立ちまして、既存サービスの見直しや新規サービスの創出に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ただいま経常収支比率の下がった原因についてはいろいろご説明いただきましたが、この100.9%ということについてですね、市長自身ですね、どのような感想を持っておられるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） この経常収支比率につきましては、本市の経常的な一般財源に伴いますところの経常的な収支、すなわち日常的に要る、自治を経営する上において必要な経費でございます。その一つが人件費でございます。その一つが公債費あるいは補助金あるいは扶助費、福祉の問題でございます。こういった3本の柱によって経常収支、収入に対して経常的な経費が占める割合がどうなっているのかというようなことが問われる数値の結果でございます。

今話しましたように、このことを解消しますためには、分母であります歳入増をはかると、入りをはかるといふこと、あるいは分子であります歳出の削減、これを同時に行っていくというようなことが必要であるというふうに思っております。

私は常々申し上げておりますように、福祉の問題、扶助費の問題、すなわち市民サービスにつながる部分については、削減については私は余りできないと。むしろ対象者の増でありますとか、そういったことによりまして増えておりますのが福祉問題でございます。あと各種団体におきましての、今ご指摘がっております補助金の問題、あるいは最たるものについては、まずうちは、私どもが一石二鳥、一人二役、三役をする、生産性を高める、あるいはあらゆる事務事業の見直しを行って、手法、やり方等々を問う、あるいは縦割りだけではなくて、今さっきもご質問がございました横並びをつくっていく、そして省力化を図っていくということが私は大事だというふうに思っております。

経常収支比率については、結果が100.9%というふうになっておりますけれども、これは単なる数字的なものというふうなこともありますけれども、今の国の三位一体との絡みの中で4億円から減るといふことは4ポイントです。どんなに市町村が努力して歳入増を図っても、あるいは歳出を4億円カットするといふことは無理です。一遍ではできません。今私どもはできるところからやっております。だからといって国が4億円以上の地方交付税のカットを行っ

た、けしからん、これだけではまた自治経営もできません。それに合った、身の丈に合った、私は行政運営を努めておるところです。今からもそういった視点の中で行っていかうというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 市長の決意のほどはよくわかりました。その中で歳出の削減について、ちょっと二、三、お尋ねします。

今のお答えの中にも出てきておりますけれども、団体等への補助金の見直しについてですが、やはりこれは本体が今は非常に厳しい状態にあるんですね。この中で補助金だけですね、前年度維持、若干は削られておりますけれども、その程度の手だてでは補助金の削減は難しいと思います。ですから、補助金の交付基準をきちっと整備して、そしてゼロから見直して、本当にこの団体にはもう、今は100だけど120やってもいい。ただし、この団体については今100だけど、せめて50ぐらいで我慢してほしいと、それを出すには、やはり出す基準がなければ、これはただ何で50にしたかとか、何で120にしたかとか、そこで論議が起きてきますので、それに説得力を持たせるためにまず基準をつくって、そしてゼロから見直して、そしてやっていくというような手法が要るんじゃないかと思っておりますけれども、これについて市長いかがお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 補助金の削減、見直しということについては、平成17年、平成18年行いました。結果、各団体の方からいろんな声が聞こえてまいりました。私ども、そういった団体の援助、補助、そういったことも一つの行政の役割の一つでございます。しかしながら、これは未来永劫、補助金をずっとこの後支給していくというようなことではないというふうに思っております。期限つき、やはり自主的機能を引き出す起爆剤のような、呼び水の、そういった補助金のあり方、性格だというふうに思っております。そういったところを基本としながら、基準づくり等々を行っていきたいというふうに思っております。

それから、一番大事なのは公債費率、公債費でございます。今まで投資的な社会資本投下を行ってまいりました。都市基盤整備を行ってまいりました。水道事業、下水道事業もしっかり、道路整備もしっかりと、あるいは文化的な中央公民館、図書館あるいは公園等々もしっかり、そういったところが一般単独事業の中で、いわゆる優良起債でありますけれども、そこを活用しての事業展開を行ってきたと。そのことが、今247億円の起債残高があると。初めがあれば終わりがございます。家庭でも一つの家を構築し、そして財を築いていくためには、ある種のマイホームローンもあるでしょう。しかし、それも初めがあれば終わりがあります。太宰府市においては、今が一番、市制施行から今日まで資本投下をして、一番そのピークに来ております。平成19年、平成20年がピーク、平成24年では、その借入返済が鈍化をいたします。今31億円ほど年間元金利子の支払いをいたしています、お返しをしております。それが平成24年では19億円台になります。何を意味するかといいますと、10億円減りますと、それだけ市民に対する投

資的な経費に振り向けることができると。私はそれを夢見ながら、それに1年でも2年でも近づくために、あらゆる手段を講じて努力しておるところでございます。これは私だけではできません。市民の皆さん方も、職員も一体となって取り組んでいく。厳しいときこそ、私は知恵と汗を出していくと。選挙公約の中にも私は申し上げました。知恵を出していく。今、ご提案のゼロ予算事業もそうだろうというふうに思っております。そういったご提言を私は肝に銘じながら一生懸命頑張っていきたいというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 補助金につきましては、関係団体へ十分に説明をして理解をしていただいて、やはりなるべく削減していただくということをお願いしておきます。

次に、事業計画書や事業プランの作成についてですね、業者委託が非常に多いと。これを何とか自分の市の職員さんで何とかできないだろうか、いつもこれは予算書を見ながら、決算書を見ながら感じておるんですけども、これは何とか市の職員さんでやっていくという方向に方向転換はできないものなのでしょうか、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、外部委託によりますコンサル、基本計画、事業所等の委託費の問題でございます。

私は、最近も副市長に指示をいたしましたけれども、このコンサルに委託する、設計委託にしても事業計画の委託等については、まず地域をわかっておるのは職員であり、私どもであります。そこをどういうふうにまちづくりをしたいのかというふうなことを、大綱、基本的な考え方を腹にきちっとまとめてイメージをして、そしてコンサルを活用するとすれば、その後に仕上げを頼むというふうな形を私はすべきだというふうに思っております。初めから委託ありきであれば、いわゆる私は研修は、職員の意識改革は、研修所もあります、あるいは一番大事なのは日常の仕事の中で自分の経験、その仕事を通して学んでいくということ、コンサルにそれをゆだねるということは、その研修の場を摘んでおることに私はなるというふうに思っております。英知を出し、汗を出し、煩悶、苦悩しながら、そして仕上げたときに自分の喜びが出てくるわけであります。そういった観点から、この事業の見直しについては、今始まったことではありません。今までも、助役のときからも主張しておりますし、今後もその視点の中で私は委託費については、まずもって私どもが知恵を出していくと、ぎりぎりまで瀬戸際に立ったような気持ちの中でどうしたらいいかというのは考えていけば知恵は出るものだというように思っております。そういった視点の中で、私は努めてまいりたいと、また言い続けたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） この委託費については、やはり今市長が言われましたような、市長が言われたことが本当に全くそのとおりだと私も思います。市の職員さんが、自分たちが今まで培ってきたその知識と経験をもとにそういう計画をつくられば、一番市民に合った計画書がで

きると思います。これは今市長が言われました方向で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

次にもう一つありますけども、これは何度も取り上げておりますけども、文化スポーツ振興財団への市の職員の派遣の見直し、廃止についてはどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、公共的団体、文化スポーツ振興財団あるいは古都保存協会に職員を派遣いたしております。派遣といいますよりも、市の仕事を共有して一緒にやっておるというふう

に理解していただいた方がいいというように思います。

文化スポーツ振興財団でいきますと、よく皆さん方も昔に、振興公社のときのことを思い出していただきたい。これは行政改革の第1次のときからでございます。文化スポーツ振興財団もそうでございます。直接職員がその施設にかかわって、例えばいきいき情報センターの生涯学習あるいはスポーツ、あの管理運営を職員で行った場合についてはどうなるのかというふうな

こと。

今、私は助役時代に公益団体の連携というふうなことで今打ち出しをいたしております。その中で、今文化スポーツ振興財団と古都保存協会で大体嘱託職員、臨時職員、パートで100人おります。100人で運営しておるというふうにご理解いただいて結構でございます。500万円、年間給与が要るとすれば5億2,500万円です。これを今パートであるとか嘱託であるとか臨時であるとか、いろんな見方があると思います。低賃金の問題、けしからんというような部分もあるかもしれません。しかしながら、雇用の創出というふうなこともひいてはあるわけでございます。多くの皆さん方にそれだけ市民の、在住されている市民のパートだったらいい、臨時だったらいいというふうな、勤められるというふうな方もいらっしゃるわけでございます。そういった方々、例えば15万7,000円ぐらいの嘱託ではじいた場合、大体1年で180万円、200万円弱でございます。それを105人掛けますと1億9,700万円ほどでございます。その3億円ほどが、職員をそこにすべて配置して行った場合よりも、それだけの軽減になっておるというふうなことが明らかであるというふうに私は思っております。すなわち、企業でもその当時行われておりました、会社の事業部、事業部制のような、垂直的減量です。行政の仕事というふうなことは、すべて委託すればそれで済むというふうなものではありません。行政サービスは、行政が関与してやはり行政の考え方に沿って事業運営をしていくということがやはり大事だと。糸の切れたたこみたいな形ではだめだと。経費だけでは終えないと。そういった側面があります。

文化スポーツ振興財団は、そういったところの観点から行っておるわけでございまして、私は適正に今行っておるというふうな認識に立っております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 100人の従業員、従業員というんですかね、従業員の方がおられると。

その中での経費節減についての数字については全くそうだと思います。

私が申し上げているのは、あの財団の事務局に5人、6人ですね、市の職員さんがあそこへ丸抱えで、一番中枢の部分に市の職員さんが入っておられると。これは政策的にどうこうじゃなくて組織的に、これは前回も言いましたけども、財団と市とは全然組織的に言いますと関係ないんですから、これは市の職員は市の職員として、財団に出すなら財団に出すということではっきり線を引いて出すと。そして、そこで給与も財団の方から出すと、そしてもちろん財団でまかないきれないでしょうから、その分については市の方からその分の補助金と、運営費として出すと。私はもう少し財団と市との職員のやり方についてももう少しはっきり区別したらいんじゃないかなと。

それともう一つ、あそこへ市の職員さんが、事務局に今5人おられる。あそこに5人も市の職員さんを張りつける、あれはないんじゃないかなと。それと、古都保存協会とか社協とかおっしゃいましたけど、こちらには非常に少ない人数が入っていると思いますけど、財団だけについては非常にほかの分と比べますとやはり多過ぎるんじゃないかなと。その分、早く市の方へ返していただいて、そして市の仕事をしていただくと。そういう方向に持って行っていただきたいということをお願いしているんですけど、これについていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 文化スポーツ振興財団のいわゆる庶務的な仕事等については、どうしても継続性がある、あるいはそれなりの視点を持った職員が必要でございます。

以前、独立した形の中でプロパーとして保有する方法もありますけれども、これは異動等が限局的になりまして硬直化をいたします。そういったことから、もともと市が財団申請をし、今言いました子会社的な形の中で事業部制のような考え方の中で営繕し、垂直的減量というような視点の中で創設したものですから、その総務的な事業、経理というような分については、これは1年、2年で変わるような形では到底できないと。責任あるものは保てないと、経理がめちゃくちゃになると、透明性ができないというような考え方を持っておりまして、この部分については職員で行うように考えております。

それからもう一つは、派遣法とかいろいろな問題はあります。いろいろその部分でいきますと、職員が不安定な部分、一度切れるわけでございますので、処遇の面から、いろんな面から共済組合あるいは短期の部分、年金の部分から見て不利益になるというようなことがあります。今職員を同時に同じ仕事をさせておるといふようなことでございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことで、私も先ほど壇上で申し上げましたように、これを一遍に引き揚げてしまうと、それはもう今の状況からすると財団の仕事が麻痺してしまうと。ですから、3年計画、5年計画で、今5人おられるのをまず3人にする、そして2人にする、1人にするというように段階的に考えていくと。

それと、もう財団もできて十数年になるんですね。それをいまだに丸抱えでやっていくと、



そこら辺ですね、財団は財団として独立してひとり立ちしていかなければならない事業体でございますので、その辺、いつまでも市の政策をやるから市の方で全部見ないかんというような考え方じゃなくて、財団は財団としてひとり立ちしていただくと。そして、必要であれば、その政策的に必要な部分については、それなりの手だてをしていくというようなことで、財団と市とのそういう関係ももう一度見直していただければと思いますが、これはもう要望としておきます。これ以上言ってもなかなか先へ進まないと思いますので、そういうことでよろしくお願いしておきます。

次に、ゼロ予算事業についてお尋ねします。

ゼロ予算事業についてですが、職員の皆さんが自治体の担い手として自覚を持ち、安心・安全のまちづくり、住みよい太宰府づくりの先頭に立って取り組みを進めていただきたいと思います。そうすることで、すばらしい太宰府市になると思います。この職員の皆さんのやる気一つだと思いますけども、このゼロ予算事業について、似た制度で本市に業務改善提案制度というのがありますが、これが残念ながら平成15年度から職員からの提案が一件も出ていないということですが、その原因をどのように考えておられますか。市長、お尋ねします。

○議長（不老光幸議員） ここで14時25分まで休憩します。

休憩 午後 2 時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 2 時25分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

総務部長。

○総務部長（石橋正直） まず、ゼロ予算事業のご質問にお答えしたいと思います。

実際にNPOを活用したプラチナパソコン教室あるいは市庁舎の周辺駐車場の無料開放やいろいろ端学習等がゼロ予算的事業であるととらえております。また、職員が休日を返上いたしまして、ボランティアで通古賀近隣公園の草刈りを昨年に行っておりますし、数年前から市役所内の事務室の清掃については、始業前か終業後に職員が清掃している、これもゼロ予算的事業だと考えております。

それから次に、業務改善提案及びアイデア提案につきましては、平成8年度から制度を実施し、施政全般あるいは所属部署の業務、作業能率の向上、市民サービスの向上、経費の節減、収入の増加など、実施可能なものについては、平成14年までそれぞれ職員から提案がされております。

この提案につきましては、日常的にやはり我々が考えて仕事をしなければいけないというような状況に今はなっておるのではないかというふうに考えております。

一方、平成11年1月から経費節減運動、いわゆるケチケチ作戦という名称で行っておりますが、このときに職員から公募を行いまして、508項目の提言が提出されております。直ちに実行できる8項目を絞りまして、現在全庁的に実施しているところでございます。

この運動も8年を経過することから、生産性の向上や収入増も含めた新たな運動へと展開するため、現在、職員の提言、提案を呼びかけているところでございます。

平成12年から事務事業の評価も実施しておりまして、その事務事業がどの程度進捗したか、住民サービスが向上したかを職員みずから係あるいは課で評価し、事務事業の改善、改革を行っておりますので、改めて業務改善制度によるところの提案がされていないのではないかとというふうに判断しております。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） 一応そういうことでありましようけども、私たちから見ますと、文書としてですね、1件も出ていないというようなことが書いてありますし、これでは本当に市の職員さんは疑問を持っていないんだらうかと。先ほども言いましたけど、そういうことは絶対ないと思います。やっぱり市の職員さんはそれぞれ自覚されて、それぞれの職務に一生懸命されておると。しかし、それが提案制度として上がってこないということについてですね、ケチケチ作戦のときには508項目出たというようなことでございますけども、この提案制度の中で出てこないということは、何かそこに原因があるんじゃないかなということですね、市長も助役や職員されて40年近く、それから副市長さんも、総務部長さんも、それぞれ40年近く行政経験されてきていると。その中で、やはりこの問題が、提案が職員から上がってこないということは、どこら辺にその原因があるかということ、それぞれにお考えになられたときにあるんじゃないかなと思いますので、申しわけございませんが、市長さんから、それから副市長さん、総務部長さん、三方にこれについて、その原因について何か自分で思い当たるところがあれば、それをちょっと発言していただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 10年ほど前までは出ておったということですが、現在はやはり職員一人一人が業務の改善意識を持って、自覚のもとに業務をしていかないと、とても今の状況を打破することはできないという意識が強うございます。それで、事務事業評価制度の中で成果が上がったものについて、係長以上集めて講習会をいたしました。その中で、やはり効果が上がったものの一つとして、年4回点検をしていたものを、なぜ年4回点検しないといけないかという疑問を持った職員がおりました。その職員が点検をする業者を呼びまして、なぜ年4回する必要があるのかというようなことを問いただしましたら、市の方から何も言われなかったからそのまましておりましたというような返事が返ってきまして、既にそれは年3回で実施するようになっています。これもやはり職員の業務に対する改善ではないかというふうに考えます。

もう一つは、老人に対する弁当のことについてですけども、弁当を配達する中で、非常に老人さんについては御飯を残されるというようなことに気づきまして、弁当屋さんに御飯を少し、10gでもいい、20gでもいいから減らして、少しまけてくれないかというような発想も出てきてまして、それは10g減らしても、20g減らしても値段に変わりはありませんというような回答があったそうですけども、その一言をその弁当屋さんに話をしたことにより1食10円下

げてくれたというようなこともございます。だから、常々市の職員については、今の状況ではやはり一人一人が知恵を出して業務を改善してやろうという気持ちになっておりますので、改めてこの制度を利用しなくても、十分考えておるといふふうにとらえております。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 申しわけございませんけど、市長、副市長、お答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 何かを実行しようと思ったら、最終的には目的でありますとか目標を最初にトップが示すべきというふうに思います。その辺のところを明確にするのが、職員が動く一つであろうというふうに思っています。私は、選挙を通じましてニュー井上からの出発、まず現場ありき、そして動く、と、まず動くというふうな形を考えております。

職員の意識調査も、私が部長あるいは助役時代行っております平成9年、平成14年に職員アンケート調査等々も行っております。その中でも、組織目標が見えない、あるいは上層部の職員との議論の場がない、あるいは施政方針が見えないとか、そういったトップダウン、ボトムアップ、いろいろな意見がございました。そういった今までの経験則の部分で既に職員の意識も市民の意識も明らかになっておる部分があります。それを背景に、今行政改革につきましてもいろんな日々の仕事の改善につきましても、そういったものを背景に置きながら私はやっておるわけでございます。

地図をつくって道なき道をやはり歩いていくというのは、勇気を持って私は今後も挑戦をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 済みません、副市長もお願いします。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 総務部長が申し上げましたように、今行政評価の制度を取り入れまして、そこにどういふふうな改善をしたのかということ、事業そのものそのものには改善点がどうした、こうしたというふうな成果も含めて今提案をさせております。しかし、全体的な改善計画について、例えば一番最後に成果が出ましたのは、皆つけております名札ですね、これも職員の提案制度から出てきたものでございまして、そういうふうにもう少し広い目での全体的な提案制度そのものが必要かなというふうに考えております。

先ほど市長が申しましたように、これもトップの指示でこういうふうにするんだよというふうな指示も必要でございます。今現在出しておりますのは508項目の再点検をして、そしてその中からいろんなアイデアを現在出さないという指示をしておりますので、その中でいろんな508項目以外、あるいは508項目を改良した、そういうふうな意見も出てくるのではないかと思います。今後もそういうふうな提案が出るような、そういう仕組みづくりを指示していきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○８番（中林宗樹議員） どうもありがとうございました。

やはり市の職員さんが常々一番前線で頑張っております。その方々の意見、提案、そういうものを十分に尊重していただいて、その方向づけとしては、トップである市長が方向をまず示すと。そして、それに対して今度は市の職員がついていくと、そしてその中でいろんな疑問が出てきますので、それについてはどんどん疑問点、課題、そういうものを、提案できるような組織といいますか、仕組みにしていまして、市役所の中が活性化していくような、市の職員が本当に、先ほどから言っておりますけども、自治の担い手として自覚していただいて、この太宰府市を日本一の太宰府市にさせていただくように努力していただきたいと思います。

これを要望して、これで私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） ８番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、２番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔２番 藤井雅之議員 登壇〕

○２番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして質問をいたします。

さきの６月議会で井上市長は、安全・安心のまちづくりという観点で、主に防犯、防災の面での所信を表明されました。しかし、この安全・安心のまちづくりという視点は、防災、防犯以外の面での政策を進めていく上でも重要なことではないかと思います。

障害者の方の社会参加が進み、バリアフリーの意識も定着してきました。公共施設などでは、段差の解消や手すりの設置、車いすの方へ対応したトイレの設置などが進んでいますが、屋外に目を向けると歩道の段差など、まだ多くの改善点があるのも事実です。

目の不自由な方が外出をされる上で重要な役割を果たすのが点字ブロックであるということ言うまでもありません。白杖で点字ブロックをつたっていきながら信号の横断などをされています。

太宰府市内を見て回りますと、点字ブロックの一部がはがれていたり、店舗などの駐車場、車の往来が激しいところに敷き詰められている点字ブロックでは損傷が激しく、重要な役割を果たす凹凸の部分が完全につぶれていて白杖を通したときに歩道のアスファルトと全く区別がつかないで、目の不自由な方が歩行される上で大変危険な状態が見られます。

安全・安心のまちづくりという視点で、太宰府市内の点字ブロックの緊急点検が必要だと思いますが、市の見解を求めます。

今、太宰府市においては、市内の危険箇所の把握について、職員の皆さんの巡回、そして郵便局との連携で対応をしていると伺っておりますが、店舗付近の点字ブロックの損傷が激しい場合などは、その店舗からの連絡体制を整備して、目の不自由な方が安心して外出できる環境づくりを行う必要があると思いますが、市の見解を求めます。

自席におきまして再質問を行うことを述べまして、本壇からの質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 点字ブロックの整備、修繕についてのご質問についてご返答申し上げます。

障害者の方々の対策につきましては、人権と福祉のまちづくり計画として、平成19年3月、太宰府市障害者プラン及び障害者福祉計画を作成いたし、本計画に基づいて推進をしております。

特に、視聴覚障害者の皆様方の通行につきましては、視聴覚障害者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックを連続して設置することで、より円滑に誘導し、より安全で、歩行されるよう対策を講じておるところでございます。また、弱者の方々につきましては、色彩に配慮した点字ブロックの色の違いによりまして、より安全に歩行できるようにいたしておるところでございます。

今述べましたけれども、点字ブロックの整備につきましては、関係団体と十分協議を行い、現地を確認をし、そして整備を行っているところでございます。今後においても、そのような考え方のもとに進めてまいりたいと思っております。

ご質問の危険箇所あるいは損傷箇所につきましては、これも必要なことでございますので、早急に点検をし、絶えずそういった視点で見直しを行っていくというふうなことを常に心がけながら日常の行動の中に職員にも徹底をし、私自身もそういった覚悟の中で市内を歩きたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 私の方からは、店舗との連携等のご質問でありますので、そのことも含めてご回答を申し上げます。

ご指摘にあります近隣の店舗などとの連携した対応が必要ということでございます。損傷箇所については、先ほど申されましたように、職員による巡回パトロールを行っておりますけれども、市内の歩道延長もいろんなところ、随分長いところございますので、完全ではございません。区長さんから初め、市民の方から連絡、通報、それがあつた場合に対応しておるという状況でございます。

このようなことから、点字ブロックの損傷が予想される箇所の店舗につきましては、日ごろから損傷が発生した場合の連絡をしていただくなどの対策をお店と連携して、講じていかなければならないと思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、店舗との連携のことを言われましたけれども、まず市が今対応を行っている郵便局との連携の部分で、10月1日から郵政公社民営化されますけれども、民営化後はそういったことを、今の危険箇所の把握のところについて、協力をしていただくことはどうなっているのか、郵政公社とは確認されているのかお聞かせいただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） おっしゃいますとおり、今年の10月からですかね、移行ということで、貯金それから保険、それから集配をいたしますという郵便事業ですか、そういうものが分かれていくということでございます。

今の状況を申しますと、今までそういう取り交わしをしていた情報は、今年もまた郵便局の方から、職員の方から連絡を受けてそういう対応をしておりますので、平成10年ぐらいでしたでしょうか、結んだ取り決めの中でお互いに情報をいただいてやっているという実情でございます。今回、そういう株式会社にそれぞれ分かれてなされるということでございますので、しばらくはその郵政公社、そういう部分の集配関係の事業の、実際にどういう成り行きになるかも見きわめましてですね、今までのことが大変ありがたいことでございますので、できますれば、再度そういう連絡、協定ですか、そういうものをさせていただきたいという意向は持っております。だた、しばらく、今大変民営化で忙しいということをお聞きしておりますので、時間をとって改めてそういうお話を持っていこうかと、そういうふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひ今の連絡の体制を維持するという形でのお話、郵政公社の方と進めたいというふうに思います。

それで、点字ブロックの問題については、今KBCテレビで、深夜月曜日から木曜日まで放送されておりますドーモという情報番組がありますけども、その中で視覚障害者の方に密着した、一日の生活に密着した見えない生活というコーナーが不定期で放送されております。その中でも、その視覚障害をお持ちの方が言われるのは、日常、外出する上で点字ブロックが大変重要な、その外出を安全に支える上で重要な役割を果たしているということを、コーナーが放送されるたびに言われるんです。ただ実際、その方は福岡市内の在住の方ですけども、点字ブロックの上に工事現場のコーンが置いてあったりですとか、荷車のような台車が置いてあったりとかですね、まだ私たちの意識の問題として点字ブロックの上に物を置かないとかですね、そういった意識の部分でもまだあるかと思うんですけども、きちんと点字ブロックを、安全な点字ブロックを整備するというのは、やはり行政の責任、仕事の分野になってくるかと思えます。

それで、実際私も市内を歩いて点字ブロックの状況を見てみたんですけども、ちょっと写真を撮ってきました。これはですね、ちょっと写真を拡大コピーしたものですので、ちょっと画質が荒くなって見にくいかなと思うんですけども、田中橋のところにありますセブンーイレブンの駐車場の前の点字ブロックですね、敷き詰められております点字ブロックですけども、もうこういったところはかなり損傷が、細かいところですけども入っておりますし、凹凸の部分ですね、もうつぶれているに近い状態です。こういった24時間型のコンビニエンスストアというのは、車がひっきりなしに通っておりますし、朝方ですと店舗にとまらないで車がショート

カットしていく。西鉄の都府楼駅の方から来て永田建設の信号の前でひっかかりますけども、交通量が少ない関係で、セブンイレブンの方を通り抜けていって大佐野の方面に抜けていくとかですね、そういった傾向が見られますので、やはり損傷がほかの店舗と比べても激しくなるところもあるかと思います。

もう一枚はですね、これは通古賀のタイヤ館の前の点字ブロックです。見てわかるとおり、ここの間の部分が完全に1枚どこかに飛んで行っている状態ですね。こっちが信号になりますので、もし視覚障害の方がつえを伝えているときに、歩く場所によっては、この信号のアスファルトの部分に当たって、まだ点字ブロックがないんだというふうな形で間違っ飛出されてしまう危険性もあったりしますので、やはりこういった場合はですね、きちんとそういった店舗との連携が必要なんじゃないかと思います。実際タイヤ館の職員の方にお話聞きましたら、平日で大体10台から20台、日祭りで30台から40台、タイヤ館に入って出ていくという形がですね、車の台数があるというふうに言われましたので、それだけやはり損傷が激しいところは、コンビニエンスストアですとかガソリンスタンドとかはどうしても車の往来が激しいですから、どうしてもその点字ブロックの損傷が激しくなるというのもわかりますので、そういったところの店舗とですね、重点的に連絡体制、整備していただきたいなというふうに思います。

例えば1枚、こういうふうにもう抜けているとか、具体的に市の方で基準を示して、それで結んでいただくということも考えていただきたいと思いますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 藤井議員さんの質問を受けて、昨日、ほぼ1日かけて現地をずっと確認させていただきました。おっしゃいますとおり、写真で見たようになっております。それで、改めて点字ブロックの整備が、一度はやっておったと思うんですけども、傷んでおところがほかにも多数ございます。改めて目の不自由な方に対する対策といいますか、これが予想以上にあるなということをちょっと実感いたしました。

一つは、そういう店舗とのそういう連携といいますかですね、そういう不法な道路交通法上違反するような通り抜けとか、そういうものをしていただかないようにということ。

それから一つは、わかりませんけども、商工会とかも通してですね、協力していただく、あるいは大きなスタンドとか会社ですとですね、何かそういうところを通して連絡をとってやっていただくとか、そして今申されたように、基本的に道路管理者、県道であれば県、市道であれば市がしなければならないと思っております。今まで全然しなかったわけじゃございませんし、それぞれの交差点を確認しますと、これ直したんですよということですけど、やっぱり車の重さとかで歩道の板自体が引っ込んで、そのバリアフリーの点を張りつける前の問題というのありました。そういうところも含めて、財政的なものも伴いますことからですね、いろんな、先ほど市長が言ってますように工夫して、何とかやっていかないといかんというよ

うなことで、再度部の方ではしなければいけないところを洗い出すとか、距離を出すとか、何かそういうことをちょっとしなければならぬかなというふうに思っております。そういうことでやっていかなければならないというふうに思っております。いつ仕上げるかというのは、まだちょっと言うことできませんけども、そういう方向性ははっきりしているというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひですね、もちろん危険性がありますので、できるだけ早くやっていただきたいというのがこちらの思いなんですけども、今部長言われました設置管理者の問題ですけども、市民の方が、点字ブロックのこういった状態を、例えば違うところでこういった状態を見られて市に連絡してきたときに、そこがたまたま県道だから、それは県に連絡してくださいとかですね、そういった形の対応ではなくて、今後その連絡体制を整備するときに、県に連絡してくれということではなくて、一たん市がわかったといって引き取って、それを市から県に連絡していただくという形をきちんと整備していただきたいんです。やはり市民の皆さんからしたら、県道とか市道とか、そういった名前はありますけども、太宰府市内の道路ということで市役所に電話すれば対応してもらえらるだろうというところの思いもあると思いますので、そういったときに、あそこは県道ですから県にお願いしますというふうな対応をするのと、わかりましたと言って必要な県との連絡体制をとるのとでは、やはり市民の方の受け取られる印象も違うと思うんです、市役所に対してですね。そういった点もあわせてお願いいたします。

それと今、電話以外にもいろいろツールが発達しております。電子メール等も、そういった連絡を受ける手段では有効だと思うんですけども、例えば市民の方ですとか、今後連絡体制整備する上でですね、例えば子供、帰り、見守りをしているお母さん方おられますけども、お母さん方が見つけられたときに、そういったもの、今携帯電話にはカメラがついておりますので、そのカメラで撮っていただいて、今後どちらの連絡体制、恐らく建設のところが窓口になるのか、ちょっとわかりませんが、その窓口の部署をきちんと設定していただいてですね、こちらまでというか、メールでの連絡とかですね、いろんな形でこの危険箇所の把握というところを広げる、ツールを広げるということを検討していただきたいんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 藤井議員さんのおっしゃるとおりで、メールとかでも入ってきております。受け付けしておりますして、そしてこうこうこうしましたよというメールで決裁等が上がってきて処理がわかるようになっています。

市民の方も電話、手紙、そういうメール、いろんな形で上がってきておりますので、それなりの対応はいたしているつもりでございます。

先ほど申しました設置管理者といいますのは、私の説明が悪うございましたけど、当然今言われたような形で一遍引き取って、そして県の方にも連絡いたしております。ただ、全部が市道ではございませんので、そういう意味で申し上げただけでございます。できる限り、そのような方向で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひお願いします。

それで、今回、この質問をする上で事前にやりとりしていなかった部分がありますので、今その言われたメール等でも連絡が上がってくるというのは、大体年間どれぐらいの件数が今上がってきているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） その道路だけじゃなくて、苦情件数というのが大体年間1,000件ぐらい、いろんな形で上がってきておりまして、うち道路の件数が、平成18年度で大体300件ぐらい。今年は9月までで既に300件ぐらい上がっておりまして、ただ点字ブロック、そういう苦情については2件ほど、記録カードでとっておって、これを処理しているかどうかちょっとわかりませんが、そういう形できちっと記録はとっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。

それと、話がちょっと前後して申しわけございませんが、先ほど市内を、危険箇所の巡回を職員の方がされているというふうに伺いました。それで、私が再質問の中で言いましたけども、例えば、巡回されているときに点字ブロックの上に何か物を置いているとか、それこそ工事現場の何か、コーンが置いてあるとか、あるいは何か物が置いてあるとかですね、そういった状態を見つけたら、ぜひともそれはどかすというか、工事現場への指導となると、またいろいろ問題があるかもしれませんが、ぜひその場で注意をしていただくという形での巡回をお願いしたいと思っておりますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 巡回という、日ごろの業務の中で建設部、特に現場ずっと回っておりますから、もしそういうことがあればですね、私のイメージでは、もうその業者に指導して、工事は発注が多分市の方からやっていると思っておりますので、そういう指導はしていると思います。もししてなければ、改めてそういう、できることですから、早急の対応は即その場でするようにというようなことで指示してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） ぜひよろしくをお願いします。

今再三申し上げましたが、本当に視覚障害をお持ちの方でも、安心して外出できるため

の整備として、大変点字ブロックというのは重要な役割を果たしておりますので、もちろん点字ブロックだけの整備以外にも、いろいろ段差の解消とかあわせて取り組んでいただきたいというところはありますけども、まず歩道を歩かれるときには一番重要な役割を果たすのが点字ブロックですので、その点についての対応を一日も早く、その店舗もあわせて、きちんと対応策をつくって、今以上に、その郵便局とのですね、連携というふうにありますけども、さらに拡大するという視点でぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

官民挙げて安全・安心のまちづくりを進めていくんだという視点で、今後もこの点字ブロックの整備以外にも進めていただきたいというふうに思います。

そのことをあわせてお願いしまして、私の質問終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、17番田川武茂議員の一般質問を許可します。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） ただいま一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、環境行政についてお尋ねをさせていただきます。

年々、年を追って、私たちの日常生活は大変便利になり、あるいはまた反面、快適な生活環境になったかの状況にあります。しかし反面、地球の温暖化がもたらした今年のこの異常なまでのヒートアイランド現象は何が原因であったのか。その多くが人為的温暖化現象であったと言われております。

平成17年2月の京都議定書の中で、温室効果ガス削減が平成20年までに各国で6%削減を目標にして掲げられておりました。目下、努力中のようにあります。我が太宰府市としても、平成13年3月に第3次環境基本計画を策定して、資源循環型社会の構築を目指して、市民、事業者、行政が一体となって環境行政を推進すると表明されましたが、6年を経過して、この間具体的に何をどのように対応されたのか、またどのような手ごたえなり成果が見られたのか、実例を挙げてお示しをいただきたいと思います。

各自治体では、一例として、レジでもらう買い物袋、その市町村内では営業しているスーパーや各店舗のレジ袋の有料化に伴う買い物用マイバッグの義務づけが福岡市でも既に、マイバッグ、先ほど見せたマイバッグのことでございます。

こうしたものを市民に普及する努力を重ねております。東京都の杉並区でもレジ袋の有料化、マイバッグの普及に踏み切ったとテレビで報道がなされました。つい最近、8月31日の新聞で報道されましたお隣の筑紫野市さんがごみ分別のさらなる細分化、6から14へ切りかえるようです。

そのことは9月議会で早速補正予算も提案されているようです。この細分化について、筑紫野市、久留米市のように対応した場合の施設、予算等として、また市民に対する指導はどのようにお考えかお伺いをしたいと思います。

山神ダム上流の水質汚染の問題を初め、環境の悪化はストレートに市民生活にはね返ってく

る深刻な問題ですから、どうか一人一人の生命に直接及ぼす影響が大でありますので、今後の対応策についても詳しくお答えをくださるようお願いをいたしまして、あとは自席にて質問を行います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今後の環境行政の取り組みについてご回答申し上げます。

地球環境への負荷軽減に対処するためには、持続可能な社会を構築するための市民一人一人の意識や行動パターンの変革が必要であり、ますます積極的な行動が求められています。

本市におきましては、平成13年3月に策定しました第2次環境基本計画に基づき、地球温暖化に対する地球温暖化対策を初め、資源循環型社会の構築や地域環境保全などの地域環境対策を進めてきたところでございます。

現在までの省エネなどの取り組みといたしましては、毎月の市広報によります地球温暖化防止に関する情報、電気、ガス、水道、灯油、ガソリンなどの使用料や二酸化炭素の排出量が一目でわかり、家計の節約にもつながる環境家計簿の配布、市民環境ボランティアと共同した大気汚染簡易測定会の実施や市内の小・中学校での出前講座など、環境に負荷をかけない生活のための啓発や学習会を実施してきたところでございます。また、現在取り組んでおりますエコスタイル、ノーマイカーデーの取り組みなど、近隣の市町とも共同して取り組んでおります。

生活環境対策におきましても、ごみの減量化、資源化物のリサイクルなど、資源の枯渇問題や地球温暖化対策につながる大きな課題としまして11分類によるごみの分別収集、市内のスーパーへのリサイクルボックスの設置、新聞や雑誌などの資源回収に対する奨励金や生ごみ処理機への購入補助など事業の推進を図ってきております。

また、マイバッグの普及につきましては、福岡県が10月を買い物袋持参運動の強調月間として、マイバッグキャンペーンを実施しており、本市では毎年市内行政区に対しましてポスターの貼付をお願いしております。

むだなごみを削減するためにはレジ袋を断り、マイバッグを持参する運動は、地球温暖化対策や資源枯渇防止につながり、市民一人一人が実行できる最も身近な環境保護活動の一つと考えておりますので、より一層の啓発をしてまいる所存でございます。

地球環境への負荷軽減のためには、市民皆様の日常生活のライフスタイルを見直していただく必要がございますので、市民の皆様のご協力をいただき、創意工夫しながら、さらなる啓発に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） よくわかりました。

今回、環境問題を取り上げました私の真意はですね、今テレビ、新聞等で毎日報道がなされております。地球環境の異変が人為的な原因によってもたらされることが多いために温暖化を今後どう抑えていくべきか、そして一行政でできることはどんな取り組みから進めるべきかな

どの問題提起をすることによって、少しでも環境浄化に貢献できるのではないかと、そう考えたからでございます。

一人一人のわずかな気配りでできる二酸化炭素の削減、毎日のように使っている買い物時のごみ袋、これを減らすためには、レジ袋の有料化も有効な手段であります。各自治体で推進している買い物専用のマイバッグの義務づけも一つの手段でありますので、本市としてはこの買い物専用のマイバッグについて、どのようなお考えをお持ちか、今後どういうふうに対応されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 先ほど議員の方から提示されましたマイバッグ、それは福岡都市圏全体の中で同じものを使って啓発をしております。

それで、まず大型店でマイバッグを利用していただけるとはですね、そしてまた一部の大型店ではマイバッグ利用者にポイントをつけましてですね、そういうところが出ておりますので、今ご指摘のように非常に大切なことだと思っておりますので、さらなる普及に最大限努力をしてみたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） その件について、昨日私は西鉄ストアに行ってまいりました。

ここにこういうカードがあります。このカードを買い物かごに入れてくださいと。そして、210円に1ポイントです。そしてまた、7日、17日、27日、この日は3倍のポイント。それから月に数回、これは日にちはまだ未定ですけど、210円に5倍のポイントを上げるようです。そして、これが500ポイントたまったら500円の金券をやられるそうです。だから、これは早くやっぱりこういうマイバッグを、今のお話では、福岡市と共通してやっておるということですけど、福岡市は、いろんなこういうイベント、それから講演、環境問題に対する講演、これにお客さんが、市民が寄ってくるわけですから、そのときはみんなそれを無料で配布されておるようです。だから、太宰府市では、昨日私が調べたところ、1枚がマイバッグ370円でしたか、大きい物になれば580円とかですね、そういうふうな値段がついておりましたけども、そういったものをやっぱり太宰府市もですね、ごみ袋、これは今度は400円が420円になっておるようですけど、そういった利益から、少しでも補助を出して、そしてこれを各世帯に、半分は行政が出して半分は消費者が持つようにして、一刻も早くそういった取り組みをするべきじゃないかと、そういうふうに私は思っておりますが、先日、課長さんにお話を聞いたら、太宰府はそういうふうなマイバッグを用意しているのかと、150枚ありますと。150枚はですね、1万5,000枚ぐらいっていったら私もああそうかと喜びもしますけど150枚じゃ、これはですね。だから、そのところは早急に、そういうふうにやっぱり全員にこれが渡るように、できますか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 先ほどから申し上げておりますように、福岡都市圏といいまして、

広いエリアで同じような展開をいたしまして、その都市圏でそれぞれマイバッグを購入するように、同じものを大量につくりまして、そちらの方で購入するようにしております。

先ほど議員150枚と言われましたか、300枚用意してまして、300枚を先ほど言われておりますような、非常に厳しい財政でございますが、環境フェスタとかですね、そういうふうな、先ほどご提案されましたそういうイベントで、フルに活用をしまして、そういうところの中でいわゆる大型スーパー等々とも連携しながらどういう方向で広めていくのかという部分を、一部では、このマイバッグを嫌う店舗も逆にございましてですね、なかなかそのあたりが難しい部分も抱えておりますので、今福岡都市圏として広いエリアで動き出しておりますので、その動いているところで課長会議等々ございますので、そういう中でも十分ご提案の分については議論をさせていただいて、そして要は、いわゆるごみの減量にどうつなげていくのかという部分の一つの方策でございますので、そのあたりを十分含めまして考えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） この環境問題についてですね、地球の温暖化の問題は、最大の問題はやはりオゾンの破壊だろうと思います。CO₂のですね。だから、こういった問題について太宰府市でもいろんなイベントとか学者を呼んで講演会をすとか、そういった実例はありますか、何回か講演されましたか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 先ほどちょっとお話ししましたが、平成19年度は環境フェスタというものをしまして、そのメインテーマといたしまして、地球温暖化防止をメインにしまして、市民の皆さんの参加が得られるよう、いろいろ出ておりますが、話題性の高いものをテーマに生活環境面等々含めまして、今ご指摘されておりますそういう講演会等々、今からプログラムを組みますので、今一番求められている部分についてのフェスタが成果が上がるようにですね、いましばらく時間をいただいて、十分に検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員。

○17番（田川武茂議員） その件についてはよろしく願いをいたしておきます。

それから東京の杉並区ですけどね、環境基本計画の策定を進めています。これは私たちの4つの挑戦ということですけど、二酸化炭素の排出を2010年まで京都議定書に沿った達成を目指しておりますとかですね、いろんなことが書いております。

そして、もう既に杉並区は実施をしておるわけですけど、これは条例ですよ。杉並環境目的税の課税標準は、事業者から譲渡されたレジ袋の枚数として、杉並環境目的税の税率は、レジ袋1枚につき5円と。今現在、買物をしてレジに行って袋を渡しますね、あれが1枚5円だそう。10枚なら50円とかですね、100枚ならもうそれは莫大な金になるんじゃないでしょうか、1年を通して計算するとですね。だから、早くこういったマイバッグを実施できるよ

うに、ひとつくれぐれもお願いを申し上げておきます。

尋ねたいことはたくさんあるわけですけどね、これちょっと代読をしたいと思いますんですけど、9月11日の西日本新聞のこだまの欄にですね、これは18歳の高校生が投函をされておりますけど、本当私は胸を打たれました。今年は盆が過ぎても猛暑の連続だった。また、店では盆を過ぎると秋の洋服がよく売れたそうです。そして、秋の服が売れずですね、夏の服が売れたそうです。それが地球温暖化の原因だろう。二酸化炭素の排出が森林の吸収を上回っているということだ。そして、間違いない日本も原因の一つだ。森林の伐採とか、過剰の開発などが原因だ。政府はこれらに対し、対策を講じるべきだ。新しい手を打ち、二酸化炭素の排出を防がなければ国際社会の立場を失うと。自分たちでもできることはすべきだ。リサイクルをし、ごみの量を減らせば焼却炉の使用頻度を減らせる。節電をすれば発電量が少なくて済む、このことは自分たちだけではなく、将来にかかわる問題だ。人類がいつまでも住める地球でありたいと。最後の方は私胸を打たれたわけですけど、こういう高校生がこういったことを既に考えておるわけですよ。だから、我々大人がしっかりやっぱりこういった問題に前進に前進を重ねて、やっぱり取り組んでいくべきじゃないかと、そういうふうに私は思っております。

最後に申し上げたいのは、本市では、可燃、不燃あわせてごみの指定袋を義務づけて、それなりの成果がありました。ごみに対する意識の改革ができると思います。人間が石炭や石油などの化石燃料を使うことを覚えて、俗に言うエネルギー革命に成功して近代文明を開花させた反面、これをまき散らして地球温暖化をもたらしたことも事実であります。我々は、子々孫々のために快適な生活環境を残しておく義務があります。そのためにも、今環境問題についての問題提起が不可欠だと思いますので、多くの人々の英知を傾けて、今できることから一つ一つ取り組んでいかなければなりません。どうぞ皆さんの深いご理解と、取り組みを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 17番田川武茂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日9月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時22分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成19年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成19年9月14日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 武 藤 哲 志
(19) | <p>1. 乳幼児及び児童生徒の医療制度の充実</p> <p>福岡県下で就学前まで通院無料は10自治体を実施されている。福岡市は6歳未満、6自治体が5歳未満を通院無料としている。太宰府市では通院無料は4歳未満、入院無料は就学前までとなっているので、通院無料の年齢の引き上げを行っていただきたい。</p> <p>2. 市民対象の貸付制度の創設を</p> <p>市内の中小業者に対する貸付制度はあるが、市民や高齢者が利用できる貸付制度は社会福祉協議会の小口貸付制度のみである。サラ金の利用によって多重債務に落ちることのないように市民が気軽に活用できる貸付制度を創設していただきたい。</p> <p>3. 人事管理の見直しを初め、再任用制度の充実、団塊世代の退職に伴う採用計画について</p> <p>(1) 外郭団体への派遣職員の見直しを</p> <p>(2) 経験豊富な職員退職者の再任用活用について</p> <p>(3) ここ数年で職員の大量退職が見込まれるので、今後の職員採用計画を明らかにされたい。</p> |
| 2 | 原 田 久美子
(1) | <p>1. 「まちおこし」について</p> <p>太宰府市に市民、観光客から喜ばれる「まちおこし」対策について今後具体的な案があれば伺いたい。</p> <p>(1) 宿泊施設の誘致について</p> <p>(2) おもてなしの心について（道の駅の誘致）</p> <p>(3) 市内企業・市民の活性化について</p> <p>(4) 財源確保の方法について</p> <p>2. 「安全・安心のまちづくり」について</p> <p>本市では「安全・安心のまちづくり推進条例」が制定されている。安全、安心のための危険箇所の把握はされているのか、その調査と対策について伺う。</p> <p>3. 造成工事について</p> <p>青山三丁目3919-22、25の伐採及び造成工事（資材置場使用予</p> |

| | | |
|---|-----------------|--|
| | | 定)について伺う。 |
| 3 | 橋 本 健
(7) | <p>1. 「ごみ減量の推進」について</p> <p>本市の人口増加に伴い、ごみの排出量は増加の一途をたどり、細分化やリサイクルによる資源の再生など行政主導の指導徹底が不可欠である。今回の機構改革で“ごみ減量推進係”が新設されるが、どのような施策を推進されるのかその計画を伺う。</p> <p>2. 「生涯スポーツの推進」について</p> <p>第四次総合計画後期基本計画の中で「いきいきとしたスポーツライフの創造」を目指し、スポーツの普及とスポーツ団体の育成・支援また、市民のスポーツ活動を支える人づくりの推進が述べられている。実状はどうか、スポーツの現状と今後の課題について伺う。</p> |
| 4 | 小 柳 道 枝
(10) | <p>1. 組織と機構改革について</p> <p>(1) 今回の改変のねらいと人員削減や財源対策と節減効果は。</p> <p>(2) 今回の組織では社会教育課が生涯学習課となっている。青少年の健全育成に対する市の基本的な考え方は。</p> <p>(3) 市長は市民と協働のまちづくりを推進している。改変に伴い市民団体等との連携を図れる所管および窓口等は明確化されているのか。</p> <p>2. 梅林アスレチックスポーツ公園の現状について</p> <p>(1) 管理、運営、利用状況について</p> <p>(2) 今後の梅林アスレチックスポーツ公園の活用方法や駐車場の増設等も含めた具体的な市の運営計画等を伺う。</p> |
| 5 | 安 部 啓 治
(11) | <p>1. 安全・安心のまちづくりについて</p> <p>(1) 飲酒運転撲滅について</p> <p>(2) 市民を守る情報の発信について</p> <p>2. エコ運動推進について</p> <p>(1) 割りばしリサイクルについて</p> |
| 6 | 後 藤 邦 晴
(5) | <p>1. 太宰府コミュニティ無線について</p> <p>(1) スピーカーの音量は適当か</p> <p>(2) 多目的な利用方法の考えはあるか</p> <p>2. ゴミ袋の変更説明について</p> <p>特に事業所用ゴミ袋について、事業所や収集業者への説明周知をどのように行ったのか。</p> |
| 7 | 渡 邊 美 穂
(4) | <p>1. 障害者・高齢者に対する市の支援と今後も含めたその考え</p> <p>(1) 地域生活支援事業によるヘルパー制度の拡大についてと、ヘルパーの国家資格に向けての考え方</p> <p>(2) 担当部署に社会福祉士を配置することについて</p> |

| | | |
|--|--|----------------------------------|
| | | (3) 災害時における在宅介護者や障害者の避難場所の確保について |
|--|--|----------------------------------|

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 原 田 久美子 議員 | 2 番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3 番 | 長谷川 公 成 議員 | 4 番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5 番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 6 番 | 力 丸 義 行 議員 |
| 7 番 | 橋 本 健 議員 | 8 番 | 中 林 宗 樹 議員 |
| 9 番 | 門 田 直 樹 議員 | 10 番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 11 番 | 安 部 啓 治 議員 | 12 番 | 大 田 勝 義 議員 |
| 13 番 | 清 水 章 一 議員 | 14 番 | 安 部 陽 議員 |
| 15 番 | 佐 伯 修 議員 | 16 番 | 村 山 弘 行 議員 |
| 17 番 | 田 川 武 茂 議員 | 18 番 | 福 廣 和 美 議員 |
| 19 番 | 武 藤 哲 志 議員 | 20 番 | 不 老 光 幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（32名）

| | | | |
|---------------------|---------|---------------------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 石 橋 正 直 |
| 地域振興部長 | 松 田 幸 夫 | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 | 三 笠 哲 生 |
| 市民生活部長 | 関 岡 勉 | 健康福祉部長 | 永 田 克 人 |
| 健康福祉部子育て支援担当部長 | 村 尾 昭 子 | 建 設 部 長 | 富 田 讓 |
| 会計管理者併上下水道部長 | 古 川 泰 博 | 教 育 部 長 | 松 永 栄 人 |
| 監査委員事務局長 | 木 村 洋 | 総 務 課 長 | 松 島 健 二 |
| 秘書広報課長兼総務課消防・防災担当課長 | 武 藤 三 郎 | 政策推進課長 | 宮 原 仁 |
| 地域振興課長 | 大 藪 勝 一 | まちづくり企画課長 | 神 原 稔 |
| 産業・交通課長 | 山 田 純 裕 | 観 光 課 長 | 木 村 甚 治 |
| 環 境 課 長 | 蜷 川 二三雄 | 人権・同和政策課長兼人権センター所長 | 津 田 秀 司 |
| 福 祉 課 長 | 新 納 照 文 | すこやか長寿課長 | 木 村 和 美 |
| 国保年金課長 | 木 村 裕 子 | 建 設 課 長 | 大内田 博 |
| まちづくり技術開発課長 | 大江田 洋 | 上下水道課長 | 宮 原 勝 美 |
| 施 設 課 長 | 轟 満 | 教 務 課 長 | 井 上 和 雄 |
| 学校教育課長 | 花 田 正 信 | 社会教育課長 | 藤 幸二郎 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 伊 藤 剛 | 書 記 | 浅 井 武 |
| 書 記 | 花 田 敏 浩 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております乳幼児及び児童・生徒の医療制度の充実、市民対象の貸付制度の創設、人事管理の見直しを初め再任用制度の充実、団塊世代の退職に伴う職員採用計画等3項目について市長に回答を求めます。

1項目の乳幼児及び児童・生徒の医療制度の充実ですが、今日の少子化問題は大きな課題です。その背景には、子育てに大変な費用がかかるという問題があります。子供の成長に従ってかかる支出内容は、衣服、保育園、幼稚園、教育費を初め、医療費の負担も大きくなっています。このような状況の中、全国各地では安心して子育てができる社会環境づくりのために乳幼児、児童・生徒の医療制度の充実が実施されております。

東京都23区、18市、2町、4村の自治体では、中学校まで通院、入院に対する医療費の助成がされております。岐阜県笠松町は、人口2万2,000人の自治体ですが、中学校まで医療費が全額無料、国民健康保険税は一般会計から大幅な繰り入れを行って、市民の負担を軽くしております。町民対象の住民健康診断料無料、生涯学習講座の材料費以外は施設使用料も全額無料です。町民バスは、太宰府市と同じように100円、下水道受益者負担金まで無料です。厳しい財政の中でもあらゆる行政施策内容をキャッチフレーズとして市内の事業者に宣伝をさせております。一方、福岡県内の医療制度の充実の実態は、就学前までの実施は宗像市を初め3市7町で実施されております。福岡市は6歳未満、お隣の筑紫野市を初め県内6市町村では5歳未満まで実施されております。

現在、不況で雇用も不安定です。子供の病気は予測されません。保育所や学校から病気だから病院に連れて行っていただきたいと連絡があれば、特にパートで働いている場合、賃金よりも医療費や交通費の負担は大変なものです。こういう実情を考慮され、負担軽減を行うべきではないでしょうか。市長の施政方針の中には、少子・高齢化が予想を超えたスピードで進行しているとの立場で、だれもが安心して暮らせるまち、市民が元気で輝きを放つまちをつくるん

だという気概を持ち、太宰府市の一層の市政発展に全身全霊を傾注すると発言されておりますが、ぜひ乳幼児、児童・生徒の医療制度の施策見直しを求めます。

実施に際しては、医療費7割は国庫負担の対象と保険料での負担で行っております。実質この乳幼児、児童・生徒の医療費は3割の負担を伴いますが、太宰府市の予算全体の見直しを行っていただき、乳幼児及び児童・生徒の医療費の充実を図っていただきたいと考えておりますが、1点目の市長の回答を求めます。

次に、市民対象の貸付制度の創設について質問いたします。

国、県の貸付制度として様々な制度がありますが、この制度活用には条件や申請など大変な書類や時間がかかります。太宰府市の中小事業者対象の貸付制度も、同じような内容です。現在では、市独自の小口貸付制度、市民を対象とした貸付制度は社会福祉協議会の小口貸付制度のみであります。必要に迫られてノンバンクの貸し付けを利用し、多重債務に苦しんでいる市民の方々もおられます。

このような実情について、以前にも質問させていただいていたことがありますが、銀行や労働金庫を利用できる、そういう方々と、一方では担保もない、こういう状況もあります。この問題解決のために多数の市民の方々がこういう状況の中で困っている、この解決のために、北海道、東京、京都、大阪など自治体では、市民福祉の立場での貸し出し条例等が設けられ、医療費、出産、冠婚葬祭、就職活動までの一時的な生活費等貸付事業等の実施が行われ、大きな成果を上げております。制度としては、自治体別では名称は違いますが、生活援護貸付金として最低10万円まで貸し付け、また応急小口資金として最高70万円まで貸し付けされている内容は、冠婚葬祭、医療費、生活必需品、生活困窮など様々です。3万円以下の貸し付けの場合は無保証人、最高70万円の貸し付けの場合は保証人1名、3カ月据え置き、2年以内という自治体もあります。利子については、無利子の自治体や貸付額によって2%から3%の範囲内で貸し付けられています。特に、高齢者が年金受給日前にいざ困ったときに借りたいけれど借りるところがなく、ノンバンクから借りると年金証書は担保にとられ、利子だけでも年利28%です。このような状況を解決させるためにも、市民の要望として太宰府市民を対象とした小口資金貸出制度を太宰府市もぜひ設けていただき、差し迫ったときに無担保で3万円のお金が借りられるならば生活がしのげる、高い利子で借りなくてもよい。市役所に相談すると、緊急貸出制度があり、貸し付けてもらったというような制度をぜひつくってほしいとの市民の強い要望がありますが、創設に当たっては、基金については当面500万円の財源として支出を行い、条例や規則を設ければ実施できると思いますが、市長は関係課に指示をいただき、実施する考え方がないかどうか回答ください。

最後の質問は、人事管理の見直し、再任用制度の充実、団塊世代の退職者、平成22年までに現在の職員61名が退職をされますが、その61名に対する今後の採用計画です。

現在市の職員を、問題点としては昨日も質問がございましたが、外郭団体や協会、財団、組合等に対して12名を派遣しています。その団体名は、古都大宰府保存協会、文化スポー

ツ振興財団、社会福祉協議会、大野城太宰府環境施設組合等に合計8名派遣されている。職員のその人件費総額は、6,857万5,167円となっております。また、広域連合、介護認定、都市圏環境組合、自治振興組合の派遣先4名の人件費は、ある一定市に交付され、市の持ち出し負担金は263万5,686円となっておりますが、特に問題点は、指定管理者に指定された施設に、しかも指定管理者に指定された施設は外郭団体であります、その業務に市の職員の人件費を市民の税金で全額負担するような支出行為は改善すべきではないでしょうか。

現在の職員定数は、退職や亡くなられた職員の欠員状況は31名に達しております。その対応に職務権限のない再任用職員や臨時、嘱託、派遣職員で対応されておりますが、行政執行業務の基本原則としては、公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない。公務員であるがゆえに数々の自由や権利がある程度制限されている上、退職後も公務員は守秘義務が課せられておるわけであります。このような派遣人事管理を見直すべきではないでしょうか。公務員としての行政実務に派遣先から引き戻し、そして行政実務に従事させるべきだと考えるわけであります。

一方、経常収支は、大変人件費の比率が高くなったと言っておりますが、外郭団体の仕事を全面的に公費で負担をさせ、そして人件費が高くなったというこういう発言に対しては、私はある一定問題点解決をすべきと思っておりますが、この3点目の1項について具体的な回答を求めます。

3項目の2点目の問題として、再任用制度の問題です。

現在、31名の定員が欠員になっており、今後平成22年までに約60名の職員が退職されます。ところが、この職員は法律に基づいて様々な権利がありません。特に、地方公務員は退職後、失業保険給付金が受けられないという上に、年金についても受給制限があります。その結果、法律に基づいて職員の申請により再任用を行わなければなりません。ところが、外郭団体や関係補助団体に対して、太宰府は様々な支出を行っておるわけですが、その外郭団体等に負担金、交付金、補助金に対して50%以上の団体には職員の再任用、雇用協定等の締結を行い、再任用職員に職務権限を付与し、業務をさせる派遣ができないかどうか、また派遣先には補助金、交付金など支出を行っており、その支出内容を吟味し、派遣先の財政状況を考慮し、負担能力があればその人件費の負担を求めるなどの措置を講ずる必要があると考えますが、市長の回答を求めます。

3項目目の最後の質問は、何度も発言しておりますが、定数が欠員になっており、平成22年までに約60名、あとで今後の職員採用も再質問いたしますが、地方公務員の職責は、以前にも質問したように長い経験が必要であります。あらゆる行政実務に責任を持つ重要な職責であります。国、県、近隣自治体では、毎年職員採用を行っておりますが、この太宰府市は職員採用をこの数年行っておりません。団塊世代の退職に伴う職員採用計画を具体的に明らかにしていただくことを市長に回答を求めます。

再質問については、自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 武藤議員の乳幼児及び児童・生徒の医療費制度の充実についてご回答申し上げます。

太宰府市におきましても、乳幼児医療費の助成制度は、子育て支援の意味からも大変重要な施策の一つと認識をいたしております。これまでに段階的に対象年齢の引き上げ、3歳未満の初診往診料の無料化等を行ってまいりました。

ご要望の通院年齢の引き上げにつきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 前文がちょっと長かったようですが、それじゃあ、ちょっと担当課の方にお聞きしますが、先ほども言いましたように、年齢を上げると、本来は7割の医療費は応能応益であります。応能というのは所得です。応益というのは、当然かかる費用の関係、国、県のこういう状況ですが、今現在4歳になったらそういう制度がありませんが、先ほども言いましたように、全国各地、福岡県の中でもいろいろありますが、担当課から、ちょっと簡単に5歳、6歳、就学前、一挙にほかの自治体のように中学校卒業までとは言いませんが、実質3割負担、そして私もこの決算資料を見ておりますが、どのくらい費用がかかるかをご報告いただきたい。簡単で結構です。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 1歳年齢を上げるとに約2,000万円ほど必要でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 太宰府市には、平均的には六百二、三十名です。0歳から大体中学校までですが、多くて700人ぐらいの人員ですが、その方が全員、私も以前も言いましたように病気にかかることはありませんが、太宰府の市長さんが施政方針の中にもあるように、本当に子供たちに安心して、太宰府市は子供たちの医療無料化を施策としてやっているというのは認識していると、乳幼児医療の問題は認識している、今後の財政状況で検討するということですが、やはり検討だけではだめなんですね。やっぱりお隣の自治体も厳しいと思いますよ。どこの自治体も厳しいんですが、検討期間だけ明らかにしてください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は、施政方針の中におきましても、全施策について仁、人のぬくもり、優しさ、これを入れていきたいというような考え方で、根本の哲学としてその視点から政策をすべてにわたって行っていきたいと、これには変わりはありません。今、太宰府市において一番重要、喫緊の課題として取り組んでおりますのは財政問題でございます。いかに今の財政状況を好転をし、そして市民サービスにそのことを振り向けることができるように、今最大の努力をいたしております。昨日の回答の中におきましても触れましたけれども、一番は扶助費、

あるいは福祉の問題については、これは私は削減することは難しい、できないというふうに思っております。対象年齢、あるいは今後改正等々があって、安全で安心のまちづくり、あるいは一人一人の市民の皆さん方が安心して暮らせるような、そういった条件は当然つくっていかなければならないというふうに思っております。それ以外の今財政状況、財政が好転するようなやり方、手法、行政のあり方、あるいは今日も後で触れられると思いますけれども、人事のあり方、マンパワーの活用というようなことについて、まず焦点を当てて、今経費の節減、好転するように努力をしておるところでございます。この問題につきましても、私は無料化、これが一番だろうというふうに思っております。しかしながら、全体的な太宰府市の財政状況との総合的な判断といいましょうか、これが必要でございます。

それから、もう一つ大きく訴えたいのは、この日本全国、北海道から沖縄まで津々浦々、やはり福祉の享受というようなことについては国の責任においてやはりすべきであるというような根本の考え方を私は持っております。その中で、市としてどの程度までそれができるのかと、財政状況によって考えるということも一つの地域の独自性の中で可能だと思いますけれども、今は財政状況等が、武藤議員もご存じのような状況で、努力している最中でございますので、しばらくこの辺のところ等については検討課題と申し上げておりますのは、時期的、それが1年なのか2年なのかというようなことについても、私はすべてを検証した中で、そして今言いました基本の考え方に沿って運営をしておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、後期高齢者医療、連日のように新聞報道されておりました、国民健康保険制度が大きく変わりました。国民健康保険に退職者が入ってくると、退職者、以前の組合が保険料を負担しなきゃならないという形で、今日の新聞にも赤字になったと、大分基金が減ったとありました。ところが、65歳以上の人は年金から天引きをされて、しかも75歳以上については所得割、均等割という形で後期高齢者医療として今国民健康保険に入っている人たちが特別な国民健康保険制度に移行されます。そうすると、現在の国民健康保険というのは、若人と言われる現役世代、余りそういう医療費のかかる人じゃない部分と分かれさせられてくるわけですが、現在の国民健康保険については、義務的経費、人件費だけが一般会計から繰り入れられております。

こういう状況の中で、本来国民健康保険は今後は独自性を持っておりまして太宰府市は一般会計から繰り入れておりませんが、私としてはその中に今後も医療費の抑制にはつながると思っております。こういう状況ですから、市長としてやはり今の国民健康保険、高齢者には大変な負担になる。65歳以上の人は年金から天引きをされる、無年金者は当然やはり納付という問題が出てきて、今まで一括して75歳以上のお年寄りも65歳の人も幼児も現役の人一本化だったんですが、この国民健康保険制度が大幅に変わりました。長年の、私、平成10年から平成17年、平成18年までの医療費の総額の事務報告を見ておりまして、大変一般会計が下がってき

ました。その中で、今担当部長が言いましたように、2,000万円あれば4歳、4,000万円あれば5歳までと、こういう問題があるわけですから、やはりこの医療の若人が使う医療というのは負担が軽くなっておりますから、その辺市長としてはある一定、検証が2年かかるか3年かかるかわかりません。また、知事の公約として就学以前までは無料にするという問題が今県議会でも論議がされておりますので、それとあわせてひとつ検討、大きな課題としていただくように、この問題について再度回答をいただいて次の問題に移りたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今この問題につきましては、回答の中でも申し上げておりますように、私は重要な施策の一つであるというようにとらえております。可能な限り、どうすればできるか、どこから財政の財源を捻出し、そのことができるのか、可能なのか、あるいは一過性だけじゃなくて、恒久的にそれができるような財政的な基盤の確立といいたいでしょうか、そういったことを総合的に判断、検証しながら、私は太宰府市としての福祉のあり方を求めていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それじゃあ、2点目の回答を求めます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 2点目の市民対象の貸付制度の創設についてでございます。

近年の福祉行政の中では、社会福祉協議会の果たす役割は大きなものがございます。

ご提案の制度は、福岡県社会福祉協議会におきましても、生活福祉資金貸付制度が確立をされておまして、それぞれの目的に応じてそういった貸付制度がございます。

貸し付けの種類といたしましては、更生資金でありますとか、あるいは福祉資金、あるいは緊急小口資金を初めとして、数々の支援資金制度がございます。このことから、それぞれの趣旨、目的、対象等を見ましても、現在福岡県社会福祉協議会が実施しております事業で十分カバーできるのではないかと、このように判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 社会福祉協議会というのは独立した機関です。県の外郭団体であり、地方自治体の外郭団体ですが、それじゃあ担当課にお聞きしますが、私の方も太宰府市に制度がなく、社会福祉協議会に一時的に借りに行きなさいと、こういうふうに何度も指導したことがあります、私の方にお見えになりますから。そうすると、枠がないと言うんですよ。こういう問題がありますが、太宰府市の社会福祉協議会では、大体相談に行くと、金額が幾らでどういう状況になっているか、当然管理補助金を出している団体で、私も資料要求しておりましたが、社会福祉協議会の決算書は議会事務局にあるというふうに決算審査資料の中に書かれておりますが、大体簡単に構いませんが、どのくらいぐらいの融資枠でどういう貸し付け内容かというのは、当然管理監督するこれだけの補助金を出しているところですが、担当部、ちょっ

と回答いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 太宰府市の社会福祉協議会には、福祉資金貸付規程というものがございます。この目的につきましては、太宰府市に居住する低所得者世帯及び独立自活できると認められる世帯に対して貸し付けを行うという目的でございます。

金額につきましては、貸付限度額につきましては5万円とするということでございますが、審査委員会において特に必要があると認めた場合については10万円まで貸し付けが可能でございます。それで、平成18年度の実績につきましてですけど、7件ほどの申し込みがございまして、5万円が2件、3万円が4件、2万円が1件、そういった実績を持っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、なかなか行ってもそういう審査があったりそういう状況なんです、私としては社会福祉協議会が社会福祉協議会、ところが太宰府市がそういう制度を設けるとかそういう貸し出しを最高5万円で審査をした結果10万円ということで、現在のところ7件ぐらいの利用しかないという状況、今部長からありましたが、部長さん、あなたは福祉事務所を所管をされておりますが、本当に福祉事務所におられて生活ができない、明日米を買う金がない、こういう状況がたくさんやはり寄せられますよね。そういうときに、やはり市にそういう制度がないわけですから、社会福祉協議会に行きなさいと言う。そうすると、保証人を必要とする、審査がある、こういう状況というのは経験ありませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 私もこの社会福祉の担当をして1年ちょっと過ぎておりますけど、直接窓口でそういった相談というのは私の耳にはいたしたことはございません。先ほど7件といますのは平成18年度のみの実績でございますので、過去の分をすればまだ相当の貸し付けの実績はあります。それで、あくまでやはり貸し付けというものにつきましては、当然そこに手続というのは必要であるというふうに考えておりますので、ご面倒であるとは思いますが、そういった規定にのっとってお願いをしたいということを考えております。

ちなみに、県の社会福祉協議会についての貸付制度につきましては、福岡県そのものが生活貸付規程というのを持っておりまして、その規程を実施する主体は社会福祉法人の県社会福祉協議会であるというふうなうたい文句がございまして、そういった制度もありますので、太宰府市に至っては市の社会福祉協議会にこの事務を委託といいますか、事務をしているというのが実情ではないかというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、担当部長の方から具体的な報告をいただきましたが、本来こういう制度は、太宰府市の事業者に対してやはり事業をしていただいて税金を納めていただくわ

けですから、大変な預託をしてですね、しかも太宰府市の商工会に窓口として、商工会員でなくても利用はできるわけですが、大変この商工会の事業者にはこんな大きな金額を貸す、事業をしている人に、ところが担保もない、生活も困窮している、こういう人たちにはなかなか厳しい状況の中で、今度決算審査の中を見ておりまして、はっきり言って多重債務をそういう自己破産だとかという形でおうちがなくなったり、そして税金が払えなくて時効になったりした金額の額はもう大変な額がここに書かれておりますが、やはり現在5万円から10万円ということですが、行政窓口ができない場合はもう少し市独自に社会福祉協議会に500万円ぐらいのお金を預託をさせてですよ、そして貸し付けをするというか、市がこういう状況で指導をしてですね、やることによって大きな効果もあると思うんですが、もうそういうものは全く、今の県社会福祉協議会と太宰府市社会福祉協議会とは大きな違いがありますが、市長の今の答弁では、社会福祉協議会の役割は大きくカバーできているという対応の報告がされましたが、私はサラ金の多重債務者を救済しなさいとは言っていないですよ。太宰府市の市民を対象とした、お金を借りることのできない人、ただしある一定の年金が入ってくるとか、やはり当面の部分とか。もう私個人的なことを言っちゃいけません、私も事業を行っております。ところが、私のところにも何人かの従業員の方がおられますが、本当に子供が病気した、親戚が亡くなった、こういつて私の方に前借りをお願いしてきます。私の方で働いていただいているわけですから、それに対応せざるを得ないと思うんですよ、そういう冠婚葬祭だとか病気になったとかという場合ですね。それじゃあ、私の方が社協に行きなさいなんて言えないわけですよ。だから、そういう状況も含めて、働いている、私の方が事業している中で従業員を大切に思っていますから。ただし、私はそれ以外、この太宰府市6万7,000人の中で多くの人たちがおるわけですから、そういう人たちのために制度をやはり検討する必要があるんじゃないでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府市内の市民の皆様方も様々だろうと思います。本当に生活に困窮し、あるいは一時的に困窮される方もいらっしゃると思います。そして、どこかの金融からも借りることができないと、緊急の部分に役立たないというような部分、あるいはその人が借りに行っても担保がないというような形の中で、何ら実際の生活の中に寄与することができない、生きた金として使うことができないというような、本当に困った方もいらっしゃると思います。私は、そういった方々等々については、何らかの形でやってやりたい気持ちについてはございます。これが、全体的には、武藤議員もご承知のように、本当にその人の自立になるというようなことが前提でないとだめだというように思っております。汗して働いて、そして生活をしていくというようなことが基本でございます。私どもは、本当に一時的に困った方に手を差し伸べる、支援をしていくというようなことについては、当然ないといけないというように思います。今の社会福祉協議会の中での制度の中で十分であるかどうか、それを補強することによって、工夫することによってそのことが充足できるようなことになるのかどうか含めて検証させていた

だいて、そして市の社会福祉協議会のそういった資金も市の方の税金によって支出しておるわけでございますので、その辺のところがかなうような方法はこういったものがあるかというふうな視点の中で考えさせていただきたい、私もそういった気持ちでやりたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、私は借りたものは返さなきゃならないと思います。借りたものは返す、その原則。そして、それを自立させるために努力をさせる、その資金が税金だということの認識もしてもらおう。そういう立場に立って、今の社会福祉協議会でもなかなか難しい状況もあるので、市長の方としては担当課に指示をさせるというか、検討させる。福祉事務所の方に来ていろんな問題もある、様々な形であらゆる、事業者にはそういう制度がありながら一市民には制度がないということは今後課題ですから、ひとつ担当課の方に、私は何千万円も今預託をする必要はないんじゃないですかと、借りやすいような3万円ぐらいの金額は責任を持って返しなさいよ、貸しますよというような、そういう温かい行政にすべきだという考え方ですので、市長もそういう部分の前向きな考え方を持っておられるようですので、検討を担当課にさせていただく。議会に対して、新たに社会福祉協議会に500万円ぐらいの預託を追加して、利用させますよと。それは社会福祉協議会が審査をすればいいことですから。太宰府市の職員にそういう実務をまた持たせるというのは問題もありますから。これだけ社会福祉協議会に出しているお金というのはすごいお金。あらゆる相談ごとをやっているわけですから、ちょっと検討をさせていただいたらどうかということです。ということで、市長もそういう検討する課題もあるということですので、2点目の質問は終わります。

3点目、時間が20分ぐらいしかありませんので、簡潔に回答いただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 人事管理の見直しを初め、再任用制度の充実、団塊世代の退職に伴う採用計画についてのご質問でございます。

まず初めに、外郭団体派遣の見直しについてでございますが、現在文化スポーツ振興財団及び社会福祉協議会等に配置しております職員につきましては、派遣というふうなことではなくて、あくまでも市の業務遂行のために必要な配置でございまして、同時に当該団体の職員の指導、育成も担っているというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

しかしながら、今後におきましては、職員の大量退職に応じて再任用等任用形態も大きく変化していくことを勘案する必要もあるだろうというふうに思っております。財政上の問題も含め、検討していきたいと考えております。

ただ、現時点におきまして、当該団体に配置しております職員を即本庁に引き揚げることで、そういったご質問につきましては、私は考えておりません。

次に、経験豊富な職員退職者の再任用活用についてでございますが、再任用の対象となる職員も今まで数人で行ってまいりましたが、来年度は10名程度で、次年度以降は段階的に増える

ということが予測されるところでございます。

市の方針といたしましては、部課長としてのノウハウと一般職員としてのノウハウを継続して生かせるよう、団体等も含めまして適材適所の視点で再任用の活用を考えていく必要があると、このように思っております。

3点目の職員採用計画を明らかにされたいというようなことでございますが、現在の職員数につきましては、再任用職員を除きまして358名となっております。今後も計画的に組織の見直しを行いながら、部、課及び係の統廃合を図り、国が示す職員純減の指針に沿って、鋭意努力してまいりたいと、このように考えております。

来年度でございますけれども、福祉の視点、いろんな総合的な判断から、私は保健師の採用については必要というふうに判断をいたしました。保健師の採用を行うようにいたしております。限られた財源の有効活用といえましょうか、マンパワーの活用に努めながら、本市のまちづくりをさらに推進してまいりたいというふうに思っております。

新規採用につきましては、必要があると考えておりますけれども、昨日も申し上げておりますように、事務量に伴う適正な職員配置定数になっているかどうかというふうな検証、あるいは50年代と比較いたしまして電子機器拡大がされております。そのことによって事務手法の変化というふうなこともございます。そういった配置定数との関連がございますので、そういったところも含めて検証を行い、そしてその是非については私は総合的に判断し、適正に適切にその時点で判断していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 派遣先の職員をすぐ引き上げる考え方はないということですが、私が言いましたように、この外郭団体の6,857万5,167円のこの人件費は、基準財政需要額や経常収支比率にも影響を受けるわけですね。ただし、やはり指定管理者ですから、職員も足りないでおると。もう本当に一生懸命されておって亡くなられた方もおられます。こういう状況の中で、職員が占める人件費が大きく経常収支に占めるという形で、前市長から今の井上市長さんにわたってしているわけですが、やはり外郭団体の見直しとしてですね、やはり人件費、それなりにやっぱり負担させるわけじゃないかと。財団については2億円の資金を設立してやっているわけですね。財政が厳しいなら2億円引き上げたらどうですか。1億円ですか。だから、1億円引き上げれば、あんだ、あれですけど、株式会社、今1,000万円で財団できるわけですが、そういう即引き上げないということですが、やはり職員が足りないでおる、この問題についてやはり内部検討する必要があるんじゃないかなと、私はそういうふうに思うんですが。派遣先について一方では、私が言いましたように広域連合という部分や介護認定だとか福岡都市圏自治振興組合では、太宰府市の職員が仕事をいただいているからといって向こうでは人件費をいただいているんですよ。ところが、それにかかわる退職金だとか共済金というのは自治体が負担をしている。一方では、正しい業務をやられているんです。一方では、行

政、先ほども昨日私ちょっと市長の答弁の中で疑問点を感じたんですが、その市の職員でやると大変な人件費がかかるんで、委託、嘱託、臨時でやっているということだったんですが、やはり長続きはしない、不安定、そういう問題もありますし、こういう状況ですが、やはり派遣先を見直すということと、2点目の再任用との関係がありますが、雇用協定は結ばれないのかどうかです。再任用先にですね。とかありますし、今の財団に少なくとも職員は再任用権限があります。本人から市長に、私は年金がもらえるまで失業保険はありませんから、ひとつ62歳という法律があって働かせてくださいと言われたときに、当然外郭団体にあるわけですから、市が資本を出している、そういうところに職員を派遣するときに、その財団の経営状況というのはある一定行政も見ること、私どもも認定することもできるわけですが、そこに再任用を受け入れるという条件と、そこに人件費を負担させる、そういう雇用協定、こういうものは検討されるということはありませんか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 職員を派遣する場合には、組合にしても一部組合にしても、そういった協定に基づいて行っております。本市の場合は、今も説明をいたしましたように、専ら自分の仕事として、あるいは指導も含めて今現在行っておる。そもそも公益団体の批判が出てきましたのは、国において天下りというふうな形の中で、第2の就職、そこでまた大変な退職金をもらって、そして次から次にやめていく、続いていくというようなことが基本でございます。そういったことの批判でございます。太宰府市において、そういったことがあるのでしょうか。本来、昨日も申し上げましたように、いかに税金を安く、限られた税金の中で有効に活用し、最小限度の経費で運営できるようなすべを考えておる。その結果として今、文化スポーツ振興財団というようなものがある。今の職員ですべていたしますと、昨日もお話を申し上げましたように、相当の経費の開きがございます。主に人件費でございます。これをいかに抑えていくかというふうなことが大事だというふうに思っております。そして、財団につきましては、垂直的減量です。子会社的な考え方に立っていただければ、よりおわかりになるんじゃないかなというふうに思っております。本来、市の仕事以外の仕事はしておりません。本来市がやらなければならない仕事を、ただ肩がわり的に即時性、あるいは住民サービスを増すためにやっておるというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長、その天下りといって向こうでまた退職金をもらうということはないんですよ。あくまでも太宰府市で天下り先で、そこから退職金をもらうような外郭団体は一カ所ありません。誤解のないように、市民がそういう形で外郭団体に職員を派遣して退職金をもらうとかというんじゃなくて、天下りとかそういうものはありませんし、ここに皆さんがおられる方が将来退職しますが、40年の間にあらゆるノウハウを持ってきた。その方々が退職する。その外郭団体にその持った能力を、はっきり言って今もらっている給与の基本給、ほかの部分ありますよ、管理職手当とか、ほんの給与のほんのわずかな金額、その半分ぐらいの

金額以下になるかと思うんだけど、その能力で外郭団体を指導してくれませんか。市長が言っているように、市の仕事をしているというならば、退職者をそこに渡して、その職員を市に引き揚げて、その仕事をされたらどうですかと私は言っているんですが、私の質問の内容が何かよっぽど悪いように受けとめられるんですがね。何か私がこんな質問するのはおかしいんでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 決してそういったことを言っているつもりはございませんけども、私は事実、真実、理解してもらいたいというふうな思いから説明をしておるわけでございます。太宰府市の文化スポーツ振興財団等につきましては、今申し上げましたような形、あるいは市の従来の考え方をご説明しますと、本来そういったところに派遣する職員については定数外職員というような形でやっておるところもございました。太宰府市については、今までも今からもそういったことはいたしておりません。すべて、現定数の中で運用をしておりますし、隠れた定数であるとか、そういった部分等については他団体のようにはございません。

それからもう一つ。再任用の職員を使う、使わないというようなことを私は否定しているわけではありません。無論今も、今までも再任用職員を活用しながら配置をいたしております。適材適所の考え方の中でやっておりますし、その有効活用を行っているところです。

もう一つ申し上げさせていただきたいのは、経理面であるとか総務面については、一過性ではできないわけです。積み上げが要りますし、専門的な視点が要ります。ここ等については、やはりある程度継続のできるような職員の中でやった方が私は安定的、間違いがないというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、本当に今から先たくさんの退職者が出てきます。昨日も福廣議員が言ってましたが、58歳の方が現在17名で、あと2年後に退職になりますし、また58歳から56歳の方が30人、この四、五年の間に大変な部分が出てくるわけですが、やはりちょっと外郭団体に派遣する、今までも何人か派遣されて2年間で業務をやっていた。また、その財政が豊かであればその人件費も負担させる内容は、ちょっと内部検討していただけませんか。また決算委員会も予算委員会もありますので、ぜひ検討もしていただきたいと思います。

あと5分しかありませんが、やはり市長、あなたも長い行政経験がありながら今日の太宰府市政を担う、こういうノウハウを持って私どもに具体的に提案理由の説明や行政施策を説明されている、これは今日までの長い経験があったと思うんですね。ところが、そういう中で現在の逆ピラミッド型をどういうふうにするかというのは大きな課題だと思うんです。そういう状況の中で、昨年度筑紫野市が9名、大野城市が16名、春日市が5名、那珂川町が8名で、太宰府市はゼロでした。ただし、今のところ保健師さんが1名必要という採用計画ですが、今後はっきり言って約60名が、その後5年間でまた50名近く退職するわけですから、やはり若い人を育てる。さっきも言いましたように、あなた方には公務員、市長や副市長は違いますよ、ただ

しあなた方以外の方は、公務員としての大変な職責、守秘義務、権利までが、スト権までありません。そして、今後各課でいろんな形で学び、市民に責任を持つ全体の奉仕者です。その奉仕者を育てるとするのは、市長、副市長の責任です。その責任をやはり果たすべきじゃないでしょうか。今の段階では、こういう定数がどんどん割れる中で部下がいない、管理職ばかりで行政運営ができるはずがありません。その辺を最後あと4分ありますので、今後の採用計画は市長としてですね、平成21年以降具体的にというか、改革、こういう部分があったんですが、やっぱり職員採用を私はすべきと思います、年次計画に基づいて、他の市町村はしていますので。最後にご回答を得て、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 回答の中でも申し上げておりますように、採用試験、新規採用をしないというようなことは言っておりません。ただ、今の職員定数と事務量が適切なのかどうかというようなことを言っているわけです。その基礎をきちっと見きわめて、何人少ないというような形がはっきりなった時点の中で検証すると。それは、今までの事務機器というような形の今までと違う形態の事務の変化があっております。そういったことも含めて、一度そういった測定を、評価をした中で行うというようなことをしないと、私は感覚的な形の中だけではできないのではないかなと。今の財政状況を健全化する上においても職員が一人二役をする、生産性を高めるというような形の中で、いかにくぐり抜けていくかというようなことも私の責任と思っておりますので、あわせて私は検証し、しかるべき判断をしたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 久しぶりに市長とですね、こういう質問をして、お互い手振り、身振りでこういう質問をさせていただき、今後もまたこういう機会もありまして、市長の理念、私の方の考え方、こういうものが論議されていって、よりよく市民のものになる、これが議会と行政とのかかわりだと思います。大きな課題も今日たくさん残っておりますが、今後も市民のために、私どもも全力も出していきたいし、行政側も住民の立場に立つような行政をしていただくことをお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたします3項目に

について質問いたします。

1 項目めは町おこしについて質問いたします。

太宰府市は「歴史とみどり豊かな文化のまち」をまちづくりの基本に上げられ、「まほろばの里づくり」を推進されています。その推進には3つのプロジェクト戦略があり、少しずつありますが、まちづくりが進められていると思います。

そこで、これは一時期、全国いろいろな地域で提唱されました町おこしについて、改めて太宰府市の町おこしを考えてみてはどうかと思います。町おこしには、いろいろな方法があると思います。特産品をつくり全国に売り出す、特定の地域で特別な何かをする、テレビドラマや映画の舞台となるなど、様々なことが考えられます。太宰府市全体の町おこしとなれば、まるごと博物館構想にも関連すると思われますが、次のようなことを実施すれば、大きな進歩になると考えます。

1 点目は、宿泊施設の誘致です。滞在型観光を目指し、施設の誘致が必要ではありませんか。九州国立博物館、太宰府天満宮、大宰府政庁、水城跡など、滞在観光ができる要素はあります。これらの施設を有効にかつ楽しく散策できる要素を付加し、もっともっと楽しめる町にし、宿泊施設を積極的に誘致してはいかがでしょうか。

2 点目は、おもてなしの心です。太宰府市に行ったらあんなこと、こんなことでおもてなしをしてもらって、本当によかった、楽しかったと言われるおもてなしは考えられませんか。市内のどの施設に行ってもおもてなしが受けられる何か、考えられませんか。例えば、あいさつが一番の町、どこでもお茶がいただける、休憩する場所があちらこちらにあるなど、どうでしょうか。また、道の駅を誘致し、太宰府市のおもてなしをすることはいかがでしょうか。車で太宰府市を訪れる人や通過交通は相当なものがあります。ちょっと休憩をしていただいて、太宰府市の特産品を買ってもらい、おもてなしをするのは大きなPRになりませんか。道の駅の誘致についてのお考えはいかがでしょうか。

3 点目は、市内企業、市民の活性化です。市民全体が市内の企業、業者、商店をできるだけ多く利用することで、市内企業、商店の活性化ができませんか。商工会や観光協会とも連携をとって、市役所の物産品や工事なども市内の業者を優先するなど、もっともっと市内の企業を活性化する方法が考えられませんか。もう一つ、市民の活性化ができませんか。太宰府市民が少し元気がないように思います。市民が元気になる作戦はありませんか。

4 点目は、財源確保の方法です。平成18年度の決算を見てみますと、市の財政的弾力性をはかる財政力指数が100を超え、現状は何もできない状態ではないでしょうか。太宰府市の収入を増やす方法をもっと考えられませんか。年間700万人を超える観光客が太宰府市を訪れます。1人10円が市に入れば、年間7,000万円の収入です。市民、職員が一緒になって何か考えませんか。観光客がお金を落としていく作戦を考えましょう。

次に2項目めは、安全・安心のまちづくりについて質問いたします。

安全で安心して住める町は、みんなの願いであります。太宰府市では、安全・安心のまちづ

くり推進条例が制定され、市民の皆様のかけがえのない生命、財産を守り、安全・安心に暮らせる市民生活を確保されている状況です。災害時の危険箇所は調査されていると思います。6月、一般質問にて、災害時の危険箇所は市長みずから各公民館等に足を運ばれておられ、調査されているのを見まして、私安心しております。それ以外の生活上での危険箇所として、例えば交差点、公園、古くなった遊具、ため池、調整池、河川、街路、うっそうと茂った樹木、不審者出没の情報のある地域、街灯はなかったり暗かったり少なかったり、歩道は狭い道幅、通学路、道路は、非常時に消防車が進入できない狭い道、側溝のふた、路線バスが通る道幅の狭い道路など、日常生活を行う上で、安全・安心のための危険箇所等について市は把握されているのでしょうか。区長さんからの申し出だけの把握になっていませんか。市として積極的に調査をし、対策を講じるべきだと考えます。

最後に3項目めは、青山三丁目の造成工事の件について質問いたします。

民間業者から、青山三丁目の伐採及び造成工事、資材置き場使用予定について、昨年10月に星ヶ丘区長あてに簡易な文書報告がされていますが、この土地、高雄区内の市街化調整区域で、以前は保安林指定でもありましたことから、住民は安心して家を建てられ、隣接する住宅は星ヶ丘区内で、緑豊かで静かな住宅街として、人もうらやむ環境地域でした。昨年10月以来、山林の木々は伐採され、連日のように大型ダンプカーの出入り、バックホーの重機による作業のひどい騒音、砂ぼこり、振動、子供の通学路安全確保などなど、地域住民は非常に困り、不安で心配しており、中には病気がち、精神的に参っている方もおられ、砂ぼこりにより洗濯物も干せず、窓もあけられない、その上解体工事をされ、地震のように毎日が振動があり、いつまで続くか見通しがありません。市長に平成19年6月9日質問書提出、7月18日面会協議を重ねてまいりました。市長、副市長は住民の意見を十分に聞かれたと思います。民間業者の話し合いに足を運ばれ、状況に応じて、できることは指導されたかと思いますが、手続上の問題がなければ私権の制限は法的には難しいということで、その後の進展の具体的なことを、市長としての所信をお聞かせ願いたいと思います。

以上、3項目について、項目ごとに積極的で実効性のある答弁をお願いいたします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 町おこしについてご回答申し上げます。

まず1点目の、宿泊施設の誘致についてでございます。

本市を訪れる観光客数につきましては、平成18年度の統計によりますと、十数年ぶりに700万人を突破いたしました。今日でも太宰府天満宮や九州国立博物館の周辺は、大変なにぎわいを見せております。こうした中におきまして、観光協会などへの問い合わせには、温泉の有無を含めた市内での宿泊施設の照会も数多く聞かれます。ご承知のとおり、市内の宿泊施設につきましては、今年7月に新たにオープンいたしましたホテルなど、徐々にではございますけれども、宿泊できる観光地として整備されてまいりました。



滞在型観光を目指します本市にとりましては、今後とも機会あるごとに誘致活動は行ってまいりたいと考えておりまして、その手法の一つといたしまして、市内に宿泊施設を設置しようとする事業者に対する優遇制度や支援を調査、検討いたしておりますので、できるだけ早い時期に構築しながら、さらなる誘致活動を展開してまいりたいと思っております。

2点目の、おもてなしの心についてでございますけれども、まずあいさつを含めたソフト面におけますところの接客サービスの向上に向けましては、既に数年前から観光協会や商工会が主体となりまして、接客マナーの講習会や、あるいは観光客のニーズに対するアンケートなど積極的に取り組まれておりまして、本市といたしましても、一体となった支援をいたしております。

また、ハード面におけますところの道の駅誘致につきましては、これまでも様々な角度から検討を行った経過がございますけれども、施設の規模でありますとか、あるいは一定面積の駐車場面積等の条件等から実現には至っておりません。しかしながら、これに類似した施設といたしまして、地元の農産物や特産品の販売を中心といたしましたJA筑紫の「ゆめ畑」も設置をされておりました。年を追うごとに大変な盛況であるというふうな報告を聞いております。今後とも、こうした類似施設の設置も含めた地域おこしでありますとか、本市のPRを行ってまいりたい、このように考えております。

3点目の、市内企業、市民の活性化についてご回答を申し上げます。

産業の振興は生活の利便性を高め、雇用機会の創出や市民生活を支えるなど、町の活力、活性化を生み出す重要な役割がございます。

市内の企業や商工業者の活性化に向けた取り組みといたしましては、毎年、商工会と行政懇談会を開催しておりまして、町じゅうのにぎわいの雰囲気づくり、あるいは空き店舗対策でありますとか、あるいは滞在型観光を目指した市内回遊の環境整備を、さらには特産品の開発でありますとかをテーマといたしまして、情報交換あるいは議論を行いながら、様々な意見でありますとかアイデアを出し合い、今後の取り組みに生かしているところでございます。

その事例といたしましては、商工会と商店会との共同事業で、毎年、花いっぱい運動でありますとか、打ち水大作戦が全商店会によりまして実施されておりますことから、本市といたしましても積極的に参画、支援しながら、共同体制で活性化に取り組んでいるところでございます。

今後とも、商工業の振興は行政と商工会が両輪となって初めて機能するということを念頭に置きながら、このような懇談会などを機会あるごとに開催をいたしまして、新たな施策を展開してまいりたいと、このように思っております。

4点目でございますけれども、財源確保の方法についてご回答を申し上げます。

九州国立博物館の開館以来、国内を問わず、広く諸外国からの観光客が数多く本市を訪れてもらっております。このような状況にかんがみ、産業、観光の振興を積極的に図っていくことによりまして、地域経済の波及効果はもとより、本市の財源確保にもつながっていくものと大

いに期待をいたしておるところでございます。

今後とも、第四次総合計画後期基本計画にも掲げておりますように、様々な政策や活性化の事業などを、市民はもとより、商工会あるいは観光協会など関係団体、民間事業者などと連携をしながら、一体となって展開してまいりたいと考えております。

また、私が施政方針の中でも申し上げておりますように、意欲ある市民の方々にも参加をしていただきまして、仮称ではございますけれども「もっと元気に・がんばる太宰府委員会」を設置いたします。あらゆる領域において歳入増を検討していくということで、設置をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ご丁寧なご答弁、ありがとうございました。

まず初めに、1 項目めの 1 点目の宿泊施設の誘致について、さきの 6 月議会でも村山議員の方からも質問がなされたと思います。昨日の一般質問でも福廣議員、清水議員の質問に重複しますが、重ねて質問させていただきます。

連泊滞在型、観光客の回遊、人が滞在でき、人が集まりやすく、公共交通ネットワークを生かした、観光客を呼び寄せる宿泊情報を中心とした広報活動を考えます。それに現在、国は休日を移動させ、連休を増やす対策をし、週休 2 日制も定着しています。市の方針であります、見る、食べる、買う、学ぶ、憩う、これができる誘致を、町おこしの対策として考えてみたらどうかということでございます。交通網の発達で、日帰りの通過型の観光客では、観光産業の発展にはつながらないと思っております。近隣の市町村との交流を含め、観光客の交流をされますように、ご答弁どおり、引き続き計画に沿って進めていただきたいと思います。

2 点目の、おもてなしについてでございますが、市長が施政方針で言っておられました知行合一、この言葉は四文字熟語ではございますが、私もこの言葉は大好きでございます。地域と実践を市が率先し、やる気を出して、関係者との会合や協議を増やし、市民の声、先ほども申されましたように、調査やアンケートをたくさん聞いて、おもてなしができる施設、太宰府独特のおもてなし、先ほども J A ゆめ畑のことをおっしゃいましたが、私は太宰府市の独特な、太宰府の道の駅の誘致を考えております。産業発展のために検討していただければという提案でございます。

3 点目は、市内企業、市民の活性化について、地元の企業の広告を募集すると、でなされていますが、今は企業広告を出されていると思います。企業との協賛をしながら P R に努めて、受託事業にするなど、工事の発注、指名入札制ではなく、市内の企業を優先し、資材の購入、働く人の雇用、人材育成、契約条件の指導も含め、本市にある企業がより多く受注の機会を得られるよう配慮していただきたいと思います。授産施設であります宰府園、木工品などをつくられておられます。文化財は赤米の収穫が 10 月になると思います。それから、福岡農業高校が政庁跡の梅を収穫し、特産品をつくられているのはもうご存じかと思っておりますけれども、市と地

元の商店、商工会や伝統ある店が参加して、アイデアを出し合って、中心市街活性化計画を基本に町おこしができるようにお願いしたいと思っております。そして、市街地開発事業に取り組んでおられます山形県の酒田市に、会派で10月に視察研修に行きますので、私もそのときはしっかり勉強して、またよいところは市の方に持ち帰り、私も担当課の方に報告いたしますので、一緒に考えていきたいと思っております。

4点目の財源確保については、太宰府市には太宰府天満宮があり、また平成17年10月に国立博物館ができましたけども、観光客は増え続けていますが、市の方にはお金が一つも落ちてないというところに、その現状をどう考えたらいいかと私は思っております。論語に「近き者喜び、遠き者来たれる」という言葉があります。住む人、訪れる人をどうやってまちづくりに参加して、かかわっていただくか、また生かす企画事業を考えて、自主財源にもつながる政策を、引き続き市民と一緒に考えて、「もっと元気に・がんばる太宰府委員会」設置をお願いし、1項目めの質問につきましてはこれで終わらせていただきたいと思いますと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ありがとうございます。

2点目でございますが、安全・安心のまちづくりについてご回答申し上げます。

市の地域防災計画にも記載されておりますけれども、市内災害危険箇所等の調査につきましては、毎年梅雨前に、5月に関係課、太宰府消防署、筑紫野太宰府消防本部警防課及び陸上自衛隊第4後方支援連隊衛生隊など防災会議委員の参加のもと、市内の危険箇所調査を実施をいたしまして、改善が必要な場合等については改善勧告を所有者に行っております。

詳細につきましては、担当部部長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 平成19年度につきましては、5月22日、23日の2日間で、市内の災害発生予想危険箇所の13カ所を調査しております。その結果、巡回による観察が必要な箇所が4カ所、安定した状況ではございますが注意が必要な箇所が9カ所と判断されており、これらのうちの1カ所につきましては改善勧告が必要と判断し、防災会議名での改善勧告を行っております。また、大雨時には必要に応じて、担当課でそれぞれの危険箇所について巡回監視を行っているというような状況でございます。

また、ご質問の道路、公園、防犯灯などの安全性や点検等につきましては、それぞれの担当課が実施しておりまして、必要に応じまして予算化し、対応しているところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1番原田久美子議員。

○1番（原田久美子議員） 安全・安心のまちづくりについては、私は通報体制に問題があるのではないかと考えております。昨日の一般質問でも藤井議員の方から言われたように、市民が危険だ、どうかしてくれと、そういうふうに言われたときに、一たん市は聞いて、その内容を関係部署に知らせる。知らせたら、今度は自分のところではない、そしたら今度横に流していた

だくことが必要ではないかと思います。何か原因があったときに、私のところではないということではなくて、そこで一たん聞いていただいて、その問題がどこの課であるかということ、それで横のつながりの連携がなってないのではないかと私は思っております。

私も以前、国道のバス停にごみの散乱がありました。そして、その歩道及び道路に覆い茂った雑草がありまして、本当に交通、バイク、車、歩道を歩く人も危ないと思いましたので、危険と思いましたので、市の方に連絡いたしました。素早い職員の対応には、私は感心しております。そういう部署であって、やっぱり部課長の職員の指導がいいところもあります。悪いところというところはちょっと今はわかりませんが、いいところもあるんです。そのいいところを生かしていただきたいと思います。横のつながりをきちんとしていけば、絶対に市の職員さんたちはできるんじゃないんでしょうか、私はそう思います。ですので、通報体系に問題があるというのは、そういった苦情とかそういうような要望があった場合には、まず一たん聞いて、それをどのように解決していくかというところに問題があるのではないかということをお願いいたいでございます。

それと、災害発生予想危険箇所以外の、先ほど言いましたように、生活の安全を、安心を脅かすような危険箇所が国道、県道、市道に点在している。住民の将来展望が保たれていない実情ではないでしょうか。同じ税金を負担しているのに、一方では生活環境に恵まれないといったような行政サービスのあり方では、不公平感が否めません。例えば、信号機の設置についてでございますが、信号機の設置については、各区長さんの申請をもって要望することになっていますが、筑紫野署に申請をされ、現地立ち会いを行い要望をするようになっている、公安委員会が設置して、判断をしてすることになっているということなんですけれども、立て続けに事故が多発している交差点、事故現場についての国道、県道については、もちろん市としては管理責任はないと思っております。でも、住民の安全を確保する見地からは、国、県に対して早急に改善をお願いするべきだと私は思います。この通報体系の見直しのご答弁をお願いしたいと思います。

それと、例えばですね、県道筑紫野・古賀線の内山入り口の交差点で今年、平成19年5月に事故が立て続けに2件起こりました。人身事故ではなかったんですけれども、その周辺の塀はもうめちゃくちゃでございます。何度も当てられて、きれいにはなっておるんですけれども、やはりそこに住んでいる住民というのは、車が来るたびに異常な、心身ともに疲れている状態でございます。それで、その道路の状況から見て、三条方面からの急カーブと、また内山方面には、大学と駐車場、竈門神社、それから日常的に朝夕、通勤、通学路に、特に年末年始は観光客の車が多くなり、交通量の激しい道路になっております。

もう一カ所は、観世音寺前の押しボタン式の信号機です。路線バスの待機所があると思います。その路線バスや車が1台通過するのに、特に右折の場合は大変時間がかかって、歩行者の方が押しボタンを押されないと行かれないとか、車に乗ってて、わざわざ車からおりて、押しボタンを押して通行されているというのを私はよく見かけます。現在、2カ所とも歩行者用の

押しボタン式信号機しかございません。この2カ所については、区長さんからの半感应式信号等の設置の要望が上がっているかどうかを確認したいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安全・安心のまちづくり、市民の皆さん方が安心して暮らせるようなまちづくりを推進するのは、これは大切なことであり、第一義的に置く必要があるというふうに思っております。防災の問題もあるでしょう。防犯の問題もあるでしょう。今のご指摘の道路環境、あるいは信号機の設置の問題、いろいろその立場立場によって、いろんな危険箇所等もあると思います。現に、私どもも外に出ながら、そういった点検等々は行っておるところでございます。

今信号機の問題等々、昨日については目の不自由な方々の点字ブロックのご質問もございました。あらゆる市内の中におきまして、その立場に立って、市民の目線でもって、やはり安全・安心であるかどうかというふうな検証を、機会あるごとに行っていくというようなことが大事だというふうに思っております。信号機の問題等々につきましても、やはり通学路、あるいは高齢者の皆さん方、あるいは弱者の皆さん方がやはりきちっと渡れるような、そういった信号の要望等につきましても、第一義的には公安委員会でございますけれども、そういった住民の声を上げていくというなことが私どもの役割だと思いますので、今ご提言いただきました貴重なご意見等々を肝に、衷心に置きながら、私ども行政執行、安全・安心のまちづくりを行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 今、特に信号機の件で具体的な箇所のご質問がございました。そのことについてでございますが、これまでに他の議員さんの方からもそういうご質問があって、一刻も早くそういう改良、新設をしてくださいということでもございました。

本市といたしましても、今年ですね、新設を16基、それから改良を10基申請いたしております。今、三条の分とそれから観世音寺の駐車場の前の分が、この中に具体的に入っているかどうかはちょっと確認が必要でございますが、去年は長いこと申請していた三条台の入り口、あそここのところもちょっとカーブがあって危ないところでございますけれども、そこにされたということで、筑紫野警察署の中に県公安委員会がございますので、そこの方に申請して、実情を申し上げましてお願いしているということでもございます。たびたび事故が起きると、あそこじゃないかなと思ってちょっと心配したりしますけれども、できるだけ実情を伝えて、1基でも設置していただくように、努力はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 前向きなご回答、ありがとうございました。

危険箇所については要望を聞くのではなく、日ごろから職員のパトロールや、警察や関係者

との連携を図り、応じられるように、事前の対策を進めていただきますようお願いして、2項目についてはこれで終わりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご質問にあります造成工事についてでございます。

騒音、振動あるいは粉じんまたは通学路としての安全性の確保等、様々な不安につきまして、周辺住民の方々から直接お話を伺っておるところでございます。

この件に関しましては、周辺住民の良好な生活環境の確保と、個人財産についての私的権利の行使という、行政といたしましてはいずれも尊重しなければならない事項でございまして、法令違反等々がなければ一方的な指導等を行うことは非常に難しい部分もございます。

しかしながら、周辺住民の大きな不安でありますとか要望等もありますことから、市といたしましては、周辺住民の皆さん方と施工業者との間で、十分な話し合いが持たれますように働きかけを行いながら、その解決に向けて努力をしたいと思ひますし、今もしておるところでございます。

また、施工業者につきましては、法律でありますとか条例等を十分遵守した上で、周辺住民に対しまして、環境についての配慮を努めてもらうように要請をし、強くその辺のところ等については指導もしてまいりたいというふうに思っております。今後とも必要な要望をしていきたい、あるいは適切な指導も行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この件につきましては、「青山地区緑と環境を守る会」から、9月6日付で太宰府市に陳情書が提出されたと思ひますので、そのことについてお尋ねいたします。

まず、陳情書の内容について、市民、職員の皆様にわからないと思ひますので、陳情書の内容をかいつまんで説明させていただきたいと思っております。

陳情書の内容につきましては、先ほど演台の方での質問の内容に加えまして、内容を説明いたします。

井上市長に6月9日に質問書の提出、7月18日に面会協議をいたしましたが、法的に規制が難しいということで、何ら回答の発展もない中で、太宰府市及び教育委員会は、地域住民として決して容易でない私どもの現状に逆行して、民間業者が青山三丁目の民有地、造成工事について土砂を最大限掘削することから、市有地、東中学校用地の境界にある里道が造成工事に影響するため、市長に対し、昨年11月、道路工事施工承認申請書、工事期限は本年3月31日を提出され、太宰府市及び教育委員会は民間業者の申請どおり、この境界に里道を最大11.4mも切り下げること及び市有地、東中学校の用地の土砂約8,000m<sup>3</sup>を無償に提供することについて、昨年11月21日承認されており、さらに工事期限を平成20年3月31日までの工事延期承認を本年6月20日付でされています。これは、市長の選挙公約と相反する行為で、住民が現に大変困っている状態に対し、支援するような、ひいてはこのことが波及し、周辺一帯が市街化調整区域

でありながら、現況の緑や自然地帯が一変して、荒地地帯になることも視野に入れていない、市民の目線でなく営利企業側に立った安易な行政処理をされていると考えます。

そこで、市長におかれましては選挙公約に、人を大切に、健やかで安心して暮らせる自然と環境を大切にするまちづくり等々を上げ、歴史、緑豊かな文化のまちづくりに向けた取り組みをされていくものと市民は信じておるところでございます。私たちの実情も十分賢察していただき、この道路工事施工承認を取り消していただきたいところでございますが、それは難しいと思慮いたしますので、ぜひとも現行工事期限を、平成20年3月31日の再延期を承認されないように陳情しますということで、その民間業者に対しても早急なる指導、勧告をされますようお願いいたしますということで、陳情書を出されたと思います。

その件で市長は、この民間業者から市長に対し、道路工事施工承認申請書、工事期限、来年の平成20年3月31日までの、再度工事延期承認申請書が提出された場合にどうされるよう考えておられるか、答弁をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今お読みになった陳情書につきましては、その後、地元の皆さん方と話し合いを持ち、そして私も再三にわたって現場に出向いて、調査をしておりました段階で地元の方が気づかれて、一緒になって見たというふうなこともございます。そういったことで、全体的には市民の目線で私は考えるという基本的なスタンスを持って当選をしておるわけでございます。また、為政者として、そのことは当たり前であるというふうに思っております。

期限の延長等につきまして、問題等につきまして、基本的に申請が平成20年3月までとなっておりますわけですが、そのことについて基本として私は執行していきたいというふうに思っています。わかりますかね。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） もしも再延期を民間業者の方から申請書が提出された場合に、市長としてはどういうふうに考えられているか、お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 申し上げておりますように、平成20年3月31日の期限があつて申請されておるんですから、それを基本とするということなんです。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、再延期の承認をしない方向で持っていくということでございますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） それを基本とするというふうにしておりますので、それに近い考え方です。

よほどの誤謬でありますとか、その変化が相当の部分がない限りにおいては、基本的には申請があつている期限をもって満了というふうなことで考えるのが筋ではないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、しないようにしていくということで回答をいただきましたので、市長の今の言葉を、住民は信じております。関係者もこれで少しは安心されると思いますが、あわせて工事延期のですね、承認をしないことについて、民間業者に早急の勧告をされることについてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ただいま市長の方から市長の思いを話されましたが、7月18日に「青山地区緑と環境を守る会」というところと市長と副市長がひざを交えて話をされております。その中に当然今ご指摘されております部分、さっき出ました要望書の回答のほかに、8項目にわたりまして、るる地元の皆さんから要望があっております。それを受けまして、それぞれ関係します部、課で協議しまして、今申されておりますことは既に業者の方には要請を一応しております。それが先ほど市長が回答の中で申し上げました、施工業者に対しましては法律や条例等を十分遵守した上で、「周辺住民に対します環境についての配慮に努めていただくよう要請しており」というのが、先ほど市長が回答しましたところはそういうことを指しております。だから、既にそういうふうな、もう要請活動はやっておりますので、あとはそれに対します業者側からどういうふうな回答が来るのか、それを受けまして、基本的には先ほどるる市長が申されておることに沿って、現場の方としては処理をさせていただくことになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そしたら、その業者との話し合いで、業者の方は納得されている話し合いをされましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今、業者の方にその問題を投げかけている段階でございます。業者の方が必要でありましたら、また地元の方との話し合いを持たれるなり、あるいはるる出ております8項目についてどういうふうにするのか、こういうふうにするんだというふうな回答を今業者側の方でご検討をいただいている状態でございます。しかるべく回答が来ました段階では、再度業者側の方と話し合いをし、模様によっては地区の方々との話し合いも出てくるかとは思いますが、そうしたことについて今は進行中であるという形でご理解をいただいたらよろしかろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今、部長の方から進行中でございますということでもらっておりますので、地域住民が困らないように業者の方の指導もよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今後ですね、このようなことが繰り返されないようにですね、あと2点についてち



よつと質問をさせていただきます。

1点目は、民間所有地の緑地及び山林を伐採造成工事をされるときに、当然のことながら法律等の規制範囲内での工事内容の看板、石垣等の工作物についても問い合わせしましたところ、工作物申請書は出ていない実情であります。近隣住民に迷惑をかけないように指導されると思いますけれども、もっと市民の立場になって強い指導をすべきだと私は思います。

それと、民間業者の造成工事にあわせて、市有地東中学校の用地の伐採及び土地の掘削を容易に承認をされましたが、子供たちの通学の安全、工事中の騒音、砂ぼこり等を考えていない上、太宰府市の将来像である「みどり豊かな文化のまち」に相反しているのではないのでしょうか。太宰府市及び教育委員会は、積極的に青山地区の数少ない緑や自然地帯を残そうという考えはどこにもないように思えます。

2点目は、民間業者は工事期限を本年平成19年3月31日から来年の平成20年3月31日まで、さらに民間業者は工事延期承認届を6月15日に提出されたわけでございます。そして、6月20日に太宰府市長名で承認をされていますが、その期間中よりも、もう今年の4月ごろから工事の騒音と粉じん、振動等で環境課に地域住民が再三電話して、環境課も現地に来られ、業者の指導を何度かされました。それから何ら変わらず、地域住民は「青山地区緑と環境を守る会」を立ち上げられて6月9日に質問書を出されて、その回答が29日に来たわけです。関係部署で協議をされたと思いますが、6月20日に工事延期をされたことについて私は理解ができませんので、そのところと、市長は選挙公約に、人を大切に健やかで、何度も申しますように、健やかで安心して暮らせる自然と環境を大切にするまちづくりと上げられておられますが、本当に市長は住民の目線で行政処理をされ、今後行政運営をどういうふうにされるかです。境界にある里道を最大11.4mも下げて、市有地東中学校の用地の土砂を8,000m<sup>3</sup>を無償で提供することを安易に承認されたことについて、子供の安全確保について、あそこの道は太宰府高校と太宰府東中学校の、冬になってくればマラソンとかで特に通行が多くなります。その安全面の対策についてのお考えがどうかをですね、それと6月20日は既に青山地区緑と環境を守る会から質問書を提出しているにもかかわらず承認をされた市長の考えと市長の気持ち、どのように受けとめられたのかをお聞きしたいことと、それと看板や石垣等の工作物の申請も出ていない民間業者に工事の差しどめとかはできないものかと合わせて5項目、回答をお願いしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今、原田議員の方からるる申された経過があつて、7月18日に青山地区緑と環境を守る会と市長と副市長がその状況を十分聞いて、そして8項目にわたる新たな要望事項が出て、それについて私どもが関係します部課に市長の方から指示があつて、そしてそれを受けて、今業者にそういうことを今返している状態です。るるお話された部分が、それはずっと過去の変遷の中には、今議員が言われたとおりですよ、いろんな変遷があつて今があります。だから、私が進行形と申し上げましたのは、そうした地元の市民の意向を市長が受け

て、そしてそれが8項目に集約されて、会議録ありますが、話し合いの最後に次の項目について、1点からずうっとその中に今議員が言われていることは入っております、すべて。だから、その入っている部分について、中で協議をした部分を再度業者の方に、こういう問題が提起されておるということで十分に、先ほど申し上げております周辺の住民との間で円滑にですね、そういう部分が進んでいくようにという形で私どもの方で要請活動をして、そして動いているという状況でございますので、そういうことをご理解をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 先ほど部長の方からの答弁につきましては進行中ということでございますので、またその分につきましては一応12月の一般質問にも上げさせていただくようになると思いますので、引き続きその分につきましては、業者の指導の方も含めてさせていただくようお願いしたいと思います。私の一般質問はこれにて終わりたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

13時10分まで休憩します。

訂正します。13時までに訂正いたします。

休憩 午後0時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時01分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、7 番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7 番 橋本健議員 登壇〕

○7 番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の2項目について質問させていただきます。

1 項目めは、ごみ減量の推進についての質問です。

世界各国のごみ処理の現状は果たしてどうなのでしょう。アメリカ、カナダ、オーストラリアなど、広大な国土を有する国々は埋立処分が一般的ですが、ゼロ・ウェイスト戦略、すなわち廃棄物ゼロを目標に、自治体ぐるみでごみの50%を資源化、再利用を推進。カナダのある州では、脱焼却、脱埋め立てを目標に、生ごみの堆肥化や徹底したリサイクルを展開しています。また、ドイツを初めEU諸国では、ダイオキシン発生を抑えるためにごみ排出を抑制し、いかにして資源化させるかを研究、特にドイツは視察したいくらい環境保全に熱心な取り組みをしているようです。

日本では、衛生管理の観点からごみを焼却し、山のふもとや海上に埋め立てをしています。焼却に頼っている国々もまだ多数ありますが、日本では一般ごみの焼却炉の数が約1,800カ所とどの先進国よりも多く、焼却率は90%で世界一と言われています。

さて、高度成長により日本社会は大きな変化を遂げました。大型、中型スーパーや全国数万店のコンビニエンスストアの商品棚には、私たちが生活していく上での必需品が数多く並べられております。賞味期限が過ぎた食品はすべて在庫として残り、メーカーへ返品され、ごみとして処分されます。また、ファストフードを初め全国の飲食店からは大量の生ごみが排出されます。また、時代の流れとともに牛乳は、以前瓶により業者の方が回収し、洗浄してまた利用するという仕組みになっておりましたが、現在は紙パックになり、酒やしょうゆもガラス瓶が激減し、紙パックやペットボトルなど、使い捨て容器に変わってしまいました。さらに果物や野菜、肉や魚などの生鮮食料品などは発泡スチロールなどのトレイに変わり、鮮度の見えよさや衛生上の点から重宝されているプラスチックフィルムのラップが利用されるようになりました。こうした経済効率を求めた社会変化に伴い、大量生産、大量消費により、必然的にごみを大量に増やしてしまうというような結果を招いてしまいました。これに対し、各自治体では指定ごみ袋を採用し有料化に取り組み、減量化を推進しておりますが、この対策では十分とは言いきれません。本市もリサイクルの推進や正しいごみ出しの啓発、意識改革などに努力をされ、ごみの排出量をいかにして減らすか工夫、研究されていることと存じます。

質問いたします。ここ数年で、大佐野、向佐野を中心に西校区は世帯数がかなり増えてまいりました。全体的な人口増加に伴い、ごみの排出量は増加の一途をたどり、ごみの細分化やリサイクルによる資源の再生など、行政主導の指導と徹底が不可欠であります。今回提案されました機構改革によりますと、ごみ減量推進係が新設されますが、どのような施策を推進されるのか、その計画をお聞かせください。

次に、2項目めは生涯スポーツの推進についての質問です。

スポーツを通して世界平和を究極の目的としたオリンピックが、来年の2008年8月8日から24日までの17日間、世界のアスリートたちが集うオリンピックが北京で開催されます。1896年、クーベルタン男爵の提唱により、第1回近代オリンピックが開催されてから29回目となります。期待の種目に国民が一喜一憂し、日本じゅうがさぞ沸き立つことでしょう。また、世界じゅうを熱狂的にするワールドカップ、国内ではさわやかさで人気の高い高校野球がありますが、今年の甲子園は公立校の劇的な優勝で日本じゅうに感動を与えました。スポーツの魅力って一体何でしょうか。一言では語れませんが、スポーツは見るのも、自分がやるのも大変楽しいものです。体を動かすことでストレスを発散し、汗をかき、爽快な気分になります。野球が好きな人がいれば、いや、おれはサッカーだ、いやバレーだ、ゴルフだ、テニスだ、相撲だ、ボクシングだなどなど、ありとあらゆるスポーツがあります。ちなみに北京オリンピックでは28競技302種目で争われますから、いかに様々なスポーツがあることか。これにウィンタースポーツやニュースポーツなどを入れたら、かなりの数になります。その数多くの種目の中で、自分の好きなスポーツを体力や年齢に応じて楽しみ、活力に満ちた生きがいのある日々を送ることは、とても幸せな人生ではないでしょうか。こういった生涯スポーツの普及、拡大こそ、健康維持と仲間づくりに不可欠であり、ひいては医療費の低減にもつながってまいりま

す。

第四次総合計画後期基本計画の中で「いきいきとしたスポーツライフの創造」を目指し、スポーツの普及とスポーツ団体の育成支援、また市民スポーツ活動を支える人づくりの推進が述べられています。

そこで質問いたします。では、本市の実情はどうか、生涯スポーツの現状と今後の課題について伺います。

以上、2項目につきまして、件名ごとにご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ごみ減量の推進についてご回答申し上げます。

平成15年10月から環境課にリサイクル推進係を設置し、紙製容器包装やプラスチック製容器包装の拠点回収の促進や使用済み蛍光灯、電球、電池の分別回収の実施など、資源化の促進とごみ減量に向けた取り組みを行ってまいりました。ご指摘のとおり、人口増という要因もあわせまして、ごみ排出量は減少の方向にはなく、今後はごみ処理とリサイクルをあわせたところでの一体的な取り組みが必要であると考えております。このためには事務分掌の見直しを行いまして、これまでのごみ処理とリサイクル推進を一本化し、ごみ処理基本計画や第5期分別収集計画に基づくごみの適正処理、ごみの排出抑制及び資源化の促進を目的といたしましたごみ減量推進係としての再編を行う予定でございます。

具体的な施策といたしましては、ペットボトルや瓶、缶類などを初めといたします正しいごみの出し方の周知徹底、拠点回収をしております紙製容器包装やプラスチック製容器包装の不適合物や異物の混入を減らすための指導啓発、各地域などで取り組んでいただいております新聞、雑誌等の資源物回収の奨励などにより、リサイクル率の向上を目指すとともに、排出抑制によるごみの減量化を推進したいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今、計画についてご答弁いただきましたけれども、ごみ排出の抑制を図っていくと、計画してですね。人口増加に伴い、ごみはやっぱりなかなか減らない、大変苦慮されているという感じを受けました。私、昨年9月にですね、9月議会におきましてペットボトルの回収の市民啓発と指導について質問をさせていただきましたけれども、まだ集積所にはですね、警告シールを張った黄色い指定袋を目にしております。たしか昨年の10月か11月から実施されたと記憶しておりますけれども、今日までどの程度改善されましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 春日大野城リサイクルプラザの調査の結果では、警告シール等により対応によりまして、不適合物混入率が実施前の70%台から85%まで向上しております。昨年度9月に議員が一般質問での目標と要望されました85%をクリアをしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 成果は上がっているみたいなんです、春日市、大野城市に比べ、どんなでしょう。春日市が、たしか前年度の調査では、組成調査結果ではですね、混入物の良品が80%で、大野城市が78%ぐらいだったと思うんですよね。それを現在のところ上回っておりますけども、他市に比べてどうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 他市とほぼ同程度の水準となっております、本年度2月26日の調査の結果によりますと、本市が先ほど申し上げました85.0%、大野城市が87.4%、春日市が86.6%となっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） じゃ、二市に対してはちょっとまだ劣っている、負けているという状況ですね。

それですね、一応良品が85%で不良品が15%ということですから、その15%をどういうふうに改善していかれるのか、今後も警告シール作戦というのは続行されるのかどうかお伺いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 先ほど取り組みます前が70%台だったということで、85%になりましたのはこの警告シールという部分が大きな役割を果たしているのじゃなからうかというふうに思っておりますので、今後もこの収集業者の協力を得まして、警告シールの貼付によります啓発を引き続き継続して行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひですね、改善されるように努力をしていただきたいと思います。

一般ごみの件ですけれども、全体のごみを含めまして、筑紫野市ではですね、ごみ減量を目指し、現在の家庭ごみを6分別から14分別に細分化すると、そしてごみ袋もですね、3種類から5種類にして回収方法の変更をするそうですけれども、先ほどもご答弁ありましたが、本市は市民や事業所に協力を求めています、細分化を検討するということはございませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 現在ですね、本市におきましても収集段階で11分別となっております、その後各処理施設ですね、さらに分別処理等を行っております、とりようによりましては筑紫野市を超えております。お隣の近隣市と比較しましても十分細分化されておるというふうに認識しておりますので、現在これ以上細分化をする予定はございません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 確かに今ご答弁ありましたとおりなんですが、今ごみの中には可燃物、不燃物、ペットボトル、白色トレイ、粗大ごみですね、それから牛乳、ジュースなどの紙パックや蛍光管、電池、こういったものが公民館とかコンビニエンスストアにリサイクルボックスが設置してありますよね。その設置場所をもっともっと拡大、確保していくというお考えはございませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今ご指摘のように、それぞれのところでリサイクルボックスを設置しておりますが、リサイクルボックスの中に入ります部分が若干マナーが悪いといいますが、そういうところで、そういうもの以外が混入されるケースが出ておりますので、どうするかということを今検討しております。その状況によりましては、当然のことながら資源の回収時には徹底してやりたいというふうに思っておりますが、いましばらく今の状況等を調査研究させてもらいまして、結論を出していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。11種類の分別ですけれども、平成17年度、それから平成18年度の回収から、搬出作業のごみ処分に係る費用をお聞かせいただきたいのと、そのうち生ごみの費用負担割合がどれぐらいあるのかお尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 平成17年度のごみ処理経費という部分につきましては、収集運搬を別にいたしまして、リサイクルに要した経費も含めて8億8,712万7,000円となっております。平成18年度につきましては、大野城太宰府環境施設組合の決算がまだ認定をされておられません、平成17年度とほぼ同様の金額になるのではないかとこのように思っております。

それから、そのうち生ごみの費用割合はということでございますが、生ごみに特定しますと、費用というのは生ごみだけというのはできません。一応燃えるごみの処理費といたしましては、収集運搬費を除きまして4億1,747万4,000円となっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 私もちよっと質問を間違えました。生ごみじゃなくて可燃物のごみ負担割合をお尋ねしたかったんですが、約4億円ということで、全体に占める割合が5割弱ぐらいですね。その5割弱をですね、紙類、純然たる生ごみ、こういうふうな分別はお考えになってませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今ですね、古紙等、資源の再利用ということで、奨励金を出しながらそういうものを進めております。新聞でありますとか、雑誌でありますとか、段ボールとか

古布というような回収を今進めております。それを一応さらに進めていくことが、ついてはいわゆる生ごみとの分別によります部分での、その部分でのいわゆるリサイクルが可能になってくるのではないかなということをごさしまして、そこに力を入れて今取り組んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 生ごみに関しては、堆肥化したりですね、コスト削減を図ることも考えられますけれども、今お答えいただきましたように、環境課では専門的な立場からですね、他市の動向、こういったものを調査して、ぜひ研究をしていただきたいと。

それからもう一点、冒頭のご答弁の中にもありましたように、コスト削減を図るためにですね、前回子ども会を初め各種団体が資源回収をしていただいた方がずっとずっとコスト削減につながりますよというお答えをいただいておりますが、確認させていただきます、これに間違いございませんか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） そのとおりでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） では、現在の資源回収についてお尋ねをしますけれども、各行政区別の資源回収の実績、こういったものは当然把握されていると思います。回収団体は増加しているのかしてないのか、お尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 古紙等の集団回収の回収の部分でございまして、一応回収団体数は増加をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 実は私が住んでおります青葉台でもですね、昨年までは年間5回という取り組みをしておりました。ただ、こういうことをお聞きしましてですね、今年度から12回実施するということでもあります。資源回収の方がですね、コスト削減に貢献できるのであれば、再度市報による情報の提供、また区長会や市子ども会育成会連合会、PTA、こういった機関にもですね、働きかけをしていただきまして協力を仰ぐという方法もございまして、ぜひよろしくお願いいたしておきます。

ごみ問題については、最後に最終処分場についてのどのような計画をお持ちなのかをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 最終処分場につきましてはですね、まず可燃ごみにつきましては、福岡都市圏南部環境事業組合におきまして、焼却処理施設とあわせまして、最終処分場につき

ましても平成28年度からの稼働に向けて新設計画をして準備を進めております。それまでの間につきましては、大野城環境処理センターでの最終処分を予定しております。

次に、不燃物でございますが、太宰府環境美化センターの最終処分場を平成32年度まで継続して使用することで、地元高雄区とも協定を締結しております。

なお、その間は十分最終処分が可能である埋立残容量となっております。その2つを利用しながら、最終処分については処理をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 国土の狭い日本ではですね、最終処分場の確保というのが非常に難しく、また莫大な費用がかかっておるようでございます。山や森林伐採、それから自然の環境破壊にもつながってまいります。そのようなことがないように祈るばかりでございますが、さて三重県ではですね、出てくるごみをどう処理するかではなく、逆転の発想、つまりとにかくごみをなくしていく、あるいは出さないようにしていくというごみゼロ社会実現に向け、プランを発表されておりますので、ぜひこの点をですね、調査研究していただきまして、思い切った政策転換を、難しいかも知れませんが、研究されまして、参考にさせていただきますことをお願いしまして、このごみ問題については質問を終わらせていただきます。

2項目めのご答弁をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 生涯スポーツの推進につきましてお答えいたします。

第四次総合計画後期基本計画に掲げ、スポーツ団体に対する全国大会出場補助金を初めとして、総合型地域スポーツクラブ「太宰府よか倶楽部」への支援、補助、体育協会やスポーツ少年団への支援、さらには各区の体育部長研修など多岐にわたって指導者養成等の人づくりの推進を図り、スポーツ活動を支援いたしております。施設運営につきましては、指定管理者制度の導入による民間活力の利用を進めております。また、学校開放管理につきましては、年間45万人以上の人々にも利用されております。今後も使いやすい学校施設の推進を図ってまいります。

なお、市の事業といたしましては、体育の日の行事、障害者水泳教室、シニアスポーツ教室、市民ペタンク大会等を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 今ご答弁の中にありましたシニアスポーツ教室、これについての内容をお教えいただけますでしょうか。どんな内容なんですか、シニアスポーツ。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） シニアスポーツ教室につきましては、春と秋に2度開催をいたしております。それぞれ5回のメニューで、年に10回の開催でございます。また、対象は55歳以上の市

民の方といたしております。

その内容は、体操やペタンク、グラウンドゴルフなどのニュースポーツを初めとして、山歩きやグラウンドゴルフなど、屋外、屋内で実施しております。また、その募集は広報誌を通じて年に三、四回ほど行い、延べ人数で230人から260人ほどの参加を得ております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） スポーツといいましても、先ほども言いましたようにいろんなスポーツがあるわけですね。太宰府よか倶楽部、それから体育協会ですね、体育協会も18団体、それからスポーツ少年団もありますし、子供から大人までいろんなスポーツを楽しんでおりますけれども、その中でスポーツ振興係では年間のそういうスポーツ行事は掌握されていると思うんです、当然。団体別に、例えば体育協会、スポーツ少年団、よか倶楽部あるいはレクリエーション協会、こういった団体別に事業予定を一覧表にされて整理されているのかどうか、あるいは施設ごとに整理されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 体育協会を初めとします体育団体のスポーツ行事につきましては、団体ごと、また月ごとの行事をそれぞれ把握を行いまして、担当者による支援を行っております。以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） そうすると、スポーツ振興係としては当然把握されているということですから、事前にいつ何があるかというのはわかるわけですね。どういう行事が、どういうスポーツ大会があるんだと。そうすると、そのときに担当職員の方の参加協力、これについて私すっかりしないものを感じておりますので、質問をさせていただきますが、そういったいろんな体育協会主催あるいは市主催の行事がございます。よか倶楽部主催もございます。そういった行事にですね、職員の方も参加し、手伝うという協力体制にはなっているのでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 職員の協力体制でございますが、市の主催行事、主催事業につきましては、事前の協議や連絡調整、実施前日の準備等も含めまして、事業全般に対して社会教育課職員も参加をいたしております。また、消耗品や備品の調達業務についても積極的にかかわっており、十分な協力体制で支援しておと考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） こういうことをちょっと聞いたんですよね。業務にすると手当が発生するから参加しない。個人的な参加であれば参加は構わないと、こういうふうに聞いておりますが、この点。これはスポーツ振興係としてはですね、やはりスポーツをどんどん地域に広げながらやっていこうという中でですね、これはもう逆行するような考え方なんですよ。この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） その件についてですね、具体的な事実を私どもは把握しておりませんが、そういうものを把握すれば、もう少し事実関係を聞いて対応してまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 済いません、ちょっと私の聞き方が悪かったんですが、要するに市主催の行事に関しては、もう皆さん協力的に出られていると。私もう一点お尋ねしたのは、主催行事以外、運営スタッフとして協力、こちらが仰がなくてもですね、担当職員みずからお手伝いしましょうという、こういう協力はしていただけるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） ただいまのご質問につきましては、ボランティア的な支援ができるかというような意味だろうかと思うんですが、職員がそういう行事に業務として携わるということになりますれば、命令する側としては業務命令ということがありますので、その辺が業務命令なのか完全なボランティアなのか、その辺がすっきりした中で参加することになると思います。それで、業務命令を出すということになれば、行事の精査をして、責任者が判断することになると思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 実は私は、太宰府よか倶楽部の運営委員として携わっておりますけれども、私たちのよか倶楽部はいろいろ年間を通じて行事をやるわけですが、市の職員さんはお手伝いいただいております、確かに。ただですね、やっぱり協力する方としない方と何かこうあるようですので、その辺をちょっと指摘したかったんです。

一つのイベントにですね、全員参加とは申しませんが、だれかが必ず交代で参加すると。イベントは確かに土曜、日曜が多いんですよね。手当を出す云々じゃなくてですね、スポーツ振興の担当職員ならば、積極的に参加し、協力する姿勢を望んでいただきたいと思っております。そういった現場をのぞきながら、市民との交流、それからスポーツのすばらしさ、運営についての反省やヒントなどがたくさん、学びがそこにあるはずなんです。それを今後に生かす材料として発見できるはずですので、よろしくお願いいたします。

私も、私ごとで恐縮ですが、自分の時間がないぐらいボランティアには明け暮れております。やればやったで楽しいものでございます。スポーツ分野に関しては、先ほど申しましたように、よか倶楽部の企画部に所属し、少ない予算の中で、また少ない運営委員の中で、市民の方が軽スポーツに親しみ、喜んでいただけるような事業計画を立て、実施をしております。今高齢者に大変人気のありますグラウンドゴルフ大会、これを昨年実施しましたところ、74名の参加がありました。今年も9月22日に実施いたしますが、今のところ申し込みが130名近くになっております。こういった努力をしておりますけれども、まだまだよか倶楽部としましてはですね、運営課題もたくさんありますので、ぜひスポーツ振興係の担当職員の方々の情報提供、それからアドバイスをお願いしたいと思っております。

施設関係の質問に移りますけれども、今回大佐野運動スポーツ公園、それから歴史スポーツ公園、体育センター、これが指定管理者の公募をされておりました。現在ほとんどの体育施設がですね、文化スポーツ振興財団の指定管理となっております。施設の補修、それからグラウンドの整備、草刈りも含めまして、これは財団に相談したらいいのか、スポーツ振興係なのか市民の方はわからないと思うんですよね。窓口を一本化するということの予定はございませんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 施設の補修やグラウンドの整備はどこに相談したらいいかというご質問でございます。

指定管理者制度の導入の施設につきましては、その管理者である太宰府市文化スポーツ振興財団や、プールの管理者でありますシンコースポーツ株式会社に修理等の報告をしていただきますようお願いをし、迅速に対応をいたしております。また、いきいき情報センターの総合窓口相談される方があった場合は、直接施設の管理者、例えば文化振興スポーツ財団へ連絡をしております。こちらにつきましても迅速な対応をいたしております。また、小・中学校の社会体育施設におきましては、学校施設開放管理人さんたちによって、修理、修繕箇所の報告が参りますので、この場合にも迅速な連絡を社会教育課にいただき、対応をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 社会教育課のスポーツ振興係にすべて相談した方が迅速に対応できるということですよね、多分。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） それで、今様々なところにそれぞれされておりますので、それぞれでいいのではないかというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） とにかく、相談が来たときに速やかに対応していただければいいわけですよ、要は。そういうことです。

まだ質問がございますので、ちょっと先を急がさせていただきますが、やはり皆さんもそうでしょうけども、議員になりますと、いろんな市民の方、それから団体の方からご相談があります。お願い、相談がありますけれども、実は私も最近スポーツ関係の団体から、3団体からですね、集中的にいろんなことを相談されました。スポーツ振興係にもその旨いろいろ相談を受けていただきました。速やかにですね、きちっとした対応をしていただきました。それはもう本当に感謝しております。ありがとうございます。ただですね、今回、これは苦言じゃないですけども、体育指導委員についての処遇、これをどういうふうにお考えになっているのか、この点についてちょっと質問をさせていただきます。

現在15名の体育指導委員がいらっしゃいます。市民スポーツの普及に大変貢献をされており
ます。それはもう皆さんご存じだと思います。体育指導委員の育成、支援について、具体的な
内容をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 体育指導委員につきましては、今申されましたように、15名の方により
活動をしていただいております。国のスポーツ振興法及び太宰府市体育指導委員に関する規則
により、法的に位置づけをされております。スポーツの振興と充実のために、行政区長及び体
育部長と連携をし、体育の日の行事やペタンクカーニバル等、市民に対してこのご指導、ご助
言をいただいております。さらには、体育協会を初め、関係団体との連携も図っていただい
ておまして、今後もこのような活動を含めて、支援、育成を行っていきたいと考えておると
ころであります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひよろしくお願いします。

ではですね、体育指導委員の委員長が冷遇されて、非常に憤慨されていると、ご存じでしょ
うか。これは委員長だけでなく、体育指導委員も非常に憤っておるわけです。なぜかと申
しますと、体育指導委員の報酬は半減しました、確かにかなり減額となりましたけれども、こ
ういう報酬の問題ではなくてですね、事業予算が減ったから事業を半分にしてくれと、こうい
うふうな考え方なんですよ、これに皆さんが憤慨していらっしゃると。体育指導委員という
のは毎月の定例会、それから出前スポーツ、サマーナイトペタンク、体育の日の行事あるいは
県民体育大会、そういったありとあらゆるですね、イベント、こういったものに参加し、そし
て汗を流し、地域活性化に貢献をされているわけです。予算カットのために、出前スポーツ教
室や体育指導委員研修会、これが今年から任意活動になりました。もう自分で行ける人は行き
なさいと、費用は出しませんよと、こういうふうになっているわけですね。これでは振興とい
うよりもですね、先ほど申しましたように、逆行して衰退するんじゃないか、こういうふう
に考えております。生涯スポーツの核になってもらわなければならない体育指導委員、市財政が
非常に厳しく、これこれの減額になったが、今年度はどんなふうにして事業を進めていこうか
知恵を絞って、アイデアを出し合い、一緒に考えていこうという投げかけをですね、やはり部
長あるいは課長が示すべきではないかと思っております。現在、今後どのように工夫していく
か、体育指導委員の委員長から話し合いの申し入れをされているんですよ、社会教育課に。た
だ、いまだに実行されていない、返事もないと。どうされるんですか、もう体育指導委員は要
らないということなんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 体育指導委員の予算に限らず、市の予算が大変厳しい中で、いろんな面
でやむなく減額というところが発生しておるところは、もう議員さんも十分ご承知のとおりだ

ろうと思います。それで、体育指導委員会につきましては、そういった一連の問題も承知をいたしております。また、私自身が定例の体育指導委員会、7月か6月に出向きまして、今後の体育指導委員会のあり方について、15名全員と社会教育課スポーツ振興係が一緒になって話し合いをして、もうまとまり、收拾がつかんだらうと、体育指導委員の代表者二、三名の方とスポーツ振興係、社会教育課長を含めて、代表でまず素案づくりをしたらどうかという提案を私がいたしました、それが暑い夏過ぎて、これから進めようかという段階でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ、迅速な対応をお願いしたいと思います。

これだけですね、ボランティア精神に富んだ人材というのはなかなか集まらないんですよ。もっともっとやっぱり大事にさせていただき、育成を図っていただきたい、このように思っております。

スポーツを推進するためには、補助金、それから人的支援、それから施設の充実、こういったものが不可欠ですけれども、現状は3点とも十分ではありません。しかし、そこには体育指導委員という方が15名いらっしゃるわけですから、この方々を中心に、また市の職員の方が率先して動き、ともに苦しみを分かち合い、何とか創意工夫のもと、助け合い、支え合って、市民に喜ばれるようなスポーツ活動普及をしていっていただきたい、このように思っております。

質問に入りますけれども、長期計画のもと、積極的なスポーツ振興策は医療費低減にも役立ちます、寄与します。今後の計画として、スポーツや軽スポーツの普及拡大、何をやろうとするのか、方策、核となるものを考えていらっしゃるかどうか、お聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 議員も申されましたように、スポーツの振興は市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的としております。その普及拡大は市単独だけではないと思っております。関連団体や関係各位との連携協力を図りながら、また適正な施設の管理運営により、その目的を達成することができると考えております。市民スポーツに関する自発的な活動に協力しつつも、広く市民があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的にその適正及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 最後にですね、市長にちょっとお尋ねをしたい、ご見解をお聞きしたいんですけれども、市長は現場の声を大事に素早く行動し、ぬくもりのある対応をしていくと施政方針の中で述べられておりますし、今議会でも再三、そのことはおっしゃられておりますが、本市のスポーツ施設は十分とは言いきれません。また、財政的にも大変苦しいと。それだけにですね、やはりスポーツ振興係という担当課や担当職員の方が、熱意あふれる態度といたしますか、ハートのある対応を大いにさせていただきたいと思っております。スポーツの振興につ

いてのご見解をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 生涯スポーツ、これは子供から高齢者に至るまで大事なことであるというように思っております。今お聞きいたしておりますと、それぞれの考え方があろうかと思えますけれども、私は現在の市民レベルといいましょうか、自主的機能の引き出し、あるいはみずから団体ごとにそれぞれの運動に実行をされておるといふような姿、私も開催のあいさつでありますとか、機会あるごとに出向いておりますけれども、そういった意味におきましては、歓迎すべき今成熟した時期にあるのではないかなというように思っております。ただ、その側面、私どもが計画し、それと一緒に、市民と一緒に動いていく立場の職員がそういった遊離した形、乖離した形ではやはりいけないと。計画と、それはそれなりに現場がどういった形の中で推移し、動いておるかというようなことをつぶさに現場に出て、そして一緒になって考えていくことについては、大切だというふうに、最も重要だというように思っております。そういったことを基本に、自主的な団体ごとの動きというようなものが自主的に行われておるといふようなことであれば、歓迎すべきだというように思っておりますのでございます。無責任というような形が一番いけないというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。子供たちは今ですね、学力もそうですけれども、体力不足と言われています。こういった体力、抵抗力がなければ、病気を誘発する原因にもなります。また、運動習慣のない中高年の方々、これは成人病、そしてまた高齢者の方は介護と高額医療の対象になりかねません。ですから、活発な市民スポーツの普及によって、スポーツ人口を増やし、市民がスポーツを楽しみ、健康増進とスポーツ仲間との交流で、朗らかな人生が送れますことを期待します。また、総合型地域スポーツクラブ「太宰府よか倶楽部」の活動支援を切にお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番（小柳道枝議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして、2項目にわたり質問をさせていただきます。

まず、組織と機構改革についてお尋ねいたします。

前回の機構改革から4年が経過しておりますが、組織機構を短期間で変えていいのかどうか、私は疑問に思えてなりません。国、県の組織機構の変動などに連動して、どうしても改編の必要に迫られて行われたのでしょうか。私どもにはよく理解できません。平成15年の改編から4年をかけてようやく定着しかかっている組織を考えると、多少安易に動かしているのではないのでしょうか。じっくり落ちついて取り組む必要はなかったのか、市民と職員の立場からすれば、戸惑いも出てくるのではないかと懸念いたしております。しかも、一つの部制を廃

止して、分散させることが具体的にどのような行政効果につながっていくのか、実例をお示しいただき、ご説明をお願いいたします。

また、青少年育成問題に取り組んでおります私といたしましては、子供たちを取り巻く現在の社会環境は大変に厳しい状況に迫られているだけに、今こそ社会教育課の独自性と生涯学習の充実が求められているときではないでしょうか。さらに、まちづくりへの取り組みは市民の絶大なる協力体制なくしては進められる話ではありません。協働のまちづくりを推進していくためには、市民団体との連携は不可欠であると思われまことから、次のことについてお尋ねいたします。

まず、今回の改革のねらいと、人員削減や財源対策と節減効果についてお尋ねいたします。

2点目に、今回の組織では社会教育課が生涯学習課となっている。青少年の健全育成に対する本市の基本的なお考えについてお尋ねいたします。

3番目に、市長は市民と協働のまちづくりを推進している変革に伴い、市民団体との連携を図るための所管やその窓口などは明確化されているのか、わかりやすくご説明ください。

2項目めの梅林アスレチックスポーツ公園についてお尋ねいたします。

この公園は太宰府のシンボルでもある宝満山を仰ぎ、筑紫平野を一望できる自然豊かな緑地に囲まれた、本当にすばらしい景観を持つ公園の一つだと思っております。四季を通し、市民はもとより、近隣市の人々が訪れ、またアスレチックを利用できることから、家族連れや学校、幼稚園、保育園などの遠足などで多数の利用者が見受けられております。でも、いつごろからか使い勝手の悪い公園との風評が聞こえてまいりますことから、今後の利用促進に対する市の考え、また公式種目などの誘致、駐車場の増設など、諸問題を初めとした活用する上でのいろいろな工夫はできないのかお尋ねいたします。

何かいま一つ中途半端な施設ではもったいないの一言です。地理的条件のよい、この公園を改善、整備する方向でお考えいただくよう、期待を込めてお伺いいたします。

まず一つに、現在の公園の管理運営、利用状況をご説明ください。

2点目に、今後の梅林アスレチックスポーツ公園の活用方法や、駐車場の増設なども含めた具体的な本市の運営計画などお示しください。

回答は項目ごとをお願いいたします。

再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 組織と機構改革についてお答えを申し上げます。

地方公共団体に対します行政需要は、少子・高齢化、高度情報化でありますとか、地方分権に向けた取り組みなど、社会経済の大きな変化を背景に多様化をしております。このような変革の潮流の一方で、経済は回復しつつあるものの、本市の財政状況は依然として厳しく、進展する住民ニーズに対応するためには、職員意識の改革の継続的な取り組みを行いますとともに、活力ある組織への転換を図る必要があると考えております。このようなことから、平成

15年10月には同質集中、異質分散を原則といたしまして、積極的な統廃合を行う機構改革を行い、その後重要課題に対応するため、職務再編として担当部長、担当課長を配置してまいりました。さらに近年では、市町村合併の促進でありますとか、公務員制度の改革など、行政組織体、職員そのものに対する改革が求められ、また本市におきましても職員の大量退職への対応は今後の組織運営上、重要な課題となっております。このような状況を踏まえまして、私が掲げております選挙公約の実現の一つといたしまして、現場主義、スピード化を図り、様々な行政課題に今まで以上に迅速に対応できるよう、部あるいは課、係の減少を図ることから、大きくくりを行いました。市民にとってわかりやすい、簡素で機動的な組織へと見直しを実施するものでございます。

次に、青少年の健全育成に対します市の基本的な考え方についてでございますが、本市では、総合計画に掲げておりますように、青少年育成関係団体との連携を密にし、活動の支援を行っておるところでございます。今後も関係団体活動の支援の充実を図ってまいりますけれども、具体的な事業につきましては、後ほど担当部長の方から説明をさせます。

私は、地方分権時代に沿った自治体運営を行うためには、市民、ボランティア、NPO、学校、事業者などの多様な主体と行政が協働してまちづくりを行っていく必要があると考えておりまして、市民団体等につきましても、協働のまちづくりの重要なパートナーの一つであると考えております。すなわち、小さな行政で大きなサービスを目指し、市民の力や地域の力を引き出せるように、行政のあらゆる領域におきまして現場主義を徹底いたしまして、市民の皆様とともに語らい、ともに行動するというプロセスを大切にして進めてまいりたいと考えております。

このため、市民団体等との連携につきましては、これまで同様、各分野を担っております所管におきまして、それぞれの分野におけます協働体制を構築しながら、協働のまち推進課を総合窓口といたしまして、庁内横断的に地域コミュニティづくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 組織機構の改革につきましては、市民にとって窓口がわかりやすく、利用しやすい、また今後部長職、課長職の大量退職時期を控えておりますため、部、課、係の減少を図り、職員構成にも配慮した組織となるよう検討してまいりました。人員につきましては、定員管理によりまして、効率的な執行体制となるよう進めてまいりたいと考えております。

それから、今回の機構改革で事務室の配分をしましたら、今すべて1階から5階までかなり余裕がなく、事務室を占有しておりますが、今回の組織機構の見直しで一部やはり事務室があったところが、スペースが出てきております。ということは、2つの課を一つの課にすることによって、少なくとも課長が1名要りません。それから、例えば5人と5人の係員がいた場

合、そこそこを一つの課にすることによって、0.5人分で見えていたものが両方で1人で済むということになって、非常に課を一緒にすることによって、その辺の数がかなり削減できているのではないかなというふうなことから事務室のスペースがあいたのではないかなというふうに考えておりますので、やはり機構改革によるメリットの方が私は大いにあるのではないかなというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 次に、青少年の健全育成につきましては、本市の総合計画に掲げる青少年の健全育成としまして、子ども会や太宰府ジュニアリーダーズクラブのリーダー養成に努め、各団体間の連携を深めながら、組織の拡大と強化及びその活動の活性化を図るものとしております。

具体的には、社会教育課において子ども会育成会連合会や、ジュニアリーダーズクラブ、補導連絡協議会、スポーツ少年団、少年の船など、関係団体の活動の支援を行っています。

なお、今回の機構改革では、社会教育課が生涯学習課となりますことから、青少年の健全育成に関する事業につきましては、生涯学習課において実施してまいります。家庭教育、学校教育、社会教育などにおけるすべての教育と学習を統合した概念をもとに、生涯学習を推進していくことを目的に生涯学習課を設置いたし、各事業の活動支援をより充実させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいまご答弁を3点にわたっていただきました。

この機構改革についての質問は、6月議会において代表質問でも取り上げさせていただきました。今の答弁の中でおっしゃることは、やっぱり市長の選挙公約であって、機構改革をすることが市民にわかりやすく、そしてまたこれが大変重要な課題であるので、機構改革に踏み切ったという見解でございますが、私はその6月議会におきましては、やっぱりこれから先ですね、平成19年、平成20年と退職者が多くなるという観点から、時期尚早ではないかと、また年度の途中で改革するということが本当に今の所管、先ほども申し上げましたように、協働のまちづくり、窓口がどうなるんだろう、こういう子供たちのことはどうなるんだろう、所管の配置が違えば市民もまた戸惑うのではないかなという観点から、再度お尋ねをさせていただきたいと思えます。

まずもって、この機構改革につきましては、執行部の提案でございますので覆ることはない

とは思いますが、もし施行されるに当たりましての要望、そして市民が本当に親しみやすいような観点で、何点かにわたってご質問をさせてもらいたいと思います。

まず1点目にですね、私思うことがですね、社会教育と生涯学習についてを、4年前に生涯学習課から社会教育課に移行がありましたですね。その中に含んでまいりましたのが社会教育課の復活を要望いたしまして、青少年の健全育成を私は訴え続けてまいりました。その結果、青少年担当係ができ、その中で市民とともに子供たちの健全育成に取り組むいろんな団体が浮き上がってまいりました。子供たちを育てるのには、どうしてもそこにはですね、日にちが必要なんですよ。一夜にしてできません。人づくりはまちづくりという言葉は、もう執行部、市長もいつもおっしゃっていることだと思います。

その中で、太宰府の町で青少年の非行が筑紫野市、近隣よりも大分少なくなっただけです。深夜徘徊、暴力、そういうものがなくなっただけです。これは一概にですね、市民だけではできないことなんですよ。担当課に専門職がいるということなんです。そして、それをコーディネートし生涯学習、社会教育の観点から市民と一体化してこういう結果が出ているのではないのでしょうか。そういう筑紫野警察署と所管の力の合わせ方、市民との協働のまちづくり、そういう経過をご存じなのかがまず1点。

そして、社会教育課と生涯学習を兼ねているような専門の職員、要するに有資格者が市の中に何名いらっしゃるのか、それを2つをお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 最初に生涯学習に限りませんで、教育委員会と市長部局が何を受け持つかということについてですけれども、ご存じのように、今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法が変わりまして、スポーツとかそういうことについてはきちっと市長部局で持たれるというように位置づけがなされております。

そういうふうなことからですね、つい先日、福岡県下の市町村の教育長会でも、どういふところがこれを担当しているのかということをお話し合いをしたところですが、やはりいろんな状況があるというのが現状ではないかと思っております。

今質問のこの青少年育成なりその他の部局を市長部局が持つておくのがいいのか、また教育委員会が持つておけばいいのか、またその中でも生涯学習と社会教育の関係はどうなのかということですが、まず市長部局が持つておくのと教育委員会が持つておくということについては、私個人としてはそれぞれに長所があるんじゃないかと思っております。市長部局が持つておくということは、どちらかというと地域振興とか地域の力をより高めるという側面があるんじゃないかと。対しまして、教育委員会が持つということ、教育の目標というのは個人の伸長でございますので、そういう側面が強くなるんじゃないかというふうに思っております。

それと、生涯学習と社会教育についてなんですが、大きな町ではですね、生涯学習部と学校教育部というように大きく分けてその辺のことを整理しておりますから、逆に小さいところに

なりますともう教育部一つでまとまって、ちょうど太宰府市の規模前後の市ぐらいが今言いましたようにあちらについたりこちらについたりしているような感じがいたします。そういう中でございますけれども、やっぱり概念的には生涯学習というのが大きく含んでおりますので、それでくくった方がいいという考え方の方がいいんじゃないかと思います。

なお、先ほど言われました青少年育成につきましてはですね、現在の組織をそのままの系の形で生涯学習課の方に入ってくるという形でございますので、特に運営につきましては大きな変更はないんじゃないかと。ただ、生涯学習ということで大きくくくりましたことと、それからいろいろ家庭教育とか社会教育その他の充実が求められているときでございますので、そういう機能を生かしながらこれができていったらいいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 大きくくりで生涯学習課に集約していくということですね。これには公民館活動も含まれているんでしょうね、公民館も。生涯学習の中に公民館、それから社会教育、スポーツ振興、だからせんだっていただきましたこの図で今ちょっと私お尋ねしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 教育部の中に中央公民館、図書館という新しい課を設置いたしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） だから、私が申し上げているのは、先ほども答弁を求めたんですが、現在、太宰府市の職員の中で社会教育主事及びそういう有資格者は何名いらっしゃるんですか。その人たちの配置はどの辺に配置されているのかをお尋ねいたします。再度お願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 社会教育主事の資格を有している職員につきましては、現在7名でございます。

（10番小柳道枝議員「現在の配置」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） すべて把握しているわけじゃございませんが、福祉課が2名、それから産業交通課が1名、中央公民館が1名、納税課が1名、それから政策推進課が1名、もう一人はよく把握しておりませんが、福祉部ではないかというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） と申しますのは、なぜいきいき情報センターを社会教育センターと文化スポーツ振興財団の位置づけになさったのか。そこに今の現在の社会教育課があるわけですよ。それであれば、今後この機構改革において適材適所の配置の可能性はあるんでしょう

か。そして、その中ではぐくんでいく大くくりの中の小ぶりであればこそ充実した経営、そしてまた市民との協働をしていく必要があると思うんですよ。それにはやっぱり今市民は一生懸命頑張っています。協力もします。それであれば、これだけの7名の専門職の方がいらっしゃるのであれば、適材適所の配置を行いながら、その中で有効に、そして新しい機構を進めていく必要があると思いますが、その辺のお考えはどなたかご答弁ください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） やはり人事の都合で、7名程度の社会教育主事ですので、長くその課に置いておくということもできませんし、四、五年区切りで人事をしていく関係上、そういう、たまにはその専門職のところにその資格を持った人が置けないという事情もございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） いや、過去にもね、私同じことを聞いているんですよ。なぜ置けないんですか。ちょっとおかしいんじゃないかなと思うんですが。

あのね、市の、それは採用されたときにその方は有資格者で採用されたのか、市の執行機関から出向させてそこまで育てたのか、育てたらはぐくんでそのポジションに持っていくのが当たり前じゃないんですか。私はそう思いますけど、間違っていますかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） この資格につきましては、当時この職員が社会教育課に所属するときに、勤務の一環として資格を取らせたということでございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） そういうことであればですね、今度の機構改革のときにですね、その辺も十分に配慮なさってですね、お取り組みをなさってもらいたいと強く要望いたしておきます。

と同時にですね、あともう一つお尋ねしたいと思うんですけれども、地域振興部の中にありました国際交流協会が庶務情報課の方に移行するのですが、これは庁舎内に来るのか現行の今の生涯学習センターの中にそのままなのか、そして今までの国際交流協会が十数年たちます。その中で現状、今太宰府の中に留学生及び外国籍を持った日本に滞在している外国の方は多いんですよ、それを国際都市太宰府というのであればですね、もう少しこの国際交流協会の位置づけ、それからそのポジションの配置、先ほど総務部長の答弁にありました空きスペースができた、課を統合することによって。ですので、庁舎内に国際交流協会を移してくるのか現状のままでいくのか、端的にご説明ください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 現段階では市の庁舎内に国際交流協会を持ってくるということで進めております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 申しわけございませんけど、この国際交流協会がですね、立ち上がった、設立した当時から市長、今の市長さんはたしか総務部長でしたよね。

（「人事課長」と呼ぶ者あり）

○10番（小柳道枝議員） 人事課長。その後に総務部長になられましたね。ちょっとお尋ねいたします。

この国際交流協会を立ち上げて、総務課にありました。その当時に国際交流の外国の方があの3階にお見えになりましたか。そして、いきいき情報センター、今の生涯学習センター、いきいき情報センターを設立した折に国際交流の場だと、場に提供するのだということを私は国際交流協会の一評議員として聞いております。そして、今回今これだけ外国の方が200人、300人、400人、500人ですよ。今の生涯学習センターの中の2階にあるから、下で買い物をしながらインターネットを待ちながら、そしていろんな方々との交流ができ、そして窓口をたくさんですよ。アジア太平洋こども会議の窓口でもあります。そして市民の相談の、その外国の方の相談の窓口なんですよ。それを庁舎内に移されるということは、私はちょっとどうだろうかと思いますが、国際交流協会の内容をご存じなのか、そこをご説明ください。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 詳細についてはちょっと私もどこにどういうふうなところに配置するかというような報告までは受けておりませんでしたけれども、基本的な考え方については、今小柳議員が言われるとおり、やはりどこに、庁舎に移しておった、初め庁舎にあったときのプラス面、マイナス面、そういったところから、やはり市民の方が、ある関係団体の皆さん方が集まりやすい、やはりいきいき情報センターに移すというふうな形の中で来たわけですから、この辺のところについては小柳議員の言われるのが、私には近いというよりも、そのものというふうに私は思っております。

それから、今さっきの問題に逆行しますけれども、いろいろな社会教育主事であるとか、いろいろ資格を持った者がおります。しかしながら、それは社会教育に関する、いなきやなんというようなものではありません。ある一定時期が過ぎるとそれは転出することもあるでしょう。それから、福祉の分野だっていろんな分野だってまた舞い戻ることもあるでしょう。これは人事のローテーションの部分があります。そして、福祉、横流れと言っております。福祉の分野だってやはり健康、介護あるいは高齢者の方の健康であるとかあるいは体育の部分、筋力トレーニングであるとか、いろんな部分がありますので、そういったところの活用方法はたくさんあるというように思っております。ただ、社会教育とか生涯学習であるとか、そういった中に一人もいなくなるような形はだめだというふうなことは考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今ご答弁で国際交流協会のことはまた検討なさっていただき、そして本当に太宰府が国際都市、九州国立博物館もあります。これからも東アジアそしていろんな諸外国から見えます。それと同時に、太宰府の市民の国際意識が高くなりました。それを育てて

いくのも行政の仕事だと思います。それにはやっぱりそのポジション、行きやすい場所、それを確保してあげるのも一つの家だと思います。

それと同時に、今市長の方からありました、必ずしもその部署にいらなくてもいいのだと。ちょっと私これは問題だと思うんですよ。社会教育、生涯学習というのはコーディネートする専門家というのが必要なんです。今現在ですね、民間でもですよ、民間でもそういう資格を持った人、それに知識のある人、そしてそういうものを活用して民間活力としてやっているところが多いんです。先ほど橋本議員の質問にもございましたけども、生涯スポーツとかそれから太宰府よか倶楽部、後で質問させていただきますが、つながっていていると思うんですよ。だから、こういう方を何人も、その場所に5人も6人も7名も置きなさいと言っているんじゃないんですよ。せめて1人、2人、その辺も考慮した上での今回の、せっきくの機構改革でございます、配慮なさっていただけませんか、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まさにそれを言っておるわけです。社会教育、生涯学習にゼロになることはだめだと。7人一緒におる必要はないというふうに言っておるわけでございます。そのローテーションの中で1人ないしは2人おればそれでいいんだというようなことを言っておるわけです。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） それでは、私はその7人おれと言ったわけじゃないんですよ。

（市長井上保廣「あっそうですか」と呼ぶ）

○10番（小柳道枝議員） 結局いないといけないから、配置をしてそこに置いてくださいね、お願いしますよと、私は頼んでいるんです。それは市民のために頼んでいるんです。

で、再度確認ですが、その配置とかは今度のこの機構改革の中に含めていただけますか。考慮していただけますか、ご答弁をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） まだ人事配置等は行っておりませんで、今事務方の方で考慮中だと思います。今日のご意見をお伺いしながら、直さなければいけないところは直していく。もう一度検証をさせていただきたいと思っています。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） どうぞ、よりよい機構がですね、できますように、そして市民が真ん中、これは前の市長のご発言でございますけれども、市民と執行部とそして議会も、本当にですね、いろんな意見が交換できる。そして、それをコーディネートする専門職、そして職員の皆さん方には大変にご苦労をかけるかと思いますが、やっぱり市民の目線に立ってこの機構がスムーズにいくようお願いをいたしておきたいと思います。

そしてまた、人員配置につきましてもですね、この地域振興部がちょっと分散されていきますが、太宰府の商工観光につきましてもですね、人員配置が足りるのかなと思ったりするところ

ろもございます。私どももよく勉強させていただきながら、執行部の方とですね、かけ合いながらいい方向にいきたいと思いますので、くれぐれもこの組織機構改革が短い命で終わらないように、4年間とか5年間で終わらないように、これに対してのかかる費用というのが、補正の方で約800万円ほど出てきてはおりますけれども、これだけで本当に機構ができるんですか。もう少しあるんじゃないかなと思うんですが、その辺、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今回の機構改革につきましては、こういうふうになるだろうということではそれぞれが見積もりをしまして今回の補正予算に計上しておりますので、十分できるのではないかというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 機構に携わりましてですね、実は京都市の宮津市なんですけれども、やっぱり今、先ほどから申し上げておりますように、市民と交流する職場によってはですね、出勤体制を変えているようなところがあるんですよ。経費削減、要するに残業代の削減の面から、これをちょっと読ませてもらいます。京都の宮津市なんです、時差出勤制度の導入ですね。結局、4月1日から業務の都合に応じてですね、決められた時間ではなく本人の時間帯で出勤すると、それを今現在組合との折衝中であって、それを導入することによって60億円以上の財源不足の中で財源の1,900万円ほどが削減されるというふうに、今導入に向けていらっしゃるということですが、市の方もこういうこともお考えになりながら、時差出勤なども考慮に入れて機構の方にご尽力願いたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 時代の流れが、以前ですと8時半から5時ですべて役所が終わるというような考え方から、今は柔軟な対応が求められております。現に行っておりますのが、保育所、図書館等々についての勤務時間、それから勤務の曜日ですかね、そういうことも行っておりますし、今後もそういうふうないろいろな形で出てくると思います。特に徴収事務については夜間じゃないと納税者がいないというふうなことから、夜少し遅くまでというような勤務になります。もう現在導入しておりますのは、歳入についてはもうすべてフリータイムというんですかね、週の勤務時間に合わせた形の中でやってほしいというようなことを導入しております、今後も労働時間と市民の要望時間に合わせながら労働時間を変えていかなければいけないというようなことで、組合の方とも話し合いを今後とも続けていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ありがとうございます。前向きにお取り組み、またご検討をお願い申し上げます、この件につきましては終わりたいと思います。

じゃあ次の項目をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 梅林アスレチックスポーツ公園の現状についてでございますけれども、この太宰府梅林アスレチックスポーツ公園は、「まほろばの里づくり」の理念に基づきまして、緑の創造、潤いとゆとりの創造をテーマといたしまして、市民が太宰府市の歴史でありますとか、あるいは自然に親しみながら、遊び、憩い、スポーツを通して、大人から子供までが楽しく集える場として、平成7年4月に開園をいたしました。市内2カ所目の地区公園でございます。詳細につきましては、担当部長から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 現在、梅林アスレチックスポーツ公園は建設部所管となっておりますが、経過もありますので、私の方から説明をさせていただきます。

1点目の管理運営でございますけれども、平成17年度までは多目的広場と管理棟は社会教育課で管理を行い、その他を建設課で管理いたしておりましたが、平成18年度からは建設課ですべて管理しております。

現在の利用状況は、日ごろの一般利用者は散策路の散歩、アスレチック、遊具での遊びに利用されております。特に幾つかの情報誌に当公園が紹介されていますので、春、秋のころには多くの来園者がございます。

2点目の活用方法でございますが、多目的広場の利用団体も順次拡大の予定でございます。反面、管理人の常駐であるとか、倉庫施設の不足であるとか、芝生の管理等の問題、課題もあります。

駐車場の増設につきましては、公園内に50台分確保はしております。また、隣接している九州情報大学所有の空き地を借用しておりますが、現在情報大学がグラウンド建設による工事のため使用できない状況でございます。工事が完了次第、臨時駐車場として活用をさせていただく予定としております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ちょっと私聞き漏らしたんですが、ちょっと市長が、「まほろばの里づくり」ということで、これ再度済みません、何年の……。

（市長井上保廣「平成7年4月です、開園」と呼ぶ）

○10番（小柳道枝議員） 平成7年、あつ、はい。平成7年にできたということで、本当にすばらしい立地条件のものの公園だと思うんですよ。そして、ちょっと資料を見ますとですね、太宰府の中で結局一番大きな公園になっているんですよ。7万4,113㎡、本当にすばらしい公園ですよ。私もよくここを利用させてというか、散歩に行かせてもらっているのが現状なんですけれども、ここでこの梅林アスレチックスポーツ公園の建設に当たってのさっきの理論はわかるんですけれども、ここで何をさせるためにどういう目的でこの建設を行ったのか。そして、建設課が管理をなさっているんだということですが、そのいきさつがちょっとわかりませ



るので、少し余談かも知れませんが、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 平成7年4月1日開園の梅林アスレチックスポーツ公園の多目的広場に  
つきましては、開園当初よりサッカー、ラグビー、グラウンドゴルフ、陸上競技に利用するこ  
とを目的に芝生を張り、設置をしたものでございます。このことから、芝生が傷まないように  
野球など、一般利用の競技団体には極力利用を控えてきた経過がございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ということは、サッカー、ラグビー、これは競技場も兼ねているん  
ですが、トラックの方の利用とか、そういうものも考えてつくられたんですよね。今のご答弁で  
はサッカー、ラグビーだけというふうなことです、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 近隣の高等学校、大学の陸上部の練習、また施設が少ないことから年1  
回程度のソフトボール大会の開会式、小・中学校、幼稚園等の遠足の集合場所、市民の散歩コ  
ースとして利用をされております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ちょっと今多目的広場の方を聞いているんですが、せんだって私、何  
回か行かせていただきました。そうすると、五、六年前に行ったときの梅林アスレチックスポ  
ーツ公園の多目的広場とは本当にびっくりするほど変わっているんですよ。というのが、フィ  
ールドの中は芝がちょっと欠けたりはいたしております。しかし、トラックの中の真ん中がで  
すね草だらけなんですよ。そして、フィールドとトラックの間にはちょうど五、六十cmぐらい  
伸びてますかね、草がずうっと生えているんですよ。その内側の芝生の中でグラウンドゴル  
フをしているファミリー、それから独自でジョギングしている方、そしてまた独自で、ある学  
校だと思んですがジョギングをしている方、いろんな方がいらっしゃるんです。ただし、そ  
の中です、管理棟がありますけども、その管理棟はいまだかつて私ちょこちょこ行くんで  
すが、一度もかぎの開いたのを見たことないんですよ。中にサッカーボールが網か何かに入れ  
られてあって、そしてトイレは閉まっていて、グラウンドの中の方のトイレをお使いください  
ということになっているんですよ。だから、現在は管理人はいらっしゃらないんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 梅林アスレチックスポーツ公園の管理ということで、今経過も含めて建  
設課の方ですということになりました。これはそれこそ大きなことと言えば経営的な視点か  
ら論議して、現状ではこうせざるを得ないというようなことで今日に至っております。

それで、今管理人のことをお尋ねになりましたけど、基本的にはフットボールですか、をさ  
れているアメイチというところと管理をしていただくということで、今そこそ契約をして頼  
んでいるという状況です。それで、基本的には朝の8時から20時ぐらいまでだったと思うん  
ですけど、あります。しかしながら、都合によって管理が不在かなというときもございます。私

も何回か行って、3回ぐらい行って2回はおってありまして、1回はどこに行っているのかなということで、グラウンドを回ってあるとか、そういうことをしてあるかなと思っております。担当の方にその中に毎日きちっと入ってあって、そういう日誌とか、そういうものがあるのかなということで尋ねております。まだ完全じゃないということでございますけども、契約でそういうふうになっておればそういうふうにさせなさいというようなことで指導はいたしております。

今のその経営という、財政的な中で地域の力をかりてそういう形を今とっております。それがいいかどうかはまだほかにベストの形があるかもしれませんが、現在は工夫した中でそういう形でやらせていただいているというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今建設部長の方から説明を受けたんですが、私が本当に聞きたいところはですね、このグラウンドの件とあわせましてアスレチックなんですよ。アスレチックの利用者は多いんです。でも、その管理がどうなっているのか。もしこれを修理そしてまた改善するようなことになるようであれば、何かいつかそのような考えがあるのか、その整備をするに当たっての総額の試算とかされたことはありますか。そして、万が一何か起こってからでは遅いんじゃないでしょうか。その辺の管理と本当に手を入れる気があるのか、これから先、あの梅林アスレチックスポーツ公園をどのように市は方向づけていくのか、根本的なところをですね、市長にもお伺いしたいです。管理をなさっている方にも聞きたいです。

それと同時にもう一点がですね、この減免措置のこれをいただいたんですが、この中にですね、有料公園の規定というのがあったんですよ。この中に梅林アスレチックスポーツ公園というのがあるわけなんですよ。ここには管理者を置くということをちょっと見つけたものですから、この辺はどうなのか、この3つについてですね、ちょっと詳細に方向性をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） おっしゃいますように、アスレチックゾーンに行くたびに小柳議員と思いはちょっと一緒なところがあるんですけども、部分的修理を今までやってきております。今回も9月補正予算で100万円ほど緊急の修理対応ということで予算計上させていただいております。それこそ古くなっておるところが多々見られます。これを修理したら幾らぐらいかかるかということで、それこそ100万円を計上、今度するときに担当に一遍試算してごらんということで指示いたしております。修理がきく部分もありましょうし、ネットといいますか、あれは切れるっちゃんないということで私自身もちょっと上っていったりして、もうだめならだめでそのネットはもうしないとかですね、そういう思い切った方法、表示をしないとそういう事故につながる可能性があるということでございます。

今、本当に厳しいときですから、言われることは十分わかります。抜本的な方法、古くなっ

てもうどうするのかということは、早いうちに結論を出さないかなというふうに思っております。ただ、毎年遊具の点検、そういうものは安全かどうかということでの点検は毎年やっております。毎年点検ばかりやっておって、それからというのがなかなか難しい部分がありますけども、ただそういう事故につながらないような点検をして、もうだめなものは即刻そこに表示してですね、事故を防ぐというようなところでやっております。ですから、そこが全体的に平成7年ですからもう十二、三年たっておりますから、木とかそういうロープとかが傷んでおることは承知しております。何とかそういう方向性は早目に講じたいというふうに思っております。

以上でございます。

トラックの方もですね、行ってきましたらやっぱりそのようになっておりますですね。ちょっと学生が競技の練習で使って、何人か使っております、使っておるところだけはそれこそ草は生えてないんですけども、横のフィールドが傷んでおるということでございますので、幾らぐらいかけたらこれがまたもとどおりになるかなということで、それも試算の指示をいたしております。現状はよく承知しております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ちょっと時間が足りないようでございますので、ちょっと要望を伝えておきます。

とにかくこの梅林アスレチックスポーツ公園をこれだけ、太宰府で一番広い公園なんですよ。とにかく利用できるよう、そして生涯スポーツの時期でもございますので、例えばあそこです、太宰府全市の小学校対抗の何とかフェスタ、市長杯とか、何かそういうものに使えて、そしてそういうものを活用できるような立派な施設にしてもらいたいんですよ。太宰府にこれだけしかないというものをおつくりいただきたいというのが一つの希望でございます。市長さんも新しくなられまして、これからまた太宰府の貢献に当たるとは思いますが、どうぞその辺も加味されて、とにかく梅林アスレチックスポーツ公園の整備、危険を伴っておりますので、予算措置などを講じまして、安全で安心して利用できるような場所にしていきたいと思っております。

最後になりますが、ちょっと一言申し添えておきたいと思っております。

今回私2項目について質問させていただきましたが、2つともこの質問は今後の取り組みなりをしっかりと見定めてまいりたいと思っております。豊富な行政経験をお持ちの市長さんですよ。想定外のことをするとは思いません。どうぞ立派な太宰府のまちづくりにご尽力ください。けれども、今現在、国の方向性は本当に各自治体で自分のことは自分でしなさいという状況でございますので、行政運営に対しても本当に難しい、相当に厳しいかじ取りがあるとは思いますが、本当にこの29.58㎢ほどの小さな町です。でも、史跡地があつて日本全国、そして国際都市太宰府とブランドは高いと思っておりますので、職員の皆様方と力を合わせて、そして多くの職員

そして市民の意見やアイデアを吸収されまして、知恵袋のスタッフの職員たちとともに効率的な方策をつくり出していただきたいと思います。

幅広く、そして太宰府にしかない、私たちの太宰府にしかないというふうなものをつくっていただき、そしてお客様に来ていただこうではありませんか。今後の取り組みに大いに期待いたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、11番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔11番 安部啓治議員 登壇〕

○11番（安部啓治議員） 議長より許可をいただきましたので、2項目について私の一般質問を始めさせていただきます。

安全・安心のまちづくりについては、これまでも子供や独居高齢者に対する見守りについて、消防施設や機具について、歩行者の安全確保について等々質問してまいりましたが、幸いこのたび東ヶ丘区で「見守りネットワーク会議」が発足される運びとなり、近く活動の予定だそうです。これがモデルとなって広がっていけばよいなと思っております。

さて、今回は飲酒運転撲滅について、初日に市長があいさつの中で申されていましたが、昨年の9月に福廣議員が一般質問しておりますが、あえてお伺いいたします。昨年8月25日に福岡市東区の橋上で起きた福岡市職員による飲酒運転事故の悲劇は、全国にその波紋を広げ、各地で飲酒運転撲滅運動が展開されるに至ったわけですが、福岡市の吉田市長があれほど職員に対して再発防止を喚起したにもかかわらず、幼子3人の一周忌直前の8月23日に再び早良区職員による飲酒運転事故が報道されました。近隣市のこととはいえ、非常に残念でなりません。あながち対岸の火事というわけにはまいりません。本市職員のモラルは高いものがあると思っておりますが、人間の意思や感覚は時に弱いものがあるわけで、繰り返し言うほどマンネリすることもあるわけです。現在、市としてはどのような対応をしておられるのか、お伺いいたします。

次に、市民に対して振り込め詐欺やネットあるいは携帯電話等による不当請求詐欺など、新しい犯罪ケースが増加しております。市民が直面しなければわからないような犯罪情報、身を守る方法をいち早く発信して、市民を悪の手から守る防御対策ができないかを伺います。

次に、地球温暖化対策の一環として過去アイドリングストップ運動を提唱して以来、フロンガスの回収やマイバッグ運動のさらなる展開等やってまいりましたが、今回は農水省が来年6月に開催される洞爺湖サミットで地球環境問題が主要議題となることもあって、来年度の計画として地球温暖化防止と循環型社会の構築を目指す中で、割りばしのバイオマス資源としての活用の推進を打ち出しております。ちなみに、国内で1年間に使用、廃棄される量は約9万tで、1人当たり使用量は年間約200ゼンダそうです。近年、中国政府が割りばしの輸出量を制限する旨の報道があり、一部のコンビニでは有料になった店も出ておるようです。このような中、本市では既に平成15年から太宰府市エコワーク・ネットの会が毎年四、五千kgの回収実績

を上げられておるようですが、本市としても農水省の募集要項に該当するならば、モデル地区として参加し、より一層の会のバックアップを、あるいは市単独事業の遂行をされる考えはあるかどうか、お尋ねいたします。

回答は項目ごとをお願いします。

再質問は自席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 安全・安心のまちづくりについてご回答申し上げます。

昨年8月、福岡市東区で起きました飲酒運転によります児童3人の死亡事故を契機といたしまして、福岡県を初め飲酒運転撲滅運動が全国に広がりました。本市におきましても筑紫野警察署、筑紫交通安全協会、交通安全指導員と連携をとりながら、飲酒運転の撲滅に努めております。なお、職員に対しましても、この事件の重大性を重く受けとめ、全職員に服務規律の確保についての指導を行っているところでございます。事のいかんを問わず、飲酒運転は絶対に許されないことを肝に銘じ、職員の処分につきましては厳格に行っていく所存でございます。

また、本年9月5日から公用車の飲酒運転防止のためにアルコール検知機の導入を行いました。その活用を図っているところでございます。

以上です。

次に、インターネットや携帯電話等によります振り込め詐欺、出会い系サイト、架空請求メールなど、新しい犯罪のケースが増加をいたしております。市といたしましてもその対策といたしまして、これまで広報に掲載をしております消費者コーナーで架空請求の対処法などの防犯情報を発信いたしまして、市民への周知、啓発を行ってまいりました。

詳細につきましては、担当部長の方から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） インターネットや携帯電話は発信者を特定しにくいという匿名性と、だれでも、どこからでも利用できる便利さから振り込め詐欺、架空請求、出会い系サイト、有害サイトなどの犯罪に利用され、犯罪そのものの増加だけでなく、高齢者や少年少女が犯罪に巻き込まれるケースが増えてきています。今市長が説明しましたとおり、市ではこれまで広報の消費者コーナーで架空請求の対処法、進化する振り込め詐欺などの防犯情報を市民に提供してまいりました。また、福岡県防犯協会連合会が毎月発行しております防犯ふくおかでも、身近なインターネット犯罪として出会い系サイトや有害サイトなどを取り上げ、対処法を含めた注意点などが掲載されてきています。この防犯ふくおかは、毎月校区別の犯罪発生状況を掲載した筑紫野セーフティガード情報とともに、隣組回覧に供してしているところでございます。市では今後とも機会をとらえて、多様な手法で防犯情報を市民に発信してまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 飲酒運転撲滅に対しては種々対策をされてきたようで、一応安心して

おりますが、あるアンケート調査によると、今自治体職員において何らかの心の病が増加中との結果が出され、30代が34.4%で最多、40代30.8%で、規模の大きい自治体ほど休職者の割合が高くなっているようです。まして、昨今のように厳しい財政状況の中では、かなり心理的ストレスも蓄積されるのではないかと推察いたします。そのような生活の中、適度な飲酒ならストレス解消にはよいのですが、それだけでなく飲酒の機会が多い職場ではないかと思えます。最近、職員の健康診断が実施されましたが、メンタルな部分だとかアルコール依存症の検査だとかは含まれておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 健診項目の中には含まれておりません。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 今後はそのような検査の実施もですね、ご検討をいただきたいと思っております。特にアルコール依存症は、職場でも隠れて飲みますので、周辺の人が必要かと考えております。

最近アルコール検査機器を各部署に設置されたということですが、企業会計部門や関係団体などはどのようになっておりますでしょうか。また、検査機器の利用状況については、具体的にどのようになされておりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 職員が配置された出先には配置をいたしてございまして、浄水場にも配置をいたしてございます。

利用状況につきましては、設置しています箇所が部長とか、それから一部課長もございまして。そこで確認をさせてございまして、やはり朝来て自分で検査をしてみようという職員も多数おると思っておりますので、総合的にはつかんでおりませんが、私の部でも職員が時々使っておりますので、かなり利用率はあるのではないかとこのように考えております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） ということは、任意でそれぞれがやっていくということですかね。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 任意でアルコール検知機を利用しております。数値が高ければ、数値が出たという情報はまだ入っていないんですけども、高ければ課長あるいは部長の責任で公用車には乗せないということで進めております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 任意ということでございますけども、前日の残酒量というのは個人差もあるし、認識の相違というか、認識のずれといいますかね、あると思うんですね。事前検査が万全であればよいのですが、今月19日に改正、施行される道路交通法ではさらに飲酒運転の罰則は強化され、今まで「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」から「5年以下の懲役または100万円以下の罰金」と相当重くなりまして、しかも車両提供者への罰則も規定され

ております。

7月末の県内の飲酒運転事故は218件、筑紫野署管内では7件既に発生しておるとのことです。交通死亡事故は、加害者や被害者、またその家族にとっても地獄であります。ただ、飲酒運転事故には不可抗力はないわけで、絶対にしてはいけない、させてはいけないわけです。アルコール検査機器の導入は前進と言えますが、例えば座席において予想外の運転交代時には対応ができない等ございます。今後は、一定値以上のアルコールを検知するとエンジンがかからないインターロックの導入も視野に入れたらどうかと思うのですが。ちなみに、北九州市では既に試験導入しております。この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 飲酒運転は、法律で禁止されている条項です。これを公民が犯すということは、やはりあってはならないことというふうに考えておりまして、北九州市が試験的に導入していますものについて、現在太宰府市で導入する考えはございません。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 部長のおっしゃることはわかりますけど、本市にはまほろば号があり、市民の命を預かっている部分もございます。いざ事が起これば市長の管理責任が問われるわけで、既に採用している自治体も出てきたということを知っておいていただきたい。現在の機械自体はまだ問題点も多少あるようで、国土交通省が技術的ガイドラインの策定検討会を発足したばかりでございますし、現時点では職員の良心を信じておきたいと思います。

2番目の市民を守るための情報発信に移ります。

来月からの新しい機構では、協働のまちづくりの中で安全・安心のまちづくりに対応するための機構改革がなされているようですが、期待しているところでございます。ところで、エスカレーターに子供がサンダルを巻き込まれた事故が全国で今年6月から8月にかけて7件発生しているようでございます。本市の関係ではいきいき情報センターだけですが、どのように対応されましたでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 本市の公共施設の中でエスカレーターを設置いたしておりますのは、このいきいき情報センターのみでございます。現在のところエスカレーターに関しての事故報告は受けておりませんが、やはりご指摘のように、こうした事故を未然に防ぐためにも警備員の巡回を強化するとか、あるいは注意書きの張り紙等できちっと指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 早速迅速な対応をされたようで、ありがとうございます。昨今の事故や犯罪は、一般市民の経験や想像を超えており、特に近年では携帯やインターネットを利用したものが増加しております。つい最近の例では、久留米市の中学生に起きた事件ですが、携帯電話のメル友募集サイトで、同世代の少女になりすましてアルバイトしませんか、裸の写真5

枚送れば3万円もらえます。私もやっております。友達も誘ってなどと偽り、本人の情報を聞き出した後、脅迫したもので、保護者は事件後に子供から相談されて知ったようでございます。犯人の携帯には100枚ぐらいの写真が保存されていたようでございます。

そこで、フィルタリングサービスというのがあるのをご存じでしょうか。これは携帯電話やパソコンでの有害サイトアクセス制限サービスといい、だれでも契約できますし、総務省でも推奨しております。また、今月某メーカーから発売されたパソコンキッズキーという商品がありますが、これはパソコンのUSBに差し込むだけで有害サイトに接続できなくなるなど有効と思われます。このような最新情報を、先ほど市政だよりに消費者コーナーなどに情報を載せているというお話でございましたが、こういう新製品などの情報もですね、いち早くキャッチし、市民や学校など、情報提供することで犯罪に巻き込まれるリスクを少しでも小さくすることはできないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 今新聞、テレビ等で大きく報道されていますのが、やはり携帯電話を使っている犯罪だというふうに認識しておりまして、できる限り情報をキャッチしまして、広報等で親、子に対して指導ができるように掲載していきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。

○11番（安部啓治議員） 今、盗難情報とかが回覧板で回されてきておりますけど、このような情報もあわせてですね、回していただければ市民も幅広い情報が得られると思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、2番目の件をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 割りばしリサイクルについてご回答申し上げます。

本市では、平成15年7月から事業者の環境ボランティアグループで組織しております太宰府市エコワーク・ネットの会で地球温暖化対策及び循環型社会の構築を目指し、事業者がみずから取り組める環境保全行動として、会加入の飲食店や大学からごみとして出されていました使用済み割りばしを毎月1回定期的に回収し、市と協働してこん包作業を行い、北九州市にありますエコタウン内の工業に搬送し、木材、プラスチック再生複合材の原料として生まれかわっており、資源循環型社会の構築に大いに貢献していると思っております。

農林水産省では、外食産業で多量に廃棄される使用済み割りばしを固形燃料などに再利用する事業を支援する方針を固め、平成20年度予算の概算に織り込むとの報道がされております。本市におきましては、既にエコワーク・ネットの会と市が協働して割りばしリサイクル事業を推進しており、現在のところ国や県からの詳細な情報を入手していない状況でありますので、今後の国の動向などを見ながら研究及び検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員。



○11番（安部啓治議員） 割りばしのバイオマス資源としての活用地域実験モデル事業への参加については、今後研究されるということでございますが、平成10年に本市が快適な環境づくりに顕著な実績があったことが認められ、時の環境庁長官賞を受けております。観光都市として外食産業が多い本市として、このような機会にアピールすることは、将来メリットも生まれるのではないのでしょうか。ただ、農水省としてもいまだ検討中のことでありまして、今ここでどうこうするというわけにはいかないと思います。通達があった時点で手を挙げるのかどうか、方向性をご検討いただきますようお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（不老光幸議員） 11番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

ここで15時35分まで休憩します。

休憩 午後3時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時35分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に続き再開します。

次に、5番後藤邦晴議員の一般質問を許可します。

〔5番 後藤邦晴議員 登壇〕

○5番（後藤邦晴議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、次の2項目について質問をさせていただきます。

それでは、まず1項目めといたしまして、太宰府コミュニティ無線について質問いたします。

本年度安心・安全のまちづくりと防災計画に基づいて各行政区等に設置されたコミュニティ無線の活用は、市民が大いに注目しているところであります。それぞれの行政区において試験的な放送などが行われましたが、風向きや立地条件などで聞こえづらかったり、あるいは全く聞こえなかったという声もあります。特に大雨や台風などの状況下においては、ほとんどの世帯が雨戸を閉めたり、また雨風の音に遮られてますます聞こえないことが懸念されます。このことから、さらに音量の調整も必要性があると思いますし、増設の必要性もあるのではないかと思います。音量を上げると近隣の市民からはにぎやか過ぎるとの声も出るかもしれません。今後どのように対処されるのか、お伺いいたします。

また、ある子ども会の保護者からは、せっかく設置されたのであれば17時のお知らせ音楽を流して、帰宅を促すサインに欲しいとの声もあります。このほかにも使い方はいろいろあると思いますが、市としては市民ニーズをいかにして把握し、多目的な利用方法を考えてあるのか、お伺いします。

次に、2項目めとして、ごみ袋の変更説明について質問いたします。

今般新たにごみ袋のサイズや値段を変更され、一般の方々には好評を得ているように見受けられますが、事業所用ごみ袋の料金が2倍程度に設定されています。この制度を利用される事

業者においては、料金的な視点から産廃業者に直接処分をお願いした方が安くなるなどの苦情を耳にしており、事業所等の理解が得られていないように見受けられます。そこで、今回の変更について各事業所にはどのような説明を行い、どのような周知を図られたのか、お伺いします。

また、収集業者においてもそのあおりを受けて、市への質問であることまで苦情や説明を求められたと聞いています。この収集業者にも周知が必要だと思いますが、どのような説明をなされたのか、あわせてお伺いします。

なお、回答は項目ごとをお願いいたします。あとは自席にて再質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 太宰府コミュニティ無線は、平成18年度に44行政区の公民館、共同利用施設とその他の施設18カ所を加えた62カ所に無線放送設備を設置し、今年5月8日から運用を開始いたしました。災害関連情報や避難勧告などの防災情報だけでなく、国民保護の警報の伝達や選挙、市民祭りなどの重要な市の行事のお知らせなどに利用しております。また、地域の夏祭りや子ども会活動行事などのコミュニティ活動のお知らせなどに利用していただいております。

ご指摘のスピーカーの音量につきましては、防災情報を提供する必要があるときは、豪雨、暴風等の気象状況が予測され、より聞こえにくいこととなることから、可能な限りボリュームを上げて放送する必要がありますが、平時の放送については一定の適正音量で放送することとなり、音量を使い分けて利用していきたいと考えております。また、極力広範囲に聞こえるよう電柱を高くしたり、スピーカーの機種を変更して設置してきておりますが、地形やマンションなどの高層建築物の状況に加えて、放送時の気象条件など実際に使用してみて、聞こえにくい地域等が出てきているのは事実でございます。今後も引き続き実態を十分にとらえて調整をしながら、対応策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 今部長が答えられましたので、すべて答えられたような問題でございすけど、確認のために質問させていただきます。

先ほど私が申しました、もし市民からにぎやか過ぎるとか、うるさいとかの苦情があっても、これは安全・安心のまちづくり、防災、防犯に基づくものであり、その行政区の区長と相談はもちろんですが、市が責任を持って解決をしていただきたいと思いますけど、まずそれに対してお答えをお願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） ご意見のとおりさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） ありがとうございます。すべて確認をとっていききたいと思います。

先ほどもまた申しましたけど、子供たちを犯罪から守るためにも、安全・安心のためにも子

供たちが、また大人でも同じでございます。太宰府市のどこにいても、例えば音楽かサイレン等の合図が流れれば、今何時だなどわかる太宰府市統一のサインをつくってはいかがだと思いますけど、どんなものでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 先日行いました庁議の中で、市長の方から検討しなさいという課題を与えられておりますので、実施に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。ただし、音楽にするのかサイレンにするのか、あるいは観世音寺の梵鐘の音にするのか、そういうことについては検討を重ねて、試験的に観世音寺区をまずやるとかですね、そういうことで進めてまいりたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 今部長がおっしゃったことで、それは太宰府市全体の統一の合図ですね、もちろん、そうですね、わかりました。

それと、5月の広報でございますけど、それに載っておりました、先ほども言いましたように、設置場所や気象条件によって聞こえる範囲が大きく影響され、聞きづらい地域が出てくることが予想されますが、今後の状況を見ながら増設を検討しますと掲示されておりました。そして、9月10日のNHK総合テレビですかね、18時20分と20時45分に消防・防災係の古川係長が出て、NCAシステムを利用した防災無線に関しての放送があっておりました。マスメディアも本当に注目しているものであると思います。部長も先ほど申されました現在市役所、太宰府消防署の2カ所に基地を、44の地区公民館、公共施設など62カ所、最初の計画では92カ所と聞いております。無線機、アンプなどを備えた子局を設置し、本当に防災、防犯、地域コミュニティとあるゆる面に役に立つのは間違いないと思います。地域コミュニティ活動すべてに、そしてそのコミュニティ活動におきまして、当日の天候状況で決行か中止かのときの知らせなど、大いに発揮することは間違いないと思います。そのためにも、先ほどから申しましております全市民に放送が行き渡るような放送設備に、ぜひ整備していただきたいと思います。そして、今後高齢社会になってまいります。災害発生ときに高齢者にも、すべての市民に少しでも早くその合図が、連絡が伝わるようにぜひお願いしたいと思います。最後になります。もう一度確認をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（石橋正直） 先ほども申しましたように、現在聞こえにくいところについては電柱を高くしたり、スピーカーの機種を変えたり、ボリュームを調整したりして対応してまいっておりますので、対応を重ねまして、どうしてもそれ以上のことができないということが判明いたしましたら、今言われましたような方向で考えていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） ありがとうございました。次の回答をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） ごみ袋の変更説明についてご回答申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律によりまして、事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者みずからの責任における適正な処理を義務づけておりまして、本市条例におきましても事業者みずからの責任における廃棄物の適正処理を定めておりますことから、事業活動に伴って排出される一般廃棄物につきましては、率先して積極的なリサイクルへの取り組みや発生抑制を行っていただく必要があることとあわせまして、事業所用指定ごみ袋料金を家庭用よりも高く設定することによって、事業者には排出者としての責任の一部を担ってもらい、排出量の削減に努めてもらうことを目的といたしまして、事業者用指定袋の料金改定を行っております。

この料金改定につきましての説明、周知につきましては、平成19年6月議会におきます条例改正の議決後に、事業所用指定ごみ袋を使用しております事業者に対しましてチラシの配布を行うとともに、市の広報紙への掲載や太宰府市ホームページへの掲載を行い、その周知に努めております。

なお、産業廃棄物と一般廃棄物は法律により区分されておりまして、その収集運搬や処理につきましてはそれぞれの許可が必要になりますので、一般廃棄物につきましては、一般廃棄物収集運搬の許可を受けている業者以外による収集運搬は禁止されております。このため、産業廃棄物の許可業者によります一般廃棄物の収集運搬はできません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） 今最後で申されました収集業者に対する産廃業者の許可がなければ、何かできないとおっしゃったのは、実質は産廃業者がその事業所に行って、直接もう車にすべてをまぜて収集しているということが起きているんですけど、それはご存じでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） そういう実態があることは承知しますが、そういう行為そのものは産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反でございます。もしそういうことでありましたら、それに伴いますところの適正な処置がされるものだというふうに思っております。だから、一般廃棄物の許可業者でないと一般廃棄物は処理ができないという形になっておりますので、もしそういう業者がありましたら、具体的な部分をお教えいただきましたら、それなりの手続をとりまして、是正をさせたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） そういうところがありましたら報告いたします。

それで、最初に戻りますけど、金額の変更、アップでございますけど、今事業所等のチラシを配ってと申されましたけど、事業所にどれだけの配布がされているかわかりませんが、収集業者をお願いをして、その収集業者がそのチラシを預かって分配しているというお話もちら

っと聞いたんですけど、そのやり方もいいと思いますけど、例えば商工会等にご相談をして、そして金額を変更するのはもう、ほかの大野城市、春日市の金額面を見れば、確かに金額が合ってきた金額になっていると思います。だから、金額がアップするのは、私もいいのではないかと思いますけど、やはり急に倍からの金額が上がるということは、やはり事業所の方も困ると思います。だから、その説明、例えば商工会、先ほども言いますように、商工会にお願いして事業所の方にしっかり説明をしていただくとか、いきなりチラシを配るとか、広報に載せるものじゃなく、そういう説明の仕方もよかったのではないかなと思います。

それと、そのために金額が上がるために、例えば事業所の景気のいい事業所、お金持ちの事業所、中小企業しかございませんので、そういう事業所はまとめ買いといいますか、70万円も80万円も一気にお金を払ってまとめ買いをされている事業所の方もいらっしゃると思います。それはご存じですよ。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 一応本年7月6日からそれぞれ今出ております事業所の指定ごみ袋の料金が改定されますという部分を、ごみ袋を購入になられるときにそのチラシも、事業所用の方にそのチラシを配布して、その裏に、私が先ほどる廃棄物処理のどうのこうのと言いました、そういうふうな説明を入れまして、その金額の根拠につきましても、可燃ごみや不燃ごみを処理場へ直接搬入する際の料金が10kg当たり140円であることが一つの理由です。それと、今出ております近隣、春日市等の金額にそういうふうなものを総合的に勘案して、今回の改正に踏み切ったわけでございます。それで、今出ておりますように、じゃあ、改正前の袋も当然のことながら使えますので、そういう議員が指摘されていることもあろうかとは思いますが、10月1日からその購入についてはその金額で、141円70銭という形で購入をしていただくということでございます。あとはそれぞれ、契約しております業者が650社あります。それぞれいろんな会社の事情はあろうかと思いますが、私どもの方としましては、そういうふうな業者に対しましては適正に説明をしまして、そして8月の時点ではですね、議員おっしゃっているようにたくさんの苦情とか問い合わせがっております。今9月に入りましてばたっと、ある意味では落ちついております。それで、議員さんが幸いこういうふうな一般質問を今日されましたので、さらにそれがいい啓発になるんじゃないかというふうに思っております。さらに事業所に対してはそういうものが浸透していくのかというふうに思っておりますが、9月に入ってから苦情等々は余りございませんので、私どもの方としましては、ある程度浸透したのではないかというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5 番後藤邦晴議員。

○5 番（後藤邦晴議員） わかりました。

先ほどちょっと申しましたように産廃業者の件でございますけど、ごみ減量化はいいんですけど、産廃業者、そういう業者は「違反だ」と言われればそれで終わりなんですけど、実質そ

の産廃業者を使われておるということになったとして、それを違反の取り締まりができなかった場合、そういう方たちの産廃業者は最終処分場まで持っていくことはできるんですか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） そもそもこの法律自体がですね、今おっしゃっているようなことは想定をしておりませんで、そういう部分があった部分については、当然のことながらそれなりの処罰を受けて、産廃業者も依頼した事業所も、そういうふうな廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反という形でそれなりの制裁を受けるという形になっていまして、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金という形になっておりますので、そういうことをご承知の上で、されるかどうか知りませんが、そういうふうなのが、法律で決められておりますので、市がどうだこうだとか言う問題ではございませんので、もしそういう事実がありましたら警察の方へ出しまして、それなりの手続をとる形になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員。

○5番（後藤邦晴議員） その件なんですけど、収集業者が太宰府指定の収集業者ですね、その収集業者が、例えば事業所に今まで契約をしておいて収集に行って、そうしたらその事業所から、先ほど言いましたごみ袋の値段が上がったために、あなたのところとはもう契約をしたくないと、産廃業者に直接渡すというような情勢が幾つか、何件か出ているんですよね。それとか、契約金額が決まっているんでしょうけど、それならここまで落とせばあなたのところと契約してもいいよというような、そういう契約の仕方も出てきているようなんですよ。だから、そのこのところをちょっと、取り締まるのは、やはりそういうところのいろんな取り締まりは市がやるべきではないかなというところも幾つかあると思いますので、ちょっと注目していただきたいと思います。

そして、太宰府市の、先ほど部長も言われました廃棄物の処理及び清掃に関する条例の第3条第1項の規定により、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を、生活環境の保全上、支障のない方法によりみずからの責任において適正に処理することが義務づけられているのは、そこでわかりますけど、今も申しましたような産廃業者が直接処分場に持っていつているということは、何件も聞きます。幾つも話を聞きますので、そのこのところを少し調査をしていただきたいと思います。

それと、太宰府の事業所は、太宰府には大企業はありません。中小企業か商店街とか、数少ない、先ほども部長が言われました六百何十件かですかね、そのくらいの数しかございません。そういう事業所というものは、太宰府に税金を落としていただけるありがたい事業者でございます。その方たちも大事にすべきではないかと思います。

これで質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 5番後藤邦晴議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

○４番（渡邊美穂議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

国では、昨年度本格的に障害者自立支援法を施行しました。この法律は、これまで対応が分かれていた身体、精神、知的障害を統合した上で制度をつくり上げた新しいものです。また、地域に主体性を持たせる地域生活支援事業によって、自治体独自の施策が可能になりました。しかし、これまでの経過措置を経て、今後さらなる法改正も予想されますし、介護保険との一本化が予定されていることなどから、今後当事者である障害者や高齢者を初め自治体の担当部署において、市民を中心に様々な混乱が予想されます。

市長が障害者団体の方々とお会いになり、直接声を聞かれ、また現場も視察していただきましたことについて、関係者の方々から感謝の声をたくさん伺いました。恐らく市長ご自身も、障害者あるいはその家族の方々が、自分たちでできる範囲の中で精いっぱい努力をされていることを実感していただけたことと思います。また、高齢者に対しても、各地域においてボランティアの方が、それこそ身銭を切って、介護予防のために様々な活動を展開しておられます。私はそんな皆さんの活動に対し、市が制度的に支援していくことによって、市民との協働のまちづくりの一端が実現できるのではないかと考えています。

今回の一般質問では、財政が潤沢でないことを十分に把握した上で、できないことを前提にするのではなく、どうやったらできるようになるかを考え、幾つかの提案をさせていただきます。

そこで、まずヘルパーの利用範囲の拡大について、市の考え方をお伺いします。

現在の制度では、移動支援でヘルパーを使った場合、移動先において、そのヘルパーがヘルパーとして保障された業務を行うことができない場合があります。例えば介護保険法では、高齢者を病院に連れてきたヘルパーは、高齢者が病院にかかっている時間は無料で対応しなければなりません。また、学童保育所に入れない小学校４年生以上の障害児は、放課後や長期休暇の間、現行の制度では時間や場所の制限があり、ヘルパーとともに過ごすことができないという報告も受けています。もし、居宅などから移動支援のために一緒に来たヘルパーをその移動先でヘルパーとしてそのまま使うことができたなら、ヘルパーにとっても、また高齢者や障害者にとっても大変勝手のよいものになります。まだ全国的に前例がないため、県や国との調整が必要ですし、まずは法律の関係上、障害者のみの対応になりますが、障害者自立支援法第77条の地域生活支援事業移動支援による利用拡大ができないかどうか、検討できませんでしょうか。もし、これが実現できれば、同法第94条、第95条で保障されているように、国と県が費用の４分の３を負担することになります。

また、同じくヘルパーについて、２年後をめどに法改正が行われ、これまで講習を受けるだけで資格が得られたヘルパーが国家資格になり、非常に狭き門になります。これに伴って、まずヘルパーの激減が予想され、障害者だけではなく、高齢者の介護現場においても大きな影響

を与える可能性があります。それに対応するために、市としては事前に対策を講じておくべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

同様に、法改正によって2年後程度をめどに、自治体において、福祉関係の部署には社会福祉士の配置が義務づけられます。私は以前から申し上げておりましたが、頻繁に法改正が行われ、かつ心理学などの専門知識が必要な福祉分野において、法律に明るい専門の職員配置が必要です。市として、その点についてどのようにお考えでしょうか。

また、現在、市の職員の中で、社会福祉士の免許をもらっている方は何人いらっしゃいますでしょうか。

最後に、新潟を初め全国で事例が報告されていますが、災害が起こったとき、環境が変わるとパニックを起こす障害を持つ方のご家族や、在宅で、特に認知症の高齢者の介護を行っている方などは、他人への配慮から、避難場所に行くことを遠慮されるケースがたびたび起こっています。避難しないことによる二次災害などは、絶対に起こってはならないと思いますが、市としてこういった方々への避難場所の確保について、具体的に今どのように対応されていますでしょうか。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 障害者、高齢者に対する市の支援と、今後も含めたその考えというふうなことににつきましてご回答申し上げます。

ホームヘルパーは、厚生労働省が認定をいたしました講習事業者の講習を終了するだけで資格が取れます。認定資格だけで、介護福祉士のように試験を受けて取得する国家資格ではありません。今後、ホームヘルパーに対する国家資格の検討がなされているとのことでございますけれども、いまだ正式に、本市においては通知はあっていない状況でございます。したがって、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業に、その国家資格を適用させるかどうかの検討については、現在のところ行っておりません。しかしながら、地域生活支援事業につきましては、市の地域特性を生かした取り組みが必要でございますので、近隣市町等の状況等も見ながら柔軟な対応をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、担当部署に社会福祉士の配置につきましては、現職員の中にその資格を有した職員は現在のところおりませんけれども、法律等で配置義務が生じてきたとき、またはその必要性が生じた場合につきましては、現職員での資格取得でありますとか、あるいは新規職員の採用なども含めまして検討していきたいというふうに思っております。

次に、災害時におきまして在宅介護者でありますとか、あるいは障害者の避難場所の確保につきましては、第1次避難所といたしまして地区公民館、広域避難所、及び避難場所として小・中学校の施設あるいは校庭及びいきいき情報センター、文化ふれあい館等々としております。さらに、必要に応じて福祉避難所を設置することとしております。特に障害者や高齢者におきまして、介護あるいは看護が必要な方々につきましては、市内の施設や関係機関

と連携をしながら、避難場所の確保について協力を求めていくように考えております。

以上でございます。

あと詳細につきましては、必要に応じて担当部長の方から回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 私が今回この質問をいたしましたのは、まず最初にヘルパー制度の拡充についてなんですけれども、これは障害者のためだけというわけではありません。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025年には、ひとり暮らしあるいは夫婦のみで暮らす高齢者の世帯が高齢者世帯数の7割になるというふうに推定されておりまして、既に太宰府ではもうこれに近い数字になっているのではないかと私は考えておりますが、つまり家族で介護ができるという世帯が、わずか3割程度にしかないということになります。今後は老老介護を行わなければならない世帯の負担軽減、そして要介護の高齢者、そして障害者の悪化防止というのも大きな課題になってくると思います。

その対策の一つとして、今後自治体では、これまでの車で送迎を行っていらっしゃるような大規模施設ではなく、皆さんが歩いていける範囲の中にあるような地域密着型小規模多機能ホームの需要が高まってくることが間違いないと、多くの研究者が発表しております。

ここで求められる機能というのは、自分の生活圏の中で通って泊まれて、家にも出向いてきてくれて、家族の高齢化などで、いざとなったら住むこともできる場所であるということですね。既に熊本市や山鹿市、北海道の遠軽町、山口県では県単位で行うなど、多くの自治体におきまして社協と民間団体が連携し、この地域密着型小規模多機能ホームが運営されています。太宰府市におきましても、なかよしはうすが、全国でも例のない障害児向けの小規模多機能ホームの機能を多く備えています。

この障害者自立支援法第77条、市町村地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましい各般の事業について法定化されたものです。申し上げましたように、費用は、国と県が4分の3まで負担することができます。しかし、現在各自治体におきましてどのような事業を行うべきか、いまだ各自治体が検討しておられるというのが実情だと思います。

しかしながら、お隣の大野城市では、既に相談支援を実施しています。また、担当課では既に把握されておられると思いますが、太宰府市内におきまして、夏休みに、現行の制度ではヘルパーを活用できなかったがために障害を持つ児童の母親が仕事をやめざるを得なかったというような事例も起こっております。

今申し上げましたことを含め、これは障害者だけではなく、2年後には介護保険法と一本化されるわけですから、これからの介護保険法との一本化も踏まえまして、この地域生活支援事業の実践事例、これをつくっておくということは、国や県に対しましても非常に大きなアピールを行うことができると思いますが、担当部長、いかがお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 昨年の10月から、自立支援法が実質的にスタートいたしております。そうした中に、それぞれの市町村の格差があつてはならないというふうなことから、筑紫地区4市1町では足並みをそろえて、これには対処するという話で進んでおります。そういったところから、相談事業等につきましては春日市に設けておりますつくしびあを核といたしまして、そういった体制をとっているというのが実情でございます。

先ほどのホームヘルパーの資格等につきましては、先ほど市長の回答にもありましたように、まだ正式なそういった国の考え、県の考え等については示されておられません。そういったところを把握しながら、近隣等の状況を見ながらですね、柔軟に対応したいということで一応考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 今近隣の件で、つくしびあで4市1町で対応している点を上げられましたが、今申し上げましたように、この地域生活支援事業に関して、大野城市はもう既に単独で相談支援を行っているわけですね。国や県から4分の3の補助をいただいて、既にもう自治体で実施をしているという事例があるわけなんです。

そして、先ほど言いましたように、小規模多機能ホームというのは今後必ず増えてくると思うんですが、太宰府市では、もうそれに準ずる施設が民間で運営をされているという実態がありまして、これはほかの近隣市にはありません。ですから、太宰府市の実態、地域の実情に応じた形での支援の方法があるんじゃないか、そのためにはこの地域生活支援事業が使えるんじゃないでしょうか。これはやはり太宰府市の大きな特性だと思うんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 地域密着型というのは介護保険等にもございまして、太宰府市内に3カ所、それからなかよしはうすがあるかと思います。それぞれの市町村の考えによりまして補助等あるわけでございますけど、今後の、今自立支援法が始まったばかりで、この補助につきましては統合補助というふうなことも含めまして、なかなか不透明な部分がございます。補助財源等を勘案しながらですね、太宰府市の、いかに補助をするかということも含めましてですね、検討をさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私がさっき壇上で申し上げましたように、先ほどおっしゃった小規模多機能ホームというのは、今なかよしはうす以外は全部高齢者向けだと思うんですね。ですから、今自立支援法で対応ができる、その自立支援法の中に地域生活支援事業といって、地域の中の特性に応じた形での支援ができますよということを法律で制定しているわけです。しかし、介護保険法には、まだそれがないわけですね。ですから、まずは障害者のできることから、この制度を利用して支援をしていただけないかということを申し上げているわけで、この件につきましては、これから多分ご検討を始めて私はいただけるものと確信をしておりますの

で、今後の経過を十分に見ていきたいと思っております。

先ほどおっしゃったヘルパー制度の国家試験資格については、まだ国から通達が来ていないということなのですが、これはもう各研究機関の方には厚生労働省の方からの資料が行っておりまして、2009年以降をめどに準介護・介護士として国家試験に移行するというふうに、厚生労働省はもう既にそういった資料を出しております。障害者自立支援法が施行されましたときも、厚生労働省の発表がぎりぎりであったために現場に様々な混乱を呼んで、悲観した障害者を持つ家庭での自殺などが相次ぎました。

このヘルパー制度の変更につきまして申し上げましたように、まずは現在ヘルパーに頼らなければ生活ができない、そういったご家庭においては死活問題になる可能性があります。国家資格になった場合はですね、まず受験資格が必要になってまいります。これも厚労省が、まだ暫定的な段階ですけども検討していることとしては、税理士などと同じように、例えば大学において専門分野を履修していること、現場での実務経験が5年以上あるいは実務が5年以下のヘルパー資格を持っている方に対しても、200時間なり300時間なりの講習を受けることが義務として課せられるものと考えられています。

そこで、提案をしたいのは、例えば今小・中学校の特別支援学級、ここの支援員をなさっている方や、あるいはもっと介護の勉強をしたいと思っていられる方に対して、もう少し幅広く周知をして、現在よりさらに講習会を開いて、現行の制度のうちに、まずもってヘルパーを数多く確保しておくこと、そして同時に市内の大学におきましても、これからの少子化に対応するためにも市民の受け入れを考え始めていると、大学側の幾つかの返答をいただいております。学校の特長性を打ち出すためにもヘルパー養成のための講座などを設けることができないか、こういったことを市の方からも提案しながら、太宰府市近郊のヘルパーの方が忙しい業務の合間を縫って、わざわざ福岡市などに行かなくても必要な講習を受けられるなどの体制づくりができないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） まず、先ほどの4分の3の補助の関係でございますが、就労支援等も含めまして、国が推奨するのは、あくまで法人格の資格を取ってほしいというのがございます。そういったところについては、当然補助等の要綱があるということを、まずお知らせします。

次に、ヘルパーの養成のために、これは現在、認定資格ということで、与えるところの機関が違うということで私は考えております。そういったところから、市がそういったホームヘルパーを広く資格取得をするために何ができるかということも含めましてですね、検討をさせていただきますと思います。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私が一番懸念しておりますのは、現在ヘルパーとして働かれている方々でも、その法律が制定される、あるいはそれがもう間近になるということから周知が進みます

と、国家試験を受験するということに対して非常に及び腰になったり、また大変だという気持ちになってあきらめてしまう方が多いのではないかと思います。そして、それによって数が激減してしまうのではないかと思います。私は一番懸念をいたしております。したがって、市として少しでも早く正確な情報をとらえながら、少なくとも今ヘルパーで働いておられる方々への案内だけは、順次送っていただきたいというふうに考えています。

そして次に、現在職員で社会福祉士の資格を持っておられる方はいらっしゃると思いますが、この社会福祉士は合格率が25%と聞き及んでおります。つまり4人に1人しか合格できない、非常に難しい試験であると言えます。また、国家試験ですから、先ほど申し上げました受験資格というのにも必要になってきます。したがって、法律でこの社会福祉士が福祉担当部署に配置が義務づけられる以前に、一定の準備をしておく必要があるのではないかと私は考えています。

先ほど市長の方からは、現在いらっしゃる市の職員の方、もしくは社会福祉士を新たに採用することも考えるというふうにおっしゃっておられましたけれども、例えば現在職員の方に社会福祉士の受験をさせるということになると、具体的にはどういった道筋をお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 先ほども市長からの回答にありましたように、現在社会福祉士の資格者について行政窓口が必要であろうというふうな通達等はまだ参っておりません。そういった中で、私もその社会福祉士については、これは西日本新聞が昨年報道したもので、現在福祉短大等専門分野に学ぶ学生さんが、市の実習というところで、昨年から非常に多くなってきております。確かに、受験資格が難しくなったというふうなことは心得ております。これが、恐らく国の考えとして、移行する分につきましては緩和措置というのを、経過措置というのが設けられるのではないかと思います。ホームヘルパーにしても、そういった資格を現在持っておられる方については、何時間ほどの講習でそういった資格を与えとか、社会福祉士についても、現在太宰府市については社会福祉主事というのがおりますので、そういった資格を持っておればですね、恐らくそういった近道があるのではなかろうかというふうな判断もありますので、今後の国、県の指導を見ながら対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 壇上でも申し上げましたけれども、私はこの福祉部門というのは、やはり法改正が頻繁に行われますし、同時に相談に来られた方に対する心理学の知識、こういった専門知識が必要になると思います。現在、北九州市の方で、実際に生活保護の問題で来られた方に対する対応が悪かったと北九州市の方が正式に認めましたが、これについても、私は専門の知識を持った職員の方が対応していればもう少し違った対応になったのではないかと。やはり一般の職員の方では、なかなかそこまでの対応というのは難しいのではないかと思います。

うに考えています。

仮に、今後私はできるだけ早くそういった資格を持った方をですね、法制定にかかわらず、本当は担当部署に配置すべきだというふうに考えているんですけども、仮に法制定がされてからというふうに考えたとしても、有資格者を新しく採用するとしても1名では少な過ぎるわけで、したがって現在いらっしゃる職員の方に対しても、社会福祉士の受験資格、少なくとも受験資格を持っていただく必要性が出てくると思います。

この前段の質問でも申し上げましたけれども、太宰府市内には福祉を専門的に研究している大学があります。これらの大学に、もっと積極的に協働していくことを提案していかれてはいかがでしょうか。自治体によっては、大学との連携を条例化しているところもあります。これだけ大学が多い太宰府市の特徴を生かすことは、今後必ず必要になってくると思います。

法改正につきまして、私が今まで申し上げましたような様々なデータは、現在自治体には入っていなかったということですが、大学の方の研究機関には、もう既にこういった情報が入ってきています。したがって、そういった最新の情報は、大学等に、まず最初に行く場合もあるかと思います。もし、このヘルパーの養成にしましても、あるいは専門分野に対する職員研修にしても、大学の協力を得ることができれば、市の負担をかなり軽減することができるのではないかと私は考えております。

特に、今回の社会福祉士の配置に関しては、まず受験資格を得るためにですね、現在既にもう大学で開講されている一定の講座について大学の協力をいただいて、職務として、ある程度有志の方を募ってその職員を受講させることができないか、これは内部検討を含めて大学側と検討できないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今のご指摘等については、私はやってできないことはないというふうに思っております。としたら、その必要としている人がおられるから、やはりそれに対する専門的な知識、私は政策の中に「仁」という、やはり人の優しさ、ぬくもりというようなものが大事なんだと。本当にその人の目線、立場になって、どういうふうな手だて、支援が必要なのかというようなことを施策の中に構築していくためには、やはり専門的な知識、豊富な経験等々が必要であるというふうに思っております。それは、今の職員の中で、経験を通じて培うということもできます。それプラスの、専門的な資格というふうなことが必要であれば、やはり研修の一環として、現在の職員を、また大学も出て社会保障法とか取った、履行した職員もおおると思いますので、そういった部分の上に立って資格取得が可能ではないかというようなことも含めて考えたい。また、回答もしましたように、またある場面においては新規採用の中で、あるいは嘱託というふうな専門職の中で雇用していくということも一つの方法ですし、今からの社会、職員の採用等については、昨日から回答もしておりますように全体的な社会状況の変化によって市民ニーズというふうなこともこたえていく必要がある。やっぱりそういったことも見きわめた中で、私はその選択の一つとして私自身も必要と思っておりますので、前向きに検

討を加えていきたいというふうに思っておるところです。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 私が様々な福祉関係施設に行きまして言われることは、若干市の人事配置に関しては違うところがあるかもしれませんが、一カ所にとどまることが、余り市の全体としてはよくないというご意見もちろんあると思いますけれども、特に知的障害、精神障害あるいは認知症等の障害をお持ちの方々について、担当している職員がころころ二、三年置きにかわってしまうというのは、人間関係を構築する上で、非常に普通の健常者よりもはるかに時間がかかるし大変な作業だと思いますので、できればそういった福祉部門についてはですね、お互い人間関係が構築できるような年月をもってその人事配置というのを考えていただきたいと思いますし、今後この社会福祉士の配置というのが法令化されるということがはっきりわかってから慌てて動き出すということではなく、今私が一般質問で申し上げて一定の情報を差し出したと思いますので、ある程度念頭に入れながら、法律が決まればたばたと慌てることのないようにしていただきたいというふうに要望しておきます。

最後になりますけども、在宅で介護を行っている高齢者、そしてパニックを起こす障害を持つ方々の避難場所についてなんですけども、先ほど市長が答弁の中で、福祉避難場所というのを設置する方向で考えていくというお話をされておられまして、例えば高齢者の場合は同朋園ですとか、双葉老人ホーム、障害者の場合は民間の障害者福祉施設などに、災害時の場合の緊急避難場所として協力をいただくことができないかというふうに私は考えています。

そういったご家族の皆さんが避難を遠慮される一番の原因というのは、災害時に、その避難場所において、それぞれの障害に対する市民の皆様方のご理解を得ることが難しい、災害に遭って皆さんが大変な思いをしてあるときにパニックを起こしたり、あるいは痴呆で徘徊をされたりとかということに対する市民の皆さんの理解を得ることが難しいために遠慮されるというケースが圧倒的に多いわけです。したがって、もともとそういった専門知識を持っている職員がいらっしゃる民間施設があるわけですから、それぞれの障害に合わせた形での緊急避難場所というのを、それぞれの民間施設とまず打ち合わせをしていただいてできないかということですので。それは災害時にいきなり行っても難しいと思いますので、事前にそれぞれの障害に合わせた形で緊急避難場所、例えば認知症の方だったらことここにありますよとかという形で周知をしておくだけでも、介護を行っているご家族とか障害を持つ方のご家庭では大きな安心感が得られると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 本市の災害計画の中に、避難圏、避難施設ということで定めておりまして、まず福祉避難所につきましては先ほど申しましたように設置するというのをうたっております。そうした考えの中に、当面对象者につきましてはどの程度おるかというのが、まず疑問になってくるかと思います。そういったところから、まず第1段階として、そういった方につきましては、市の総合福祉センターとか庁舎につきましてはそういった避難所にしたいとい

うことで考えております。当然に、大災害が起きまして災害救助法との適用もございまして、
広範囲に広がれば、当然ながらそういった施設等も、やはり避難場所として設置する必要がある
というふうに考えますので、今後そういった対象の施設とも協議しながら設置に努めてまい
りたいということで考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） これはぜひできることだと思いますので、まずは動いていただいて、各
施設への協力依頼をしていただきたいと思いますし、また一定の方向性が得られましたら、ぜ
ひお知らせをいただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただき
ます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月26日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時28分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成19年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成19年9月26日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 認定第1号 | 平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第2 | 認定第2号 | 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第3 | 認定第3号 | 平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第4 | 認定第4号 | 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第5 | 認定第5号 | 平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第6 | 認定第6号 | 平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第7 | 認定第7号 | 平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第8 | 認定第8号 | 平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第9 | 認定第9号 | 平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について（決算特別委員会） |
| 日程第10 | 議案第62号 | 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会） |
| 日程第11 | 議案第63号 | 市道路線の認定について（建設経済常任委員会） |
| 日程第12 | 議案第65号 | 太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について（総務文教常任委員会） |
| 日程第13 | 議案第66号 | 太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第14 | 議案第67号 | 太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第15 | 議案第68号 | 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第16 | 議案第69号 | 太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第17 | 議案第70号 | 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任 |

委員会)

- 日程第18 議案第71号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第19 議案第72号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第20 議案第73号 太宰府市立太宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第21 議案第74号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第22 議案第75号 太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第23 議案第76号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第24 議案第77号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第25 議案第78号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について（各常任委員会）
- 日程第26 議案第79号 平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第27 議案第80号 平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第28 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第29 発議第4号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願（建設経済常任委員会）
- 日程第31 請願第2号 「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財政措置」に関する請願（総務文教常任委員会）
- 日程第32 意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第33 意見書第5号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書（建設経済常任委員会）
- 日程第34 意見書第6号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書
- 日程第35 議員の派遣について
- 日程第36 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1 番 原 田 久美子 議員
 3 番 長谷川 公 成 議員
 5 番 後 藤 邦 晴 議員
 7 番 橋 本 健 議員
 9 番 門 田 直 樹 議員
 11番 安 部 啓 治 議員
 13番 清 水 章 一 議員
 15番 佐 伯 修 議員
 17番 田 川 武 茂 議員
 19番 武 藤 哲 志 議員

2 番 藤 井 雅 之 議員
 4 番 渡 邊 美 穂 議員
 6 番 力 丸 義 行 議員
 8 番 中 林 宗 樹 議員
 10番 小 柳 道 枝 議員
 12番 大 田 勝 義 議員
 14番 安 部 陽 議員
 16番 村 山 弘 行 議員
 18番 福 廣 和 美 議員
 20番 不 老 光 幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長 井 上 保 廣
 教 育 長 關 敏 治
 地域振興部長 松 田 幸 夫
 市民生活部長 関 岡 勉
 健康福祉部子育て
 支援担当部長 村 尾 昭 子
 会計管理者併
 上下水道部長 古 川 泰 博
 監査委員事務局長 木 村 洋
 地域振興課長 大 藪 勝 一
 福 祉 課 長 新 納 照 文
 上下水道課長 宮 原 勝 美

副 市 長 平 島 鉄 信
 総 務 部 長 石 橋 正 直
 地域振興部地域コミュ
 ニティ推進担当部長 三 笠 哲 生
 健康福祉部長 永 田 克 人
 建 設 部 長 富 田 讓
 教 育 部 長 松 永 栄 人
 総 務 課 長 松 島 健 二
 人権・同和政策課長
 兼人権センター所長 津 田 秀 司
 建 設 課 長 大内田 博
 教 務 課 長 井 上 和 雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白 石 純 一
 書 記 伊 藤 剛
 書 記 花 田 敏 浩

議 事 課 長 田 中 利 雄
 書 記 浅 井 武

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1から日程第9まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第9、認定第9号「平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1から日程第9までを一括議題とします。

日程第1から日程第9までは決算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） おはようございます。

決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括して報告をいたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第9号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、本会議初日に市長の提案理由及び特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月19日及び20日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査をいたしました。

審査に当たっては決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議をいたしました。この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして改めてお礼を申し上げます。

平成18年度は予想以上の地方交付税減額により大幅な財源不足で極めて厳しい財政状況であ

ったが、あらゆる収入の財源確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しを行い、総合計画に掲げる施策や事業の計画的推進に努め、一定の成果が上がったという報告がありました。なお、各会計ともに、審査の詳細な内容につきましては、後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、逐一報告することを省略いたします。

執行部においては、委員会の内容及び審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等については十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映されるとともに、今後の事業執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。また、各会計においても厳しい財政状況が続いており、財政の硬直化が進み、市民サービスの低下や行政事務執行の制限、地域全体の活性化への影響が懸念されていることから、危機的財政状況から脱却するためのあらゆる方策を実施し、市民、職員が一丸となって財政の立て直しに取り組まれるよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円未満切り捨てで報告します。

まず、認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告をします。

平成18年度の決算額は、歳入総額200億2,849万円、歳出総額193億9,414万3,000円で、歳入歳出の形式収支は6億3,434万7,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越すべき財源1億7,184万6,000円を差し引いた実質収支についても、4億6,250万1,000円の黒字となっております。また、本年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は、1億8,417万1,000円の赤字となっており、実質単年度収支は1億9,007万6,000円の赤字決算となっております。地方債の残高は、平成18年度末では237億80万5,000円であり、前年度に比べ3.37%の減となっております。また、経常収支比率も100.9%で、財政健全化と言われる75%を大きく上回り、さらに昨年度を2.3ポイント上回り、財政構造が硬直化し、極めて厳しい状況になっていきます。執行部にあっては、この厳しい財政状況をさらに深刻に受けとめ、財政の健全化に向けてより一層の努力を強く要望いたしますのであります。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は大多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入総額58億6,998万9,000円、歳出総額58億8,276万6,000円で、歳入歳出差し引き1,277万7,000円の赤字決算となっております。前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額、さらに税制調整基金積立金を加え、同基金取り崩し額を差し引いた実質単年度収支額のいずれも赤字となっております。また、歳入の基礎となります税金を見ますと、収入未済額は4億11万5,000円で、0.56%の増となっております。国民健康保険事業は医療給付費が

年々増加する中であって、今後も厳しい財政状況が続くことが予想されますので、事業の健全な運営により一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第2号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第3号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入総額56億6,656万4,000円、歳出総額55億7,170万9,000円で、歳入歳出差し引きでは9,485万5,000円の黒字となっております。歳出の大半を占める医療諸費は54億9,737万3,000円で、前年度と比較しますと4.03%の減となっています。老人保健は高齢化に伴う対象者の増加などにより、今後医療費の増加が予想されることから、適正な受診や健康意識の高揚に向けた啓発、保健事業の推進になお一層の努力をお願いしておきます。

質疑、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第3号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第4号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入総額32億4,338万2,000円、歳出総額31億6,648万9,000円で、歳入歳出の形式収支額は7,689万3,000円の黒字であり、実質収支額についても同額の黒字となっています。また、実質単年度収支も黒字となっています。介護保険制度は年々進む高齢化社会であって、対象者の増加等により、保険給付費が増大している状況であることから、健全な財政運営に引き続き努力されますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第4号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入歳出それぞれ6,002万6,000円で、平成17年度の決算に比べ28.3%の減となっています。この特別会計は筑紫地区4市1町の共同設置であり、平成17年度、平成18年度が本市の当番になっているということであることから、収入は4市1町の負担金で、全額介護認定審査に係る費用として支出しているものです。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第5号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第6号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入総額1,285万円、歳出総額1,227万4,000円で、歳入歳出の形式収支額は57万6,000円の黒字となっていますが、実質単年度収支額は38万1,000円の黒字となっています。収入未済額は9,661万円で、前年度に比較して4.47%増加しております。そのうち

貸付金の回収率は5.35%で、2.83ポイント下回っている状況であります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第6号は認定すべきものと決定しました。

次に、認定第7号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告します。

平成18年度の決算額は、歳入歳出総額それぞれ7,982万8,000円となっています。内容は、高雄公園用地購入費借入金の一部を償還し、財源は一般会計から繰り入れが行われています。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第7号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について」報告します。

平成18年度の水道事業における経営成績は、総収益額12億2,475万7,000円、総費用額11億3,426万2,000円で、9,049万4,000円の純利益を生じています。経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率はともに上昇しており、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。しかしながら、水道料金の滞納分に係る収納対策は困難な面もありますが、経営は厳しさを増すものと思われることから、より一層の努力をお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第8号は認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第9号「平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」報告します。

平成18年度の下水道事業における経営成績は、総収益額16億1,943万8,000円、総費用額15億7,741万2,000円で、4,202万5,000円の純利益を生じています。経営状況の指数としての流動比率、酸性試験比率はともに低下していますが、資金繰り及び支払い能力はおおむね良好であるとの監査意見書が出されております。しかしながら、施設整備や維持管理、また企業債の償還など今後も厳しい経営状況が続くことが予想されることから、より効果的な収納対策を講じていただき、健全財政の維持に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、全員一致で認定第9号は認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました案件についての審査報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

認定第1号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第3号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第4号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第5号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第6号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、認定第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論、採決を行います。

認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 認定第1号「平成18年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」反対討論をいたします。

決算認定について大変業務多忙な中に資料要求に応じていただき、担当部局に心からまず初めにお礼申し上げます。

平成18年度の歳入歳出全般については、小泉内閣の2006年2月に成立した地方分権改革推進法が施行され、その上での予算編成が行われました。戦後レジームからの脱却という旗印のもとに、市民に痛みを押しつけられた行政改革が行われたことは明らかであります。その内容は、地方自治体に対し地方財政支出の改革との位置づけ通達を行い、歳入歳出に対しての一体改革を押しつける一方、税制では大企業には減税、市民には増税負担をさせてきたことや、公務員制度の見直し、削減を求め、昇給停止を初め採用を控えてきたこと、行政のスリム化を進め、地方自治体の機能全体を見直す国の方針が地方分権改革推進法の内容であります。その結果が平成18年度の歳入歳出決算に具体的に明らかになっております。特に、市民税の税率変更を初め増税は大変な負担となっております。特に、定率減税縮小、廃止や中小業者に対する消費税の1,000万円以上の売り上げによる課税結果が歳入面にあらわれておりますが、売り上げが伸びず、中小企業の倒産、廃業が顕著にあらわれておりますが、国は地方自治体の税収が増えたとして、地方交付税の削減と国庫負担金の縮小が行われました。その結果、太宰府市では

重要な業務である教育予算の縮小を初め生活保護制度の見直しや国民健康保険税、老人医療費、介護保険、高齢者福祉、児童手当、障害者福祉等地方自治体の業務予算に対して当然国が保障しなければならないのに、国庫負担金を削減し、地方交付税を大幅に削減を行ったために、市民が大変な負担を強いられてきたことは事実です。その結果がさきの参議院選挙で国民からの批判を自民党内閣が受け、過半数割れの結果ではないでしょうか。

このような厳しい財政状況の中で職員の皆さんが努力をされていたことは評価をいたしますが、納税者は市民であり、福祉や教育、行政全般にわたっては歳出面について市民を中心とした行政施策が求められておりましたが、公正中立の行政執行と言えない一部分がありました。決算審査に当たって発言をさせていただき、改めるところは改め、改善を再三要求しておりましたが、保育行政を初め人権という名のもとに一部の社会運動団体に対する補助金や減免の内容の改善が見られないことなど、決算認定できない内容にもなっております。私は平成18年度認定第1号について、国の厳しい予算の中で市職員の方々が努力されたことに対して再度評価いたしますが、認定できない部分が様々ありますので、反対討論といたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対2名 午前10時22分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第2号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対 0 名 午前10時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第 3 号「平成18年度太宰府市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 3 号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第 3 号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対 0 名 午前10時23分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第 4 号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 4 号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第 4 号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対 0 名 午前10時24分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第 5 号「平成18年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第 5 号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時24分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第6号「平成18年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第6号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時25分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第7号「平成18年度太宰府市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第7号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時26分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第8号「平成18年度太宰府市水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第8号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時26分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、認定第9号「平成18年度太宰府市下水道事業会計決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第9号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、認定第9号は認定されました。

〈認定 賛成19名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10と日程第11を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第10、議案第62号「市道路線の廃止について」及び日程第11、議案第63号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第10及び日程第11を一括議題とします。

日程第10及び日程第11は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第62号「市道路線の廃止について」及び議案第63号「市道路線の認定について」、審査内容と結果を一括して報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

最初に、議案第62号「市道路線の廃止について」を報告いたします。

今回提案されました市道路線の廃止は5路線です。川原1号線、川久保1号線は太宰府市吉松東土地区画整理事業が完成したことにより廃止するもので、大佐野・土場分線、国分・川原線、紺町3号線は道路改良により起点、終点が変更になったために廃止するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第62号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第63号「市道路線の認定について」を報告いたします。

今回認定する路線は、県道から移管による6路線、開発により帰属を受ける3路線、吉松東土地区画整理事業から管理を引き継ぐ7路線など合計21路線です。

本議案についても質疑、討論はなく、採決の結果、議案第63号は全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第62号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第63号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第62号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第62号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時31分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第63号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第63号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第21まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第12、議案第65号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」から日程第21、議案第74号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第12から日程第21までを一括議題とします。

日程第12から日程第21までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第65号から議案第74号までについて、その審査内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第65号については、本年10月1日に実施する行政機構改革に伴って関係条例の改正を行うものとの補足説明がありました。

質疑において、機構改革によって部が1減となることによる部長の待遇については、今回力を入れる部署に担当部長という形で配置すること、そして市民への周知方法については市役所の玄関前でお知らせを行うとともに、広報やホームページに掲載し周知を図るということを確認しました。また、今回機構改革を実施するに当たっては、市民へしっかり周知を行うよう執行部に対しお願いをいたしております。その他、議案に関連した質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第65号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第66号については、佐野土地区画整理区域内の換地処分に伴って11月27日から施行される大佐野区、向佐野区及び吉松区の各一部の住居表示に伴い、給水区域の変更及び公共施設の住所変更を行うものとの補足説明がありました。

委員からさしたる質疑はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第66号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第67号から議案第74号までについては、公共施設の減免規定の見直しに伴い条例

の一部を改正するものとの説明がありました。

まず、議案第67号については委員からはさしたる質疑はありませんでした。

討論では、議案第67号から議案第74号までにわたる討論として、減免制度の復活については評価をする。また、身体障害者手帳等を持っておられる方には配慮をし、理解を得られるよう施行していただきたい。また、規則や内規の運用に際して利用者への配慮を要求しての賛成討論がありました。

採決の結果、議案第67号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第68号から議案第74号までについては委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で全議案原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第65号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第66号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第67号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第68号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第69号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第70号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第71号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第72号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第73号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第74号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第65号「太宰府市行政機構の改革に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時38分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第66号「太宰府市水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第66号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時39分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第67号「太宰府市いきいき情報センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第67号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第68号「太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第68号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時40分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第69号「太宰府市中央公民館使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第69号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時41分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第70号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第70号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時42分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第71号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第71号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時42分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第72号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第72号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時43分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第73号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第73号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時44分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第74号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22と日程第23を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第22、議案第75号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」及び日程第23、議案第76号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第22及び日程第23を一括議題とします。

日程第22及び日程第23は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第75号、議案第76号についての審査における主な内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第75号について報告をいたします。

本議案については、議案第67号から議案第74号までの施設と同じ歩調で減免規定を導入するので、条例の一部を改正すると執行部から補足説明がありました。

本議案に対して委員から、規則に半額免除と全額免除のいずれにも「市長又は教育委員会が

特別の理由があると認めたとき」という条文があるが、この区分けは具体的にどのような場合があるのか説明を求める質疑がありました。

執行部からの回答は、具体的な例はまだ定めていないが、その都度その都度の恣意的判断ではいけないので、今後他の施設と調整し、もう少し明確にしたいとのことでした。

また、減免の対象が市民であることを確認したところで、市外の障害を持った方の取り扱いについての質疑があり、執行部から今まで決裁した具体的な例がないので、これからの課題とし、住所要件を外すのが本来であると考えているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第75号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号について報告をいたします。

本議案については、市長の提案理由のとおりとのことで、補足説明はありませんでした。

質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第76号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第75号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第76号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第75号「太宰府市地域活性化複合施設太宰府館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時49分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第76号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」  
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第77号 太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第24、議案第77号「太宰府市印鑑条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第77号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本案は、第5条第1号において実態に条文を合わせた関係上、括弧書きの部分削除するというもの、第9条、10条、11条、12条中において「届け出」の漢字表記の整理をするというものの、また第12条第1項第3号中においては、民法の改正による文言の改正をするというものがあります。

補足説明の後、委員から質疑において、第12条関係の改正について詳細の経過を尋ねたところ、平成12年4月の民法改正により「禁治産」という呼称が廃止され、「後見」という言葉になったということ、あわせて本来民法改正時にすべきであった本条例の改正に漏れがあったということで、今回改正するものであるとの回答がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第77号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時53分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 議案第78号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第25、議案第78号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 議案第78号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」。

本会議において所管の委員会に分割付託されました議案第78号の当委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものといたしましては、2款2項1目企画総務費のIT推進費の委託料のうち電算委託料の222万6,000円は機構改革に伴う電算システム変更等のための補正です。10款1項2目事務局費の学校教育課庶務関係費の賃金140万5,000円は、特別支援学級に在籍する重複障害等を持ち、介助等を必要とする児童・生徒の支援を行うための支援員の賃金で、今回太宰府東中学校、太宰府小学校、水城小学校に1名ずつ配置されるとの説明を受けました。

質疑において、本年4月1日から法改正により今まで「特殊学級」と言っていたものが「特別支援学級」という名称になったこと、現在の特別支援学級在籍児童・生徒数合計42名であることなどを確認しました。

10款5項2目施設管理運営費、史跡水辺公園費の公有財産購入費1億638万円は、史跡水辺公園用地の道路部分を除いたプール用地部分の購入費で、地権者との交渉がまとまり、今回補正

予算を計上しているとの説明を受けました。

続いて、歳入の主なものといたしましては、9款1項1目の地方特例交付金ですが、これは減税補てん分と児童手当制度拡充に伴う地方負担の対応分の2本立てとなっており、今回額が確定し、当初予算よりも650万円ほど増となっています。この1項の地方特例交付金は1,674万円が減額補正され、最終確定額は合計3,753万円ということでした。

9款2項1目、この特別交付金については地方特例交付金とも関連する減税対応分で、今回2,303万8,000円が補正され、最終確定額としては2,303万8,000円となっております。

また、債務負担行為の補正では、セキュリティー対策サーバー機器の保守委託料及び賃借料として平成20年度から平成24年度まで合計2,855万円を限度額とするもの等が計上されており、委員からの経費削減上の価格交渉等の努力を行っているかとの質疑に対して、見積書に対する価格交渉はもちろん行っており、見積もりについてもどうしても現在委託している会社にしかお願いできない部分もあるが、数社とれるものについては行うようにしているとの回答がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第78号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

当委員会の所管分につきましては、歳出は1,172万1,000円、歳入は35万円の増額補正となっています。

まず、歳出の主な補正についてです。

8款2項3目道路新設改良費の公有財産購入費は、市民プール用地買収協議が調ったとのことで、道路部分の購入費が計上されています。

次に、8款4項2目公園事業の草刈り委託料は、3カ所の街区公園の樹木伐採費用との説明があり、委員から梅林アスレチックスポーツ公園の草が非常に伸びているので、草刈りの実施ができないかとの質疑がありました。執行部の回答は、今後検討し、予算計上を考えていきたいとのことでありました。同じく、公園施設維持補修工事については、梅林アスレチックスポ

一ツ公園の大型遊具の補修費用との説明があり、委員から今回の補修で大丈夫と考えていいのかとの質疑があり、執行部から今回は安全に利用できる範囲までの部分補修を行い、今後点検を十分行いながら必要があれば予算を計上していくとの回答でした。

次に、歳入の補正についてです。

20款5項の雑入は、梅林アスレチックスポーツ公園の自動販売機の売上手数料が増額になったので、計上したとのことでした。

審査を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第78号の建設経済常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出においては、3款2項2目児童措置費について児童手当法の改正に伴う児童手当の増7,835万円、同じく3目保育所費について市立保育所管理運営費、保育士等賃金の増791万7,000円、4款1項3目母子保健費について健康教育相談関係費、保健師賃金の増100万5,000円についてなど補正されており、歳入においては、18款2項1目老人保健特別会計精算繰入金の増3,785万9,000円の補正、その他は歳出に伴う補正となっております。

審査は各款、各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、予算計上の根拠等、不明な点について確認いたしました。

歳出、3款児童手当につきましては、児童手当法の改正によりこれまで第1子、第2子はそれぞれ月5,000円、第3子以降は月1万円であった支給が、本年4月より3歳の誕生月までのすべての子につきまして一律1万円の支給に拡充されたことによる増額であるとのことでした。同じく、3款保育所費におきましては、正規職員3名の育児休暇、病気休暇、介護休暇による欠員の補充及び児童数の増加による保育士の増員があり、それらに伴う臨時職員補充のための合計6名分の賃金の計上とのこと。同様に、第4款母子保健費におきましても、正規職員1名が病気休暇で欠員になっており、その分の保健師補充のための賃金の計上であるとのことでした。

歳入、18款老人保健特別会計精算繰入金につきましては、平成18年度老人保健特別会計による精算金を一般会計に繰り入れるということでございます。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第78号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時05分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26と日程第27を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第26、議案第79号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第27、議案第80号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。



日程第26及び日程第27は環境厚生常任委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第79号及び議案第80号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第79号について報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,485万5,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出につきましては、2款医療費の増額3,841万3,000円、4款支払基金に対する償還金1,858万4,000円、及び一般会計繰入金3,785万8,000円。歳入につきましては、5款繰越金9,485万5,000円の計上であります。

質疑において、歳出、4款支払基金精算返還金については、医療費に対する交付金の平成18年度精算分として社会保険診療報酬支払基金に返還金が生じたため計上したものであること。同じく、一般会計繰入金精算繰戻金については、一般会計からの繰入金の平成18年度精算分として一般会計に戻すために計上したものであるということでした。また、2款医療費の増額については、医療費が伸びたということよりも、歳入5款の繰越金の額と歳出である返還金、繰戻金の額との調整として、歳入歳出のバランスをとるために医療費に計上しているという回答を受けました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第79号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第80号について報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,186万3,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出については、1款地域支援事業支援交付金の償還220万5,000円、及び8款基金積立金2,965万8,000円の計上。歳入については、3款介護給付費交付金600万9,000円、及び7款前年度繰越金2,585万4,000円の計上であります。

質疑において、歳出、1款地域支援事業支援交付金返還金については、平成18年度の介護予防事業が平成19年5月末に確定したことにより、社会保険診療報酬支払基金へ精算返納するものであること。また、8款介護給付費支払準備基金積立金については、平成18年度余剰金を介護給付費の支払準備基金として積み立てるもの。歳入、3款介護給付費交付金については、過年度分の介護給付費の交付金であり、社会保険診療報酬支払基金から交付されること、また7款繰越金については平成18年度から純繰越額の計上ということの回答を受けました。

本案に対する質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第80号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

議案第79号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第80号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第79号「平成19年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時26分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第80号「平成19年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 発議第3号 太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第28、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の

一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」。

総務文教常任委員会に審査付託されました発議第3号について、その審査内容と結果を報告します。

まず、賛成議員となっている委員から、非常に厳しい財政状況の中、今までと全く変わらない形で活動を行いながら、なおかつ今すぐにできることということで今回の提案になっており、新年度の予算のうち少しでも執行部の方の予算に最初から組み入れられるようにという姿勢をあらわす必要がある。また、新年度の予算編成に何とか間に合わせて、少しでも議会として何かできることをまずやってみようという発想であるとの説明がありました。

ほかの委員からは、金額の減額の前に政務調査費が議員活動としてその成果を行政にどのように反映させるのかという議論の方が先ではないか。また、金額を下げれば市民が納得するかといえば、そういうふうには考えていない。金額だけ下げて、厳しい規則だけ残すことについては問題があり、もう少しこの審議についての時間をいただきたいとする意見や、この件についてはこれまで会派代表者会議等でも論議がされており、特別委員会の設置についても述べられてきている。厳しい財政状況はよく理解しているが、今後12月、来年の3月の中でも全体的な議会改革の議論の中で取り組んでいくべきではないかという意見が出されました。

協議の中で、所属会派でももう少し調査研究の必要があるのではないかという意見になっているとして、継続審査としたいとの意見が出されましたので、協議を中断し、発議第3号を継続審査することについて採決を行いました。採決の結果、発議第3号「太宰府市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について」は賛成大多数で継続審査すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ただいま委員長の継続審査という報告に対しまして反対の意思表示をい

たします。

7名で提案いたしました政務調査費20%の減額は、何ら議会活動に支障を来すことなく、来年度の他の事業予算に活用していただければというのが私たちの切なる願いであります。今年度逼迫した財政状況の中で、執行部三役は報酬カットを実行されました。市民の目は当然議会にも向けられ、議員は何をやったのかという批判が出ることは必定です。本市の財政難を不安視する市民は多く、事実現在の経常収支比率は100.9%という全く余裕のない状態です。いわば、太宰府丸が座礁し、危機的状況にある中で議員が少しでも早く助け船を出さなければなりません。わずかな金額を削っても意味がない、小手先の対策は不要だといった意見もあるようですが、金額の多い少ないの問題ではなく、議員一人一人が気持ちを行動に移し、今できることを即実行することが重要であります。市議会が自発的に経費節減に取り組んだことを全市民に明らかにし、アピールすることこそ必要であると考えます。今回の政務調査費に関しては、原案どおりの可決をお願いしまして、継続審査に対する反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私は先ほどの委員長の継続審査に反対をし、ぜひとも原案を可決していただきたい、そういう立場で討論をいたします。

この間本市の財政事情につきましては、大変厳しい状況であるということは論をまたないところであります。先ほど認定第1号の反対討論の中でもありましたように、介護手当や児童手当、あるいは教育費、あるいは保育費の負担が大変市民に大きくなってきておる、そういう状況もあるというふうなご意見も出ているようであります。当面財政事情が好転をするという兆し、あるいは条件はほとんど見当たらない、こういう状況であろうというふうに思っております。

私は先ほど委員長報告の中で継続審査ということでありましたが、今出されております閉会中の議員の審議についても、従前の継続審査の経緯を見てまいりますと、ほとんど休会中に常任委員会を臨時に開催をする中で議論をするということはあっておりません。したがって、状況でいきますと、12月議会までこのままの状況ではなかろうかというふうに危惧をするところであります。市長も、あるいは副市長も、教育長も本市の財政事情を勘案し、そして10%、5%という減額をされました。それに対して私ども議会は満場一致賛成をしたところであります。今回政務調査費を議員みずから減額をしていこう、こういう姿勢こそ今私たちに問われておるし、また私たちがとるべき行動であろうというふうに思います。そういう意味では、福岡県でも福岡市でもこの政務調査費の主要問題、あるいは整理の問題について大変市民の目が厳しくなっているところは議員ご承知のとおりであろうというふうに思っております。もちろん本市においては、その使用目的については大変みずから厳しくしておるところでありますが、今日までの政務調査費の執行率などを勘案しますと、ぜひとも私どもが提案しております月額5,000円の減額、年間120万円、これをぜひとも子供たちや、あるいは高齢者や障害者

のために執行部が使う、そういうことこそ今求めておられることであろうというふうに思っております。したがって、私はぜひとも本日、本案について議員各位の賛同をいただきますよう切にお願いを申し上げまして、討論にかえさせていただきたいと思っております。

(「議長、休憩」「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 休憩の動議が出ていますけど。

(「ただいまの動議に対して賛成します」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

ほかに討論ありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番(福廣和美議員) 私はこの案に対しまして継続審査に賛成の立場で討論をさせていただきます。

今ご両名が継続審査に反対という討論をされましたけれども、その内容に一々反論する意味合いは全くありませんので、ご了解をいただきたい。ただ、我々と見解が違う部分も幾つかあるように思います。1つは、我々議会としては今までに政務調査費は減額を既に市長初め四役が減額する以前から、何年も前からそういう協力を十二分にやってきた。もうそれは過去の話である。今一番大事なものは、我々は選挙期間中も我々の支持者に問うてまいりました。政務調査費はどう思いますかと。我々はこれぐらいの金額です、こうなっています、こういう使い道をしていますと。すると「あ、全く問題がありませんね」と、だれ一人として金額が高い云々という政務調査費に対して太宰府市に限っていえば、何の疑念も疑問も一人から聞いた覚えがありませんでした。そういう観点から、もともと太宰府の場合厳しい状況の中でこの運用がなされておりますし、今このことに言及する、そういうなぜこれなのかという全く疑問にしか思えない状況にあると私は思っております。また、この予算は返還をして翌年度の一般会計の中に含まれて使われておるという認識を我々は持っております。ということは、福祉にも使われ、教育にも使われておると。そういう予算の枠組みの中にもう既に入っている、そう認識をいたしております。ただ一つ懸念いたしますのは、新人議員さん、またはこういうものを勉強したい、いろんなものを勉強したいという向上心がある方が、もしこの今の金額で足りないと、そういう状況が生まれるかもわからない。我々はこの政務調査費によって勉強をして、市民の負託にこたえる、いかにこたえるか、そこが一番のポイントではないかというふうに思っております。今我々が目指すところは議会改革というものを提唱しております。議員定数の削減、またいろんな市民に開かれた議会にするにはどうやったらいいかということ、まずは議員全員で研究しながら、そのことを達成する方が、私はその中にこの政務調査費の問題も入れ

て論議をしていくべきではないかと、そういった意味合いで継続審査に賛成をいたしております。これ以上長々とやりますと、またおかしくなりますのでやめますけども、そういった意味合いで継続審査に賛成と。この政務調査費だけの問題ではないと、そういうとらえ方をした上でそういう結論を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 私も継続審査の方に賛成で、その賛成の立場から申し上げますと、私たちせんだつての議会研修でも、早稲田の北川先生も議員はもう少し政務調査費を使って勉強すべきだと。それから、もう一つは今回熊本でも竹中平蔵先生が見えて議員研修もあります。そういう突発的な問題もあるわけです。必ずしも政務調査費を削る必要はないんじゃないかなろうかと。先ほど福廣議員も言われますように、残金は必ず翌年度に回しておるというようなことでございます。

それから、私は議会や市政に大変関心のある方からすぐに言われました。政務調査費を削るべきじゃないかと。私はそのときに政務調査のあり方をその方に説明しました。まず、会派にしかこの政務調査費は交付されないんですよ。一人の方が議会で一般質問し、あるいは一人の人がしないと、そういうときにはそういうような政務調査費も使われなくて広報も出せないような状態、あるいは私どもパソコンを使って印刷をかなりします。1回の一般質問のときには、やはり二、三十枚刷ったりします。その用紙代も出ないんですよ、インク代も出ないんですよ。そういうふうに制約を受けて、それから自分が調査に行きたいと思ってもそれも行けないんですよ。そういうことを説明しましたところ、その方はもう少し勉強してもらうために有効にどんどん使ってもらって、市政のために頑張ってくださいというような、逆に励まされたような次第でございます。したがって、私は今後個人ででもいろんな立場で調査だとか研究できるような政務調査費に検討を加えて、よりよい政務調査費の使い方をすべきではないかと思うので、政務調査費の継続審査の方に私は賛成いたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、発議第3号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成12名、反対 7 名 午後 1 時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 9 発議第 4 号 太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第29、発議第 4 号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 発議第 4 号「太宰府市議会委員会条例の一部を改正する条例について」提案の説明をいたします。

提出者は、私村山弘行で、賛成者は武藤哲志議員、田川武茂議員、佐伯修議員、安部陽議員、清水章一議員、大田勝義議員、小柳道枝議員、中林宗樹議員です。

この条例は、本日可決されました本市行政機構改革に伴い常任委員会の所管を変更するものですが、現在の委員会の所管に合わせての条例の改正とするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、提案説明にかえさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第 4 号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第30 請願第1号 生活道路安全確保に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第30、請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました請願第1号「生活道路安全確保に関する請願」について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

本請願については、同じ趣旨の陳情が市長あてに提出されていることから、執行部が把握している現状と課題などの説明を受けながら、現地調査を交えて審査を行いました。

まず、審査の中心となった趣旨の1点目の大型車両の一方通行化について報告をいたします。

一方通行化には車種の限定はできないことと、季節や曜日だけの制限はできないという警察の見解があります。すべての車種を一方通行とすることや制限速度を落とすことについては、地域住民の理解が必要であることと、市全域に関係してくること、交通渋滞に結びつくことなど多くの課題、問題点があることから、時間をかけて総合的な角度から研究する必要があると執行部からの説明を受けました。

委員から、一方通行にするのは難しいと感じる、参道入り口の石畳の道路部分の拡幅が必要ではないか、正月は一方通行にしているので、不可能ではないなどいろいろな意見が出されました。

要旨の2点目、3点目については、委員から通学路の安全確保については登下校の時間帯は他の駐車場を利用してもらうようバス会社や観光業者をお願いしてはどうかとの提言や、沿線住民の生活道路の安全確保については、道路の拡張やいろんな方法をとらないと問題の解決は非常に厳しいと思うという意見などがありました。

結論といたしましては、委員から現在執行部が警察や関係者と協議を行っており、今日結論を出さずに、継続審査として多くの時間をかけて協議していった方が有効的ではないかとの継続審査を求める意見や、この請願の紹介議員から採択を願う立場であるが、委員の皆さんがもう少し調査研究し、よりよい方向で結論を出していこうという考えであることから、継続審査には賛成であるとの意見が出されましたので、継続審査とすることについて採決をとりました。その結果、請願第1号につきましては委員全員一致で継続審査とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。



○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） 私はこの請願の紹介議員といたしまして、委員会も傍聴させていただきました。今委員長の報告にもございましたように、確かに一方通行に関しましては法律的に非常に難しいということで、物理的な問題があるということ。しかしながら、委員の皆様方全員が請願者の気持ちを非常によく理解をしてくださいます、何らかの形でいい方向で解決をしていきたいと。そのための調査研究を進めるために継続審査をしていきたいというような意見が出ておりました。したがって、委員の皆様方にはぜひこの五条区の地元住民の皆様方のお気持ちをお酌みいただきまして、何らかの解決方法を見出させていただきますよう調査研究を進めていただきますことをお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、請願第1号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成19名、反対0名 午後1時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 請願第2号 「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財政措置」に関する請願

○議長（不老光幸議員） 日程第31、請願第2号「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財政措置」に関する請願を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 請願第2号「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財政措置」に関する請願」。

総務文教常任委員会に審査付託されました請願第2号について、その審査内容と結果を報告します。

本請願の紹介議員となっている委員から補足説明として、現在全国的に特別支援学級が増加している状況の中で、国が教育法の改正を行い、位置づけを明確にした裏づけとして地方交付税の算定基礎として1校当たり84万円を見ている。また、文部科学省が規定する特別に支援を要する児童・生徒というのは障害児となっているが、本請願はその枠組みを不登校、あるいは家庭環境に問題のある子供たちにまで少し広げていただきたいというものであるとの説明がありました。

審査において、委員から請願の要旨の第4行目の「を含めた日常生活の向上」を除いた要旨のみについて採択してはどうかという意見が出されました。よって、請願の要旨の第4行目の「を含めた日常生活の向上」を除いた要旨のみについてを議題とし、討論、採決を行いました。

討論では、本請願の要旨部分に請願者の願いや思いが大体入っており、検討いただいた内容で請願者の要望は理解いただけると思うとの賛成討論。ほかに動議が出された部分については、行政側も対応できるものではないかと考えるとして、賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第2号「平成19年度特別支援教育支援員の配置に必要となる経費に係わる地方財政措置」に関する請願」については全員一致で一部採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私はこの請願者の請願の紹介議員といたしまして、委員会でも賛成討論をさせていただきました。この要旨の一部削除がございましたけれども、この大きな要旨といたしましては特別に支援を要する子供たちのために地方交付税の算定基礎となったその金額につきましてできるだけ配慮をいただきたいという内容でしたので、この要旨におきましてそれがかねえられるというふうに判断をいたしております。

以上をもちまして賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は一部採択です。本案を委員長報告のとおり一部採択とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、請願第2号は一部採択とすることに決定しました。

〈一部採択 賛成19名、反対0名 午後1時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 意見書第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第32、意見書第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 意見書第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書」。

総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第4号について、審査内容と結果を報告します。

この意見書について委員に意見を求めたところ、地方財政が厳しい中意見書の提出に賛成するとの意見がありました。

協議を終え、討論はなく、採決の結果、意見書第4号につきましては全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 意見書第5号 中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第33、意見書第5号「中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました意見書第5号「中小企業の事業承継円滑化のための税制改正を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

本意見書については、委員からの意見、討論はありませんでした。採決の結果、意見書第5号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第34 意見書第6号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書**

○議長（不老光幸議員） 日程第34、意見書第6号「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

16番村山弘行議員。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16番（村山弘行議員） 意見書第6号につきましてご提起を申し上げますが、本案につきましては12月議会では間に合わないということで、急遽臨時議会運営委員会を開催をいたしまして、本日最終日に提案をし採決をするということを議員の中で意見一致を見ましたので、ただいまから意見書第6号について提起を申し上げます。

「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」。

提出者は、私村山弘行、賛成者が武藤哲志議員、田川武茂議員、佐伯修議員、安部陽議員、清水章一議員、大田勝義議員、小柳道枝議員、小林宗樹議員であります。

提案理由の説明は意見書を朗読し、提案にかえさせていただきます。

「悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書」。

クレジット契約は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、強引・悪質な販売方法と結びつく高額かつ深刻な被害を引き起こす危険な道具になるものである。現在クレジット会社の与信審査の甘さから、年金暮らしの高齢者に対し支払い能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の販売が繰り返され、年齢、性別を問わずクレジット契約を悪用したマルチ商法、内職商法、その他の詐欺的商法の被害が絶えないところである。このようなクレジット被害は、クレジット契約を利用するがゆえに悪質な販売行為を誘発しがちとなるクレジット契約の構造的危険性から生じる病理現象であると言える。経済産業省も産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このように深刻なクレジット被害を防止するため、2007年2月からクレジット被害の防止と取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議を進めており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。今回の改正においては、消費者に対し安心・安全なクレジット契約が提供されるために、クレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。よって、太宰府市議会は国会及び政府に対し割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記。1、クレジット会社が顧客の支払い能力を超えるクレジット契約を提供しないように具

体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。２、クレジット会社には悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように加盟店を調査する義務だけでなく、販売契約が無効、取り消し、解除であるときは既払金の返還義務を含むクレジット会社の民事共同責任を規定すること。３、１、２回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を禁止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。４、商品方式のクレジット事業者について登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリングオフ制度を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は衆・参両議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣であります。よろしくご審議賜り可決いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第６号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第６号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対０名 午後１時28分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第３５ 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第35、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第36 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第36、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成19年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成19年太宰府市議会第3回定例会を閉会します。

閉会 午後1時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年11月30日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 橋 本 健

会議録署名議員 中 林 宗 樹